

# 報告書

厚生労働省 平成18年度障害者保健福祉推進事業

地域生活支援事業におけるコミュニケーション支援  
事業の全国実態調査と先駆的事例の検証並びに  
標準化のための情報提供事業

(略称:コミュニケーション支援調査事業)



社会福祉法人 日本ライトハウス

# 目次

## I 事業概要

挨拶	5
事業概要	7
作業の経過と今後の活用方法	11

## II 調査結果及び分析

### 「コミュニケーション支援事業」

の実施状況に関するアンケート調査結果	15
集計結果一覧 <視覚障害者支援関係>	22
集計結果一覧 <聴覚障害者支援関係>	45
調査結果の分析 <視覚障害者支援関係>	69
調査結果の分析 <聴覚障害者支援関係>	74

## III 先駆的事例現地調査及び2次調査結果

### 先駆的事例現地調査結果

1. 鹿児島県鹿屋市	81
2. 宮城県仙台市	84
聞き取り調査結果	95
聞き取り調査結果の集約	101

## IV 当事者・当事者団体の現状と今後の課題

当事者・当事者団体の現状と今後の課題（鼎談）	105
（社福）日本盲人会連合 調査 「視覚障害者移動・コミュニケーション支援事業（仮称）」報告書	124
特定非営利活動法人 全国視覚障害者情報提供施設協会（発案） 「コミュニケーション支援事業実施に向けて～人材養成から設置派遣まで」	129

# I 事業概要

## 情報とコミュニケーションの充実を願って！

社会福祉法人 日本ライトハウス  
常務理事 岩井和彦

社会福祉法人 日本ライトハウスでは、創業以来「視覚障害者の社会参加と自立のためのパートナーシップ」を法人理念として80有余年福祉事業に従事して参りました。この度厚生労働省のご指示をいただいて表記事業に着手しましたのは視覚障害者の社会参加と自立のためには情報・コミュニケーションの充実が不可欠であることを広くご理解いただくことを願ってのことです。

障害者自立支援法では、視覚障害者の大きな不自由である移動と文字の読み書きの保証をするための制度として地域生活支援事業に「移動支援」と「コミュニケーション支援」を位置づけています。「情報の80パーセントが視覚による」とも言われるように視覚障害者は情報とコミュニケーションにおいて重大な不自由を感じています。

視覚障害者が求めるコミュニケーション支援事業における「点訳、音声訳等による支援事業」では次のようなことが考えられています。

公開集会等への点字・代読等の補償として、公開の講演会、講習会、会議等においては点字・録音等資料の準備がなされることやパワーポイントなどでの説明等視覚を前提とするものへの内容を伝達すること。また、在宅の視覚障害者への資料代読・点訳・代筆者の派遣も重要となります。そこでは、個人情報保護は約束されることから安心して個人への手紙、回覧物、書類記入、生活用品その他の表示確認ができるようになることを多くの視覚障害者は願っています。

しかし、残念ながらこうした事業がどの程度実施されているかの把握はいずれにおいてもなされていないことから、当法人は、「障害者自立支援法の全面実施に伴い、本制度の実施状況を調査することにより、視覚障害者のニーズを反映した先駆的事例を発掘・検証し、都道府県・市区町村等事業実施団体へ情報提供することで地域格差のない事業実施」を願って全国1,988余の市区町村にアンケート調査をさせていただきました。

結果は、残念ながら視覚障害者向けコミュニケーション支援事業が実施されていないことが明らかとなりましたが、その原因の一つは本事業のイメージがはっきりしていないことがあるようです。

現在、特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会が事業従事者養成のためのカリキュラムの作成を進めており、日本盲人会連合は厚生労働省宛「視覚障害者移動コミュニケーション支援事業」としての要望を提出しています。

こうした動きと相まって本調査がきっかけとなってコミュニケーションの場面における視覚障害者のニーズと対応方法の発見に1歩でも近づけていただけられることになれば当法人として誠に幸いに存じます。

最後になりましたが、本事業の実施に当たっては、視覚障害者・聴覚障害者団体とそれぞれの情報提供施設からの全面的な協力をいただきました。委員諸子には業務多忙の中、諸事業に協力いただいたことにより、一民間社会福祉法人の分を越えているかも知れない事業の完了をみることができました。心より感謝申し上げます。

## 事業概要

### 事業名

地域生活支援事業におけるコミュニケーション支援事業の全国実態調査と先駆的事例の検証並びに標準化のための情報提供事業  
(略称：コミュニケーション支援調査事業)

### 事業目的

今日、インターネットという画期的な情報インフラが急ピッチで整備され、また、携帯電話に代表されるように個人と個人の情報交換の方法も変化し、視覚障害者の情報・コミュニケーション環境も変化した。

しかし、視覚障害者のインターネット利用は一般の利用が 60%を超えることに比較して数%にとどまっている。また、支援環境としての的確な情報入手への配慮は不十分である。ややもすれば情報の渦の中で溺れかかっている状況である。

また、日常のコミュニケーションの場面においても、視覚障害者が参加する各種講習会での資料の点訳・音声訳の保証はなく、講師や参加者との意志疎通において重大な不自由を伴い、また、ホームヘルパー・ガイドヘルパーの派遣事業においては代読・代筆のサービスはできない制度上の問題があり、こうした状況に配慮する制度としてコミュニケーション支援事業が本年 10 月から実施される意味は大きい。

視覚障害者の社会参加と自立のためのパートナーシップを目標に 85 年に及ぶ視覚障害者の福祉を進めてきた当法人が視覚障害リハビリテーション技術と盲人情報文化センターとして情報提供事業を全国的に行っている技術を活かして本制度の充実・発展に貢献することを願うものである。

事業の具体的目標は次のようである。

障害者自立支援法の全面実施に伴い、コミュニケーション支援事業の実施状況を調査することにより、視覚障害者・聴覚障害者ニーズを反映した先駆的事例を発掘・検証し、都道府県・市町村等事業実施団体へ情報提供することで地域格差のない事業実施を目的とする。また、情報提供に当たっては視覚障害者へは点字化・音声化・テキストデータ化等求められる媒体での情報提供に配慮することにより、視覚障害者の積極的なコミュニケーション支援事業の活用を促し、地域における社会参加を促進することを目的とする。

## 事業内容

### 1. 企画・評価会議の設置（本委員会）

①設置目的 視・聴覚障害者のコミュニケーション支援の状況と情報を検討し、事業実施主体への調査項目を決定する。調査の回答結果、報告内容を評価する。

2回開催

### ②委員構成（7名）

有泉 一如氏（社会福祉法人日本盲人会連合事務局）

石倉 満行氏（社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会常務理事）

石野 富志三郎氏（財団法人全日本ろうあ連盟副理事長）

柿内 健作氏（社団法人大阪市視覚障害者福祉協会会長）

加藤 俊和氏（特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会）

保住 進氏（特定非営利活動法人全国聴覚障害者情報提供施設協議会事務局長）

岩井 和彦（社会福祉法人日本ライトハウス 常務理事）

### 2. 実務作業員会の設置

① 設置目的 企画・評価会議の指針に基づき、「下記3.」の調査資料の作成、回答の整理作業を行う。4回開催

### ② 委員構成（7名）

竹下 亘（社会福祉法人日本ライトハウス盲人情報文化センター総務部長）

林田 茂（社会福祉法人日本ライトハウス盲人情報文化センター）

久保 洋子氏（社会福祉法人日本ライトハウス盲人情報文化センター

ボランティア友の会 音声訳指導員）

橋本 勝利氏（音戯工房 代表）

安田 知博氏（点訳・音声訳指導員）

澤田 祐子氏（社会福祉法人日本ライトハウス盲人情報文化センター

ボランティア友の会 点訳指導員）

若松 ひろみ氏（元社会福祉団体 歯車の会副会長 ガイドヘルプ指導員）

### 3. 全市区町村の地域生活支援事業実施主体を対象とした

「コミュニケーション支援事業」の実態調査

- ① 調査先／調査対象 全市区町村の地域生活支援事業実施主体 1988箇所
- ② 調査方法／調査内容 調査票の送付・記入によるアンケート調査を行う。  
内容については企画・評価会議の検討、指針を元に、実務作業委員で作成する。  
調査結果を元に先駆的事例の現地調査を実施する。

#### 調査内容の原案

「コミュニケーション支援事業」の実施状況に関するアンケート

#### I. 聴覚障害者と健聴者のためのコミュニケーション支援事業について

- 1 手話通訳者派遣事業の実施状況
- 2 手話通訳者設置（配置）事業の実施状況
- 3 要約筆記者派遣事業の実施状況
- 4 パソコン要約筆記者派遣事業の実施状況
- 5 以上1～4のサービスについて養成講習会の実施状況
- 6 その他、聴覚障害者関連事業の実施状況

#### II. 視覚障害者と晴眼者(せいがんしゃ、目の見える人)のためのコミュニケーション支援事業について

- 1 地域生活支援事業の「コミュニケーション支援事業」実施要綱の目的と対象者に「視覚」障害者が明記され、事業内容にも「点訳、音訳等による支援事業」が明文化されたことについての把握状況
- 2 公開の講演会、講習会、会議等における点字等資料提供の実施状況
- 3 公開の講演会、講習会、会議等における代読者等派遣の実施状況
- 4 在宅の視覚障害者に対する代読者等派遣の実施状況
- 5 代読者等の養成講習会の実施状況
- 6 その他、視覚障害者関連事業の実施状況
- 7 視覚障害者に対する移動支援事業を実施している場合、代読、代筆サービスの実施状況
- 8 盲ろう者向けガイドヘルパー（ガイドコミュニケーター）派遣事業の実施状況



4. 当事者・当事者団体の現状と今後の課題について鼎談を実施

千田 勝夫氏（全日本視覚障害者協議会 総務局次長）

津野 幸治氏（元盲学校教諭）

柿内 健作氏（社団法人大阪視覚障害者福祉協会 会長）

楠 敏雄氏（障害者インターナショナル日本会議 副議長）

岩井 和彦（社会福祉法人日本ライトハウス 常務理事）

5. 報告書の作成及び配布

調査の集計結果を整理後、企画・評価会議の評価・分析に加え、鼎談内容等を報告書にまとめる。また、報告書の簡易版を作成し併せて配布する。

報告書

①印刷（CD 作成）部数

活字版 300 部

CD 版 600 枚

内訳：活字データ版

簡易版報告書デイジー版

厚生労働省事業説明映像 各 200 枚

②配布箇所

全国の視・聴覚障害者関係施設・団体等 260 箇所と関係者

簡易版報告書（リーフレット）

①印刷（CD 作成）部数

活字版 12000 部

点字版 600 部

CD 版 2000 枚（厚生労働省事業説明映像）

②配布箇所

全国の視・聴覚障害者関係施設・団体等 260 箇所と関係者（簡易版報告書のみ）

全市区町村の地域生活支援事業実施主体 1988 箇所

## 作業の経過と今後の活用方法

### 1. 会議、委員会の開催と作業の経過

#### 第1回 本委員会の開催

2006年12月15日（金）午後、日本ライトハウス盲人情報文化センター  
審議の内容：事業の目的と事業計画、事業の背景と課題、コミュニケーション支援  
業の実態調査方法と調査対象、調査内容について

#### 第1回 実務作業委員会の開催

2006年12月22日（金）午後、日本ライトハウス盲人情報文化センター  
作業の内容：事業の目的と事業計画、事業の背景と課題、コミュニケーション支援事  
業の実態調査方法と調査対象、調査内容について具体案の集成と作業分担

コミュニケーション支援実態調査案の作成と、調査先の選定

2007年1月12日（金）～17日（水）実務作業委員会が作業

#### 調査票の発送

2007年1月17日（水） 全市区町村・1988箇所  
政令指定都市の148区を含む

#### 第2回 実務作業委員会の開催

2007年1月31日（水）午後、日本ライトハウス盲人情報文化センター  
作業の内容：アンケート中間集計作業

#### 第3回 実務作業委員会の開催

2007年2月2日（金）午後、日本ライトハウス盲人情報文化センター  
※アンケート締切日

作業の内容：アンケート中間分析、先駆的事例の確認

2007年2月9日（金）～26日（月）

先駆的事例に対する電話での聞き取り調査（2次調査）の実施

第4回 実務作業委員会の開催

2007年2月23日（金）午後、日本ライトハウス盲人情報文化センター

作業の内容：調査結果の分析、報告書案の原案検討

第2回 本委員会の開催

2007年3月2日（金）午後、日本ライトハウス盲人情報文化センター

審議の内容：調査結果の分析・評価、報告書の内容確認

2007年4月 報告書完成・発送

## 2. アンケート調査票の送付と回答状況

送付先：全市区町村の地域生活支援事業実施主体 1988 箇所

回答数：1120 箇所

回答率：56.3%

## 3. 事業効果及び活用方法

障害者自立支援法の全面実施に伴う具体的支援の実施状況を収集・整理・評価・公開することにより、視覚障害者のニーズと対応方法を発見し、障害者の自立支援制度の充実に努める。

## Ⅱ 調査結果及び分析

調査対象 全市区町村の地域生活支援事業実施主体 1998 箇所

## 調査結果の分析 <視覚障害者支援関係>

特定非営利活動法人

全国視覚障害者情報提供施設協会

常任理事 加藤 俊和

### 1. 質問への回答について

#### 質問1 「コミュニケーション支援事業に視覚障害が追加されたことの認知度」について

「知らなかった」との回答が18%もあった。これは、視覚障害関係が記載されたのが実施2ヶ月前の8月であったことも影響していると思われるが、要綱を読めば分かることであり、残念ながらやはり認識の低さを指摘せざるを得ない。

#### 質問2 「公開されている講演会、講習会、会議等での点字などの資料の準備」について

1割近い市町村が実施していると答えているのは、一見驚きでもあった。これについては、追跡調査として、すべてを実施していると答えて“先駆的な”結果を示した市町村への「先駆例現地調査」が実態を物語っている。すなわち、この追跡調査で「資料を準備している」としたのは、「社会参加促進事業で、事前の申し込みがあれば点訳奉仕員に作ってもらう」、あるいは「障害のある方も参加する健康福祉局主催の催しやイベントについて点字資料を準備するようにしている」といった回答であった。したがって、本来の意図である、「市町村民であればだれもが参加できるはずの公開された講演会、講習会、会議等」を非常に狭くとらえての回答であったと見られることが明らかになっている。なお、それですら点字資料のみであり、近年富に増えている中高年からの視覚障害者で点字が利用できない人たちにテープまで準備をしたという市町村は皆無と思われる。

この結果から、「市町村民に公開された」催し全般についての資料の配慮までは、ほぼされていないと推測される。

#### 質問3 「公開の講演会等」及び質問4 「在宅」への代読者等の派遣について

この二つの質問については、結果が類似しているのでまとめて検証する。

結果は「実施している」が2%と3%で、「実施を検討している」を加えてもどちらも6%にすぎない。ただ、2・3%の市町村が実施していると答えていることは重要であるので、どのように「実施されている」のかの中身を検証した。これについても、追跡調査の「先駆例現地調査」が実態を示している。すなわち、この追跡調査で「実施している」とした内容は質問7の「移動支援事業で代読等サービスを認めているか」と密接に関係しており、コミュニケーション支援事業ではなく、ガイドヘルプサービスの中でまたは社会参加推進事業の中で行われている、としての回答となって

いたことが明らかになっている。

#### 質問5 「代読者等養成講習会の開催」について

この結果は、5%が実施していると回答している。

その養成の内容は、コミュニケーション支援事業のための代読者等ではなく、従来の点訳奉仕者養成事業などを指していることが、追跡調査の「先駆例現地調査」によって明らかになっている。すなわち、コミュニケーション支援事業に必要な養成内容が伝わっていないこともこの回答の原因となっている。

#### 質問6 「その他の実施内容」について

特にコミュニケーション支援事業と言える記載はなかった。

#### 質問7 「移動支援事業における代読等サービス」について

いわゆるガイドヘルプのときに代読等を認めている、とした市町村は39%あり、“検討する”を合わせると61%となった。これは、必要なときにはガイドヘルパーがコミュニケーション支援の代役となっていることを示唆するもので、本事業の普及にあたってはその担い手としてガイドヘルパーを重要な対象とすることが現実的であることを示している。ただし、質問5における支援を行う者の養成とは結びついていないことも明らかとなっており、支援者としてのガイドヘルパーを対象にしたコミュニケーション支援を行うための養成カリキュラムの提示が急務であることも明らかになった。

#### 質問8の① 「盲ろう者向けガイドヘルパー派遣事業の実施」について

実施しているが9%、検討中を加えても15%と低い水準にとどまっている。これは対象者と内容が明確な事業であり実態を示した調査結果といえよう。盲ろう者への支援を行っていないし検討もしていない市町村が83%にもなっていることは、その支援の必要性への理解が相当乏しいことを示しているとも言える。少数者への理解が乏しいことは、障害者の中で少数者である視覚障害者への理解が不十分なことにもつながっており、「すべての障害者への支援」の中で埋没しかねないことを示唆しているとも言える。

#### 質問8の② 「ガイドコミュニケーターの登録者数」について

この結果は1714名にとどまっている。

#### 質問8の③ 「ガイドコミュニケーターの資格」について

資格の取得を求めているとした市町村は「実施している」とした99市町村の約半数に留まっている。これは「ガイドコミュニケーター」とはどのような支援を行うのかについての理解が乏しいのではないかとすることを窺わせる結果ともなっている。

## 2. 「先駆例現地調査」及び「聞き取り調査」の結果について

特に質問2から質問5についてすべて「実施している」とした中から「先駆例現地調査」として2市を選んで現地調査を行い、実施しているまたは検討していると回答のあった市町村の中から任意で15カ所を選んで電話の聞き取りによる追跡調査を行った。

その中で明らかになったのは、前項の各質問への分析結果の中でもふれたように、社会参加促進事業など従来から行っている事業を今回の視覚障害者コミュニケーション事業として考えている市町村が多く、きちんとした位置づけをして新たに取り組んだわけではなかったという事実である。これは、新しい「コミュニケーション支援事業の中の視覚障害者支援」については「要綱」の中でも具体的な内容や方法についてはふれられておらず、市町村としてはとまどったままであることを示している。

「公開の後援会等における点字等資料」について言えば、ある市では従来からおこなっている社会参加促進事業の中で、事前申込者への点字資料提供提供を行っているとしていた。しかし、点字資料の存在を知らない視覚障害者が多かったり、他の市では覚障害者も対象としたイベントにおいての点字資料の配付程度に限定されたりしていた。

問題は、点字資料の準備とは言っても点訳奉仕員の無料奉仕に頼っていたり、点字資料の存在が伝えられていなかったり、視覚障害者は点字が読めるものと思いきまれているなど、視覚障害への理解が不足していることもあった。いずれも「公開の後援会等への資料の対応」とは相当のギャップがあることが分かった。

「代読者等養成講習会」については、従来からの点訳奉仕員や朗読奉仕員養成講習会を本事業の講習会と見なしているところが大半であった。しかし、コミュニケーション支援にはそれだけではない異なったスキルも必要であり、単に置き換えてしまえるものではないので、明確なカリキュラムの提示などの必要性が明らかになったと言える。

「在宅でのコミュニケーションの支援」については、ガイドヘルパーの業務内で代筆・代読等を明文化していたり、朗読奉仕員の派遣が行われている市のあることが分かった。なお、ガイドヘルパーが行うとしている場合はコミュニケーション支援事業ではないので、その時間数だけガイドヘルプの時間数が短くなるという問題がある。また、ホームヘルパーが家事援助の中で行っていると答えた市や社会福祉協議会のボランティアが代読していると答えた市もあった。

地域生活支援事業の「その他の事業」に入るはずの「市町村の広報誌を点訳・朗読して配布する」事業をコミュニケーション支援事業として回答した市町村が多くあった。

## コミュニケーション支援事業の視覚障害者支援について

まず、コミュニケーション支援事業に視覚障害が明記されたことを知らない市町村が2割近くもあること、従来の社会参加促進事業などで対応できていると考えている自治体が多いことなどのように、事業そのものの理解がかなり乏しいことが明らかになった。

次に、支援の普及するためには、今回の調査でも移動支援を行う者が併せてコミュニケーション支援も行うことを認める自治体がいくつも存在しているように、実質的な支援を行うには、ガイドヘルパーやホームヘルパーなど他の支援事業に従事する者がとの関連も欠かすことができない。

視覚障害者へのコミュニケーション支援を担う者としては、所定の講習を修了するなど必要な技量を習得した者が当たらないと、不適切な代読表現によって誤った情報を伝えてしまうことすらある。そのため、必要な技量を習得するための講習カリキュラムに沿った講習会の開催と受講の促進が必要である。

そこで、調査から明らかになったこれらの課題に対応し事業を理解するために必要な、視覚障害者に関するコミュニケーション支援事業の詳細や講習について紹介しておきたい。

## コミュニケーション支援事業の視覚障害者支援事業の詳細

### (1) 対象者

対象となる視覚障害者としては、視覚障害等級1級から6級までの手帳保持者が挙げられる。なお、現在は途中で視覚障害となる人が増加しており、視力低下や視野の欠損が進行中で手帳非保持の人も少なくない。そのため、現時点で手帳非保持であっても、医師の診断書などによって「視覚に障害があって日常生活の様々な情報を得ることができない、あるいは社会活動の参加に支障がある」ことが明らかであればそれらの視覚障害者も対象とする必要がある。

### (2) 支援内容

以下に支援の必要な事項を例示する。

#### ア. 在宅生活における、郵便物や届け物類

##### ・本人宛郵便物

官公庁発諸連絡、私信、ダイレクトメール等の差出人・内容の確認

宅配便等不在時の連絡票確認など

##### ・本人宛明記のない着信物

自治体の広報、選挙公報、新聞、地域紙、さまざまな広告・ちらしなどの必要な部分の読み上げ



イ. 在宅生活における、家庭内の物品表示の確認

・必要書類等の表示確認

食品・薬品類等重要品目の種類・内容・使用期限や賞味期限等の表示確認

衣類の種類や色・諸表示の確認、電機製品等の表示の確認及び操作方法の確認

・地域生活における情報確認

回覧物の内容確認・回覧先の確認、町内掲示物の確認、必要な書類への記入等

ウ. 様々な講演会、発表会、会議などにおける、視覚情報の支援

・投影機器・ホワイトボード・標示物・展示物

プロジェクターによる投影像、映写機やスライド、ストロボ等による投影像

ホワイトボード・黒板などに描かれる文字等

標示物・展示物、ジェスチャなどによって示される情報

墨字資料の必要な部分

(これらの情報は声で耳元で伝えることが多い。)

エ. 会場内・会場周辺情報の支援

会場等にいる人の情報（人数・性別、知っていると思われそうな人、）

会場の配置等の情報（広さ、机の配置、正面の向きなど）

その他必要な情報

## 調査結果の分析＜聴覚障害者支援関係＞

特定非営利活動法人

全国聴覚障害者情報提供施設協議会

理事 柴田 浩志

今回の調査結果を分析するにあたり、本調査と同時期に行われた全日本ろうあ連盟や全国手話研修センターの同種の調査も参考にした。また、障害者自立支援法施行後の事業実施状況を検討するため平成17年度に全日本ろうあ連盟が行った「聴覚障害者のコミュニケーション支援の現状把握及び再構築検討事業」（以下「再構築検討事業」という。）や全日本難聴者・中途失聴者団体連合会が行った「要約筆記者認定への提言」（以下「提言」という。）の各報告書も参考とした。

### 1 手話通訳派遣事業の実施について

手話通訳派遣事業は1976年に手話奉仕員派遣事業として制度化され、その後手話奉仕員と手話通訳者の両方が、手話通訳派遣事業所（市町村役場や聴覚障害者情報提供施設等）に登録し、必要に応じて医療機関、教育機関等に派遣される形態により事業が進められてきた。今回の調査で全国1840の市町村に、手話通訳者派遣事業の実施について問うたところ、913自治体が実施しているとの回答であった。

（全市町村に占める割合 49%）また、実施を検討している自治体は127であった。（全市町村に占める割合 6%）従って実施している、実施を予定しているを合わせると1040であり、全市町村の半数を超える。

参考までに全日本ろうあ連盟の調査では派遣事業を実施しているのは815自治体、19年度から実施予定が279自治体、実施の方向で準備中が114自治体となっている。

また、全国手話研修センターの調査では派遣事業を実施しているのは825自治体、今後実施の予定は88自治体となっている。

障害者自立支援法が施行される以前においては、都道府県（政令指定都市を含む）が「障害者社会参加総合推進事業」、市町村が「市町村障害者社会参加促進事業」により手話通訳者派遣事業が行われていた。2003年度における実施状況は都道府県で46（47都道府県13政令市の合計60に占める割合76%）、市町村で110（3155市町村に占める割合3%）であったことから、市町村での実施数は障害者自立支援法施行後8～9倍に拡大している。この理由として障害者自立支援法ではコミュニケーション支援事業が必須事業となったことや手話通訳者派遣事業が市町村事業に位置づけられたことによると考えられる。

## 2 手話通訳者設置事業について

手話通訳設置事業は1973年に制度化されて以来、役所、公立病院、福祉センター等の公的機関、公共施設に手話通訳者が設置され、聴覚障害者に対するコミュニケーション支援において重要な役割を担ってきた。

今回の調査で手話通訳者設置（配置）事業について問うたところ、385自治体の実施しているとの回答であった。（全市町村に占める割合20%）また、実施を検討している自治体は83であった。（全市町村に占める割合4%）その結果、実施している、実施を予定しているを合わせると468であり、全市町村の25%であった。

参考までに全日本ろうあ連盟の調査では手話通訳者設置事業を実施しているのは454自治体となっている。

また、全国手話研修センターの調査では設置事業を実施しているのは302自治体、今後実施の予定は28自治体となっている。

障害者自立支援法が施行される以前においては、都道府県（政令指定都市を含む）が「障害者社会参加総合推進事業」、市町村が「市町村障害者社会参加促進事業」により手話通訳者設置事業が行われていた。2003年度における実施状況は都道府県で47（47都道府県13政令市の合計60に占める割合78%）、市町村で322（3155市町村に占める割合10%）であったことから、市町村での実施率は障害者自立支援法施行後15%程度向上している。この理由として市町村の統合により広域で手話通訳者が設置されるようになったこと、障害者自立支援法ではコミュニケーション支援事業が必須事業となったことによると考えられる。

再構築検討事業では、設置された手話通訳者の状況は、自治体によってその形態が多岐多様であると指摘している。すなわち、役所等に勤務する者が、たまたま手話ができる職員であって手話通訳が本来の職務ではない場合、業務内容が庁外での手話通訳は認められず窓口対応に限定されている場合、雇用形態が常勤ではなく週に1～2日という非常勤の場合、民間団体の職員が市役所等に出向・配置されている場合などである。従って本調査では把握できなかった配置形態についても十分考慮することが重要である。

### 3 要約筆記者派遣事業について

要約筆記者派遣事業は1985年に要約筆記奉仕員派遣事業として制度化され、障害者自立支援法のコミュニケーション支援事業において要約筆記奉仕員派遣を含む要約筆記者派遣事業となった。要約筆記者や要約筆記奉仕員は派遣事業所（市町村役場や聴覚障害者情報提供施設等）に登録し、難聴者団体の会議や研修会に派遣される他、難聴者が医療機関、教育機関等に赴く際、要約筆記者として派遣されることが認められている地域もある。今回の調査で要約筆記者派遣事業の実施について問うたところ、531自治体の実施しているとの回答であった。（全市町村に占める割合28%）また、実施を検討している自治体は208であった。（全市町村に占める割合11%）従って実施している、実施を検討しているを合わせると739であり、全市町村の40%であった。

参考までに全国手話研修センターの調査では派遣事業を実施しているのは436自治体、今後実施の予定は124自治体となっている。

障害者自立支援法が施行される以前においては、都道府県（政令指定都市を含む）が「障害者社会参加総合推進事業」、市町村が「市町村障害者社会参加促進事業」により要約筆記奉仕員派遣事業が行われていた。「提言」では市町村合併前において派遣事業は数%の実施率であったと報告されており、市町村での実施率は障害者自立支援法施行後は飛躍的に増加している。この理由として障害者自立支援法ではコミュニケーション支援事業が必須事業となったことや、手話通訳者派遣事業とセットで予算化が進められていることによると考えられる。

### 4 パソコン要約筆記者派遣事業について

パソコン要約筆記者派遣事業は、1999年に厚生労働省が「要約筆記奉仕員養成カリキュラム」を策定し、基礎課程32時間、応用課程20時間の計52時間のカリキュラムを手書き要約筆記とパソコン要約筆記のコースに分かれて研修し、パソコン要約筆記を習得した者を、要約筆記奉仕員派遣事業において登録派遣するのである。従ってパソコン要約筆記者は派遣事業所（市町村役場や聴覚障害者情報提供施設等）に登録し、主に難聴者団体の会議や研修会の他に、市民集会等の大規模な取り組みに派遣される事が多い。今回の調査でパソコン要約筆記者派遣事業の実施について問うたところ、113自治体の実施しているとの回答であった。（全市町村に占める割合6%）また、実施を検討している自治体は102であった。（全市町村に占める割合5%）その結果、実施している、実施を検討しているを合わせると215であり、全市町村の11%であった。

「提言」ではパソコン要約筆記の基礎課程、応用課程の実施状況は都道府県、市町村の3割から2割にとどまっていると報告されており、パソコン要約筆記者の養成が

十分進んでいないことが派遣の実施に結びついていない理由と考えられる。

## 5 手話通訳者養成、要約筆記者養成、パソコン要約筆記者養成に関する講習会の実施について

何らかの養成事業を実施している自治体は405（全市町村に占める割合 22%）、今後、実施を検討している自治体が91（全市町村に占める割合 4%）であった。

実施の最も多いのが手話通訳者養成で341、次いで要約筆記者養成が187、パソコン要約筆記者養成が51であった。

障害者自立支援法においては人材養成が都道府県の事業に位置づけられたことから、今後は広域で養成事業が取り組まれると考えられる。手話通訳者養成は厚生労働省が定めたカリキュラムでは90時間であり、手話奉仕員養成80時間と合わせると170時間の養成カリキュラムとなっている。また、要約筆記奉仕員養成は基礎課程32時間、応用課程20時間の計52時間となっている。養成事業の実施にあたっては講師や受講者の確保等、実施率を高めるに解決しなければならない課題は多い。

### Ⅲ 先駆的事例現地調査及び二次調査結果

#### <先駆的事例現地調査>

1. 鹿児島県鹿屋市
2. 宮城県仙台市 2箇所

#### <二次調査結果（聞き取り調査）>

- A 茨城県笠間市
- B 茨城県つくば市
- C 茨城県龍ヶ崎市
- D 埼玉県羽生市
- E 千葉県八街市
- F 神奈川県厚木市
- G 石川県白山市
- H 山梨県甲州市
- I 長野県北安曇郡松川村
- J 愛知県東郷町
- K 愛知県豊山町
- L 大阪府泉佐野市
- M 岡山県津山市
- N 広島県府中市
- O 山口県玖珂郡和木町 計 15箇所

## 先駆的事例現地調査結果

アンケート設問項目の事業に「実施している」と回答が多かった2箇所へ追加調査を実施する。調査結果は以下のとおりである。

### 1 鹿児島県鹿屋市

回答結果

- ①コミュニケーション支援の理解 ○
- ②点字等資料の提供 A
- ③講演会の代読者等派遣 A
- ④在宅への代読者等派遣 A
- ⑤代読者の養成講習会 A
- ⑥その他 なし
- ⑦移動支援における代読 B

アンケート回答

- A 実施している
- B 実施はしていないが実施を検討している
- C 実施していない

調査者 鹿児島県視聴覚障害者情報センター 良久万里子氏

調査先 鹿屋市保健福祉部高齢障害福祉課 障害者福祉係 萩原和人氏

調査日 2007年2月20日(火)

#### 1. 点字等資料提供

##### (1)サービスの具体的内容

社会参加促進事業で平成11年度より実施していた事業。

視覚障害手帳所持者の希望者に会議・講習会の資料を点訳して提供している。

事前(2, 3日前まで)に申込が必要。

サービス料、用紙代等の消耗品費、すべて無料で、利用者負担はなし。

##### (2)予算額

点字等資料提供については特になし。

点字用紙代等はコミュニケーション支援事業全体の消耗品費で支出している。

点訳奉仕員養成講習会の終了者でサークルを作っており、そのサークルが点訳を担当している。2, 3年前までは点訳の謝金を払っていたが、サークルからの申し出で謝金は不要になった。(サークル会員がボランティアで点訳)

点訳に関わる機器等は1度購入すれば、継続して使えるので、備品購入費も当面はなし。

(3)サービス対象者の条件

視覚障害者

(4)サービス提供者

点訳サークルの会員がボランティアで行っている

(5)実利用件数

年に数件

(6)事業の委託先

社会福祉協議会

(7)利用者の評価・要望

鹿児島県視聴覚障害者情報センターの点字触読可の利用者5名に電話調査したところ、5名中1名がこのサービスを利用しており、「会議資料等の点字資料を年に1, 2回提供してもらっています。とても協力的で助かっています。」とのこと。他4名はこのサービスがあることを知らなかった。

(8)その他

コミュニケーション支援の為に予算がそれぞれの事業ごとになっている地域が多い中、コミュニケーション支援に関する事業（手話・要約筆記奉仕員派遣・点字資料等提供）を一まとめにしている。また、講習会・会議等の事業ごとにコミュニケーション支援について予算化するのでなく、障害者福祉でコミュニケーション支援について予算化して、情報保障をしている。たとえば、教育委員会主催の会議であっても、障害者福祉のコミュニケーション支援事業で、手話通訳奉仕員等の派遣や点字資料等提供をしている。

2. 代読者等派遣

コミュニケーション支援事業としては実施していないが、移動支援事業等で代読・代筆ができるよう、明文化している。

ガイドヘルパーの業務内で代筆・代読ができる。

ホームヘルパーの場合は事前に業務内容を契約しておけば、業務内で代筆・代読ができる。

ただし、高額の物の購入契約、住宅入居の契約等、重要事項の契約等については、肝属地区障害者総合相談支援センター（※）のスタッフが、本人、ヘルパー



同席の上、代筆・代読する。

※肝属地区障害者総合相談支援センター（鹿屋市社会福祉協議会内）

肝属地区内の市町で資金を出し合い、身体障害者、児童及び知的障害者、精神障害者の専門スタッフ（各2名、計6名）を雇用し、専門的相談に応じている。また、週に1回、巡回相談日を設け、三障害の専門スタッフが同時に各地の役所等に出向いて、相談を受けている。

### 3. 代読者等養成講習会

奉仕員養成事業で手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読（音訳）奉仕員を養成しており、特に「代読者等」の養成はしていない。

朗読（音訳）奉仕員養成講習会は昭和60年頃から実施しており、その終了者で作っているサークルで広報紙の音訳をしている。（現在32名登録）

## 2 宮城県仙台市

### 回答結果

①コミュニケーション支援の理解 ○

②点字等資料の提供 A

③講演会の代読者等派遣 A

④在宅への代読者等派遣 A

⑤代読者の養成講習会 A

⑥その他

視覚障害者から要請のあった各種情報・資料等を点訳及び朗読奉仕員の協力のもと、点訳・音訳等の方法により希望者へ提供している。

⑦移動支援における代読 A

アンケート回答

A 実施している

B 実施はしていないが実施を検討している

C 実施していない

調査者 仙台市中途視覚障害者支援センター 阿部直子氏

調査先 仙台市障害福祉課

### 1. 公開の講演会・講習会・会議等における点字等資料の提供は？

障害のある方も参加するもの、すなわち主として健康福祉局(とりわけ障害企画課)主催の催しやイベント等については、点訳資料を準備するようにしている。

車いす使用者が会場内で座る(車いすのまま参加できるように場所を確保)ことができるように配慮するのと同じ扱い、同じ発想。

催しやイベント等の案内をする際、点訳資料を配布する旨の事前周知はとくにしていない。(手話通訳や要約筆記がつく場合はその旨案内している。)

例えば2006年12月1日に行った「杜の都のふれあいコンサート」

(約400人参加)では、主催者側の準備として点訳資料を10部用意し、白杖を使っている人には受付で「点字資料もありますよ」と声がけした。その結果、2名の人が点訳資料を受け取っていった。白杖を使っている、「点字資料は要りません」と言われる方もいたようです。

### 2. 公開の講演会・講習会・会議等における代読者等の派遣は？

「代読者」という用語は国の施策ではない。

ガイドヘルパーが、ガイドヘルプ依頼者からの求めや希望があればその場で対応している。

(視覚障害の場合、おそらく「公開の講演会・講習会・会議等」が行われる会場にたどり着くまでの移動の段階でサポートを必要とする人が多いため、会場での代読に特

化したサポート体制を設けるよりも移動と一体で対応することのほうが専らではないだろうか。会場での手話通訳や要約筆記が必要になってくる聴覚障害とは事情が違ってくるのもその辺りに理由があるのではないか？)

3. 在宅の視覚障害者に対する代読者等の派遣は？

朗読奉仕員の派遣が行われている。

ただしこれは、仙台市障害者社会参加推進事業実施要綱に基づいて行われているもの。コミュニケーション支援事業としてではない。

4. 代読者等の養成講習会は？

仙台市では市が仙台市身体障害者福祉協会に委託し、養成研修事業を実施している。なお、朗読奉仕員・点訳奉仕員養成研修事業は、障害者自立支援法の地域生活支援事業の「その他の事業」として行っている。

5. 視覚障害者に対する移動支援事業を実施している中で認めている

代読・代筆サービスについて

(1)どの程度利用があるか？

不明

(2)利用規約等にも明記しているか？

明記していない。利用者から依頼があったときにその場の判断で対応している。

(3)ガイドヘルパーの研修や指導に代読や代筆の内容を入れているか？

入っていない。

6. 点字資料等の提供や代読者の派遣と地域生活支援事業の「コミュニケーション支援事業」との関連は？

手話通訳者や要約筆記者の派遣についてはコミュニケーション事業の中で盛り込まれているが、代読者等の「派遣」については同事業の中でとくに触れられていない。そのため、「その他の事業」として実施している。

## 平成18年度朗読奉仕員の活動状況等（平成19年2月22日現在）について

### 1 朗読奉仕員の活動状況（対面朗読）

#### ① 図書館対面朗読

- ・回数 132回
- ・担当者数 12名
- ・延べ人数 280名

#### ② メディアテーク対面朗読

- ・回数 176回（毎週水・金曜日の午前・午後1回ずつ）
- ・担当者数 22名
- ・延べ人数 176名

#### ③ 訪問朗読

- ・件数 90件
- ・担当者数 14名
- ・延べ人数 178名

### 2 点訳、朗読奉仕員養成の講師の資格

#### ① 点訳奉仕員養成講座

- ・点訳奉仕員および点字指導員2名

#### ② 朗読奉仕員養成講座

- ・朗読奉仕員3名
- ・（参考）フリーアナウンサー1名

聞き取り調査票（当事者）

Aさん

1. 回答者プロフィール

女性 20歳代 全盲 主たる使用文字：点字（まとまった点字文書を読むことが可能）

職業：学生

2. 障害者自立支援法の地域生活支援事業「コミュニケーション支援事業」実施要綱に、視覚障害者を対象とした「点訳・音声訳等による支援事業」が明文化されたことを知っていますか？

■知らない

3. 公開の講演会・講習会・会議等における点字等資料の提供を利用したことがありますか？

■点訳資料

□録音テープ、デージー図書

□適切な拡大文字資料

□テキスト文字データファイル

□SPコード

□その他

( )

4. 公開の講演会・講習会・会議等における点字等資料の提供に関してこれまでで困った経験、良かった経験、要望は？

●障害者生活支援センターが実施するピアカウンセラー研修会で、配布資料の点字版がなくて困った。

5. 代読者の派遣サービスを利用したことがありますか？ ■ない

6. 「代読等有資格者」を知っていますか？ ■知らない

7. 代読者の派遣に関してこれまでで困った経験、良かった経験、要望は？

●傍らにいて読んでくれる人の声と講師の声の2つの情報を同時に聞かなくてはいけないので、話が半分しか聞けない。困る。

8. その他外出先で必要になる読み書きにおいて困ること、希望したいことは？

●見る（見える）人が圧倒的に多いので行く先々のひとがちょっと目を貸して読んでくれるといいなあと思う。

## 聞き取り調査票（当事者）

Bさん

### 1. 回答者プロフィール

女性 30歳代 弱視 主たる使用文字：墨字

（照明の加減等が適切であれば新聞の本文を読むことが可能）

職業 ケースワーカー

### 2. 障害者自立支援法の地域生活支援事業「コミュニケーション支援事業」実施要綱に、視覚障害者を対象とした「点訳・音声訳等による支援事業」が明文化されたことを知っていますか？

■知らない

### 3. 公開の講演会・講習会・会議等における点字等資料の提供を利用したことがありますか？

■点訳資料

□録音テープ、デージー図書

■適切な拡大文字資料

■テキスト文字データファイル

□SPコード

■その他（パワーポイントのスライド提示資料を、主催者にお問い合わせしたら大きな字の紙の資料として印刷し、提供してもらったことができた）

### 4. 公開の講演会・講習会・会議等における点字等資料の提供に関してこれまでで困った経験、良かった経験、要望は？

●視覚障害と伝えておくと点訳資料だけが通常版の資料に代わるものとして用意されるので、かえって困る。視覚障害と言っても点訳資料が代替手段とならない人がいると知られていないことの現われか？

●ロービジョンの場合、会場の照明が明るい暗いか、活字資料の文字の大きさや字と背景の色の組み合わせ（コントラスト）がどうか、などによって読める資料、読めない資料の違いが出てくる。そのため、代読してくれる人が必要かどうかは、その会場に行き、実際に資料を手を試してみないと判断できない。

●パワーポイントの資料を紙に印刷して持ち帰れるようにしてもらえると、情報獲得の助けになって嬉しい。

### 5. 代読者の派遣サービスを利用したことがありますか？ ■ない

### 6. 「代読等有資格者」を知っていますか？ ■知らない

### 7. 代読者の派遣に関してこれまでで困った経験、良かった経験、要望は？

●博物館や美術館に行くのは昔から好きなのだが、視力の低下が少しずつ進んできていて、壁に掲げられた説明書き（キャプション？）のボードを読むのが大変になってきている。単眼鏡を使って読んだりすることもあるが、展示されている資料や絵も見てそういった説明書きを単眼鏡で読んで・・・となるとかなり疲れる。しかも博物館や美術館は展示品を保護するために照明が一定以下に落とされて暗くされていることが多いので移動するのも緊張するので・・・。そういった場面で代読者がいると助かるのに・・・と思う。

### 8. その他外出先で必要になる読み書きにおいて困ること、希望したいことは？

## 聞き取り調査票B(関係者)

Aさん

### 1. 回答者プロフィール

ボランティア（視覚障害に接することが多い）

### 2. 障害者自立支援法の地域生活支援事業「コミュニケーション支援事業」実施要綱に、視覚障害者を対象とした「点訳・音声訳等による支援事業」が明文化されたことを知っていますか？

■知っている

### 3. 点訳・音声訳等による情報提供の手段として次のようなものがありますが、それぞれについて

①知っていますか？ ②提供したことがありますか？

点訳資料 →①■知っている ②■提供したことある

録音テープ →①■知っている ②□提供したことある

デジタイズ図書 →①■知っている ②□提供したことある

適切な拡大文字資料 →①■知っている ②□提供したことある

テキスト文字データファイル →①□知っている ②□提供したことある

SPコード →①■知っている ②□提供したことある

### 4. 公開の講演会・講習会・会議等における点字等資料の提供に関してこれまでで困った経験、良かった経験、要望は？（情報提供する側として、サービス利用者をサポートする立場として）

●点訳を急いで頼みたい時、量と時間で締め切りの設定が遅くて外の資料より遅れる。

●点字をプリントアウトする時、点字用紙についての知識がある人が受け付けになくて何度も足を運ばされた。

### 5. 「代読者を派遣する」という援助方法を知っていますか？ ■知っている

### 6. 「代読等有資格者」を知っていますか？ ■知っている

●有資格者が何を守るのか、有資格者であることとないこととでどう違うのか疑問。

●家族や知り合い、ヘルパーさんに読んでもらうのとどう違うのかを利用者に具体的に知らせてほしい。（プライバシーの観点で、有資格者であるが故の守秘義務の遵守とかあるのか？そうでもないのか？）

### 7. 代読者の派遣に関してこれまでで困った経験、良かった経験、要望は？

（情報提供する側として、サービス利用者をサポートする立場として）

●代読者と別のボランティアとして活動中に共通の知人（視覚障害者）のプライバシーを打ち明けられてしまった。このような態度だとガイドヘルパーとしても問題では？いかなものか・・・？

●取扱説明書を読んであげながら新しい電気製品などを利用者が自分で確認しながら使いこなせるようになったとき、利用者と同じくらい嬉しい。

### 8. その他外出先で必要になる読み書きにおいて困ること、希望したいことは？

（情報提供する側として、サービス利用者をサポートする立場として）

●住んでいる地域によってサービスにアクセスしやすい人としにくい人が出てくる。

- 利用者の知識量にもよるが、字句の間違いや専門用語の読み間違いを許せない人（視覚障害者）が別のところで苦言をぐちっているので、代読に関しての苦情受付とそれを生かすスキルアップ検討をしてもらいたい。



**聞き取り調査票B(関係者) Bさん**

1. 回答者プロフィール

眼科医 ※視覚障害リハに関心あり

2. 障害者自立支援法の地域生活支援事業「コミュニケーション支援事業」実施要綱に、視覚障害者を対象とした「点訳・音声訳等による支援事業」が明文化されたことを知っていますか？

■知らない

3. 点訳・音声訳等による情報提供の手段として次のようなものがありますが、それぞれについて

①知っていますか？ ②提供したことがありますか？

点訳資料 →①■知っている ②□提供したことある

録音テープ →①■知っている ②□提供したことある

デジタイズ図書 →①■知っている ②□提供したことある

適切な拡大文字資料 →①■知っている ②■提供したことある

テキスト文字データファイル →①■知っている ②□提供したことある

SPコード →①■知っている ②■提供したことある

4. 公開の講演会・講習会・会議等における点字等資料の提供に関してこれまでで困った経験、良かった経験、要望は？（情報提供する側として、サービス利用者をサポートする立場として）

5. 「代読者を派遣する」という援助方法を知っていますか？ ■知っている

6. 「代読等有資格者」を知っていますか？ ■知らない

7. 代読者の派遣に関してこれまでで困った経験、良かった経験、要望は？

（情報提供する側として、サービス利用者をサポートする立場として）

8. その他外出先で必要になる読み書きにおいて困ること、希望したいことは？

（情報提供する側として、サービス利用者をサポートする立場として）

●拡大読書器を役所の窓口等に置いてほしい。

●音声による道案内・位置情報を充実させてほしい。

**聞き取り調査票B(関係者) Cさん**

1. 回答者プロフィール

眼科医 ※ロービジョン外来担当

2. 障害者自立支援法の地域生活支援事業「コミュニケーション支援事業」実施要綱に、視覚障害者を対象とした「点訳・音声訳等による支援事業」が明文化されたことを知っていますか？

■知っている

3. 点訳・音声訳等による情報提供の手段として次のようなものがありますが、それぞれについて

①知っていますか？ ②提供したことがありますか？

点訳資料 →①■知っている ②■提供したことある

録音テープ →①■知っている ②□提供したことある

デジタイズ図書 →①□知っている ②□提供したことある

適切な拡大文字資料 →①■知っている ②■提供したことある

テキスト文字データファイル →①■知っている ②■提供したことある

S Pコード →①■知っている ②■提供したことある

4. 公開の講演会・講習会・会議等における点字等資料の提供に関してこれまでで困った経験、良かった経験、要望は？（情報提供する側として、サービス利用者をサポートする立場として）

●点訳資料の作成には時間とコストがかかったこと。

5. 「代読者を派遣する」という援助方法を知っていますか？ ■知っている

6. 「代読等有資格者」を知っていますか？ ■知らない

7. 代読者の派遣に関してこれまでで困った経験、良かった経験、要望は？

（情報提供する側として、サービス利用者をサポートする立場として）

●（代読者の派遣とは）具体的にどのようなサービスが、どこに連絡すればどのくらいのコスト負担で受けられるかについてじゅうぶんに周知してほしい。

8. その他外出先で必要になる読み書きにおいて困ること、希望したいことは？

（情報提供する側として、サービス利用者をサポートする立場として）

●銀行などには中古でもよいから拡大読書器を設置したらどうか。

**聞き取り調査票B(関係者) Dさん**

1. 回答者プロフィール

歩行訓練士

2. 障害者自立支援法の地域生活支援事業「コミュニケーション支援事業」実施要綱に、視覚障害者を対象とした「点訳・音声訳等による支援事業」が明文化されたことを知っていますか？

■知っている

3. 点訳・音声訳等による情報提供の手段として次のようなものがありますが、それぞれについて

①知っていますか？ ②提供したことがありますか？

点訳資料 →①■知っている ②□提供したことある

録音テープ →①■知っている ②■提供したことある

デジタイズ図書 →①■知っている ②■提供したことある

適切な拡大文字資料 →①■知っている ②□提供したことある

テキスト文字データファイル →①□知っている ②□提供したことある

SPコード →①■知っている ②□提供したことある

4. 公開の講演会・講習会・会議等における点字等資料の提供に関してこれまでで困った経験、良かった経験、要望は？（情報提供する側として、サービス利用者をサポートする立場として）

5. 「代読者を派遣する」という援助方法を知っていますか？ ■知っている

6. 「代読等有資格者」を知っていますか？ ■知らない

7. 代読者の派遣に関してこれまでで困った経験、良かった経験、要望は？

（情報提供する側として、サービス利用者をサポートする立場として）

●派遣を依頼することのできる機関や団体についての情報が少ない。

8. その他外出先で必要になる読み書きにおいて困ること、希望したいことは？

（情報提供する側として、サービス利用者をサポートする立場として）

●専用書式への署名や記入がみなさん大変に思う。

## 聞き取り調査票B(関係者) Eさん

### 1. 回答者プロフィール

社会福祉士（視覚障害者の相談窓口勤務）

### 2. 障害者自立支援法の地域生活支援事業「コミュニケーション支援事業」実施要綱に、視覚障害者を対象とした「点訳・音声訳等による支援事業」が明文化されたことを知っていますか？

■知らない

### 3. 点訳・音声訳等による情報提供の手段として次のようなものがありますが、それぞれについて①知っていますか？ ②提供したことがありますか？

点訳資料 →①■知っている ②■提供したことある

録音テープ →①■知っている ②□提供したことある

デジタイズ図書 →①■知っている ②提供したことある

適切な拡大文字資料 →①■知っている ②■提供したことある

テキスト文字データファイル →①■知っている ②■提供したことある

SPコード →①■知っている ②□提供したことある

### 4. 公開の講演会・講習会・会議等における点字等資料の提供に関してこれまでで困った経験、良かった経験、要望は？（情報提供する側として、サービス利用者をサポートする立場として）

●視覚障害がある方だからといって点訳資料を作ればよい訳ではない。その人がどの（読みの）方法がよいのか（逆に言うとどの方法は読めないのか）を把握することに難しさを感じる。

●点訳文書の作成にはコストや専門知識が必要。作成に日数を要しない即時対応のしくみも必要。

### 5. 「代読者を派遣する」という援助方法を知っていますか？ ■知らない

### 6. 「代読等有資格者」を知っていますか？ ■知らない

### 7. 代読者の派遣に関してこれまでで困った経験、良かった経験、要望は？

（情報提供する側として、サービス利用者をサポートする立場として）

●弁護士の法律相談とか糖尿病患者さんの栄養士による栄養相談への同行などでは、誘導のガイドヘルパーが代読を担当して用を足せるのかどうか疑問を感じることもある。法律や栄養、疾患等へのそれなりの専門的知識のありなし、ということで。本人の権利擁護の観点を考えるとガイドヘルパーがどんなことでも代読担当するのはいかななものか、と感じる。

●私が相談でかかわっている事例では、社会福祉士としてそういった相談に本人が出向く際にコミュニケーションの仲介役として同行させていただき、付随してガイドヘルプする、ということがしばしばあるが。

### 8. その他外出先で必要になる読み書きにおいて困ること、希望したいことは？

（情報提供する側として、サービス利用者をサポートする立場として）

●金融機関や福祉事務所などへ視覚障害の方と一緒に赴き、書類の読上げや代筆をする時、内容が周りの人達に聞かれるのが気になる。周囲に聞かれないようなプライバシーの配慮ができるスペース（図書館の対面朗読室の様なもの）が設けられていればいいのに、と思うことがある。

## 先駆的事例聞き取り調査結果

視覚障害者関係の支援事業について、アンケート調査に「実施している」または「検討している」と回答のあった市町村から任意で調査先を選び、電話による聞き取り調査を実施。

計 15 箇所

### 調査事項

1. 視覚障害者数  
コミュニケーション支援事業としての位置付け及び予算
- 2 講演会、講習会、会議等における点字等資料の提供について
- 3 講演会、講習会、会議等における代読者等の派遣について
- 4 在宅の視覚障害者に対する代読者等の派遣について
- 5 代読者等の養成講習会の実施について
- 6 その他、視覚障害者支援事業の実施について
- 7 移動支援事業のなかで、代読、代筆サービスを認めていることについて

### A 茨城県笠間市

社会福祉課 小田野恭子氏 2月9日 14:00

1. 視覚障害者数 194名  
コミュニケーション支援事業としての位置付け：19年4月より制度化。  
予算：視覚障害については予算なし、聴覚のみ。  
事業は県の視覚障害者センターに委託。
4. 在宅の視覚障害者に対する代読者等の派遣をしている。  
市報、週報などの広報誌を音訳したテープを作成しているが、町村合併になったので届いていないところもある。ボランティアが行っている。
- 5 代読者等の養成講習会を実施している。
- 7 移動支援事業のなかで、代読、代筆サービスを認めている。  
利用頻度：把握していない。  
利用規約：明記なし 利用者からの依頼があれば行っている。  
研修や指導に代読、代筆を入れているか：ヘルパーの研修は県で実施、内容は把握していない。

## B 茨城県つくば市

障害福祉課 三富氏 2月9日15:00

### 1. 視覚障害者数 247名

コミュニケーション支援事業としての位置付け：している。

### 2 講演会、講習会、会議等における点字等資料の提供をしている。

出席者に視覚障害者がいる場合、点字資料が必要か確認し、それに応じて用意している。

社協のボランティアが提供。希望があれば事前郵送だがほとんどは当日渡し。

### 4 在宅の視覚障害者に対する代読者等の派遣をしている。

研修を受けた声のボランティアが担当。人数は把握していない。

### 5 代読者等の養成講習会を実施している。

### 7 移動支援事業のなかで、代読、代筆サービスを認めている

利用頻度：把握していない。

利用規約：明記なし ガイドヘルパーが自身の判断で行っていると思われる。

研修や指導に代読、代筆を入れているか：研修内容は把握していない。

## C 茨城県龍ヶ崎市

社会福祉課障害福祉係 青山智美氏 2月9日15:20

### 1. 視覚障害者数 130名

コミュニケーション支援事業としての位置付け：制度化している。

予算：聴覚障害のみ、視覚障害はなし。

### 4 在宅の視覚障害者に対する代読者等の派遣をしている。

社協のボランティアが申請書などを代読。

### 5 代読者等の養成講習会を実施している。

ボランティア養成講座。

### 7 移動支援事業のなかで、代読、代筆サービスを認めている。

利用頻度：把握していない。

利用規約：明記なし 軽易なものに限る。

研修や指導に代読、代筆を入れているか：把握していない。

## D 埼玉県羽生市

市民福祉部 社会福祉課 障害福祉係 齊藤氏 2月9日 11:00

1. 視覚障害者数 128名  
コミュニケーション支援事業としての位置付け：なし。  
社協の事業として行っている。
- 3 講演会、講習会、会議等における代読者等の派遣をしている。  
福祉関係団体の会合で、研修を受けたボランティア数名が行っている。
- 4 在宅の視覚障害者に対する代読者等の派遣をしている。  
ボランティアが広報の代読などを行っている。
- 5 代読者等の養成講習会を実施している。

## E 千葉県八街市

福祉課 2月13日 16:00

視覚障害者数 157名 視覚障害者協会に登録しているのは約20名、点字を利用しているのは4名、点字要望は極めて少ない。

- 2 講演会、講習会、会議等における点字等資料の提供を検討している。  
SPコードの導入を検討。パソコンでの資料送付依頼が増えている。
- 4 在宅の視覚障害者に対する代読者等の派遣をしている。  
家人などの対応が困難な場合、ヘルパーが家事援助の中で行っている。
- 7 移動支援事業のなかで、代読、代筆サービスを認めている。  
利用頻度：把握していない。  
利用規約：特に明記はないが、以前からのサービスがそのままになっている。

## F 神奈川県厚木市

障害福祉課 三浦氏 2月13日 15:00

1. 視覚障害者数 385名  
コミュニケーション支援事業としての位置付け：平成19年度より。
- 2 講演会、講習会、会議等における点字等資料の提供をしている。  
ボランティアが視覚障害者の参加者がある場合、作成している。
- 3 講演会、講習会、会議等における代読者等の派遣をしている。
- 7 移動支援事業のなかで、代読、代筆サービスを認めていないが検討している。  
現在のところ要望がありませんが(ヘルパーがその都度判断していると思う)、今後ヘルパーの講座の中で入れるかどうかについても検討します。

## G 石川県白山市

障害福祉課 藤上氏 2月13日14:00

コミュニケーション支援事業としての位置付け：なし。

- 2 講演会、講習会、会議等における点字等資料の提供をしている。  
視覚障害者協会準備している。

## H 山梨県甲州市

市民生活福祉課 服部森彦氏 2月9日15:30

1. 視覚障害者数 約100名  
コミュニケーション支援事業としての位置付け：制度化している。
- 2 講演会、講習会、会議等における点字等資料の提供をしている。  
平成18年度より障害福祉に関する会議などで職員が実施。  
メールでテキスト文を送り、音声リーダーで読んでいただき当日点字を渡す。
- 7 移動支援事業のなかで、代読、代筆サービスを認めている。  
利用規約：認めているが明記なし。元々ボランティアがやっていたので追従している。  
研修や指導に代読、代筆を入れているか：入っていない。

## I 長野県北安曇郡松川村

環境福祉課 2月9日13:30

1. 視覚障害者数 15名  
コミュニケーション支援事業としての位置付け：制度化している。  
聴覚障害者についてのみ予算あり。
- 3 講演会、講習会、会議等における代読者等の派遣を検討している。  
希望があれば検討する。
- 4 在宅の視覚障害者に対する代読者等の派遣をしている。  
ホームヘルパーがしている。
- 5 代読者等の養成講習会を実施している。  
ホームヘルパーがしている。
- 7 移動支援事業のなかで、代読、代筆サービスを認めている。  
利用規約：認めているが、明記はしていない。  
研修や指導に代読、代筆を入れているか：入れている。



## J 愛知県東郷町

福祉課 梅木氏 2月9日 11:30

### 1. 視覚障害者数 46名

コミュニケーション支援事業としての位置付け：なし。

### 4 在宅の視覚障害者に対する代読者等の派遣をしている。

対面朗読ボランティア、声の広報ボランティア 6名。

### 5 代読者等の養成講習会を実施している。

### 7 移動支援事業のなかで、代読、代筆サービスを認めている。

利用頻度：移動支援の中で適宜行っている。

利用規約：認めているが、利用者からの要望に応えるのみで、特に明記はしていない。

研修や指導に代読、代筆を入れているか：入っていない。

## K 愛知県豊山町

福祉課 安藤氏 2月13日 15:30

### 1. 視覚障害者数 26名

### 2 講演会、講習会、会議等における点字等資料の提供を検討している。

SPコードの導入を検討している。点字については対象者が少なく要望もない。

### 7 移動支援事業のなかで、代読、代筆サービスを認めていないが検討している。

明文化されていないが、ヘルパーさんの判断で行われているものと思う。

明文化についても考えていきたい。

## L 大阪府泉佐野市

高齢福祉課 石橋氏 2月9日 13:00

### 1. 視覚障害者数 250名

コミュニケーション支援事業としての位置付け：地域生活支援事業の中に含んでいる。

予算：点訳ボランティア養成に予算をとっている。

### 2 講演会、講習会、会議等における点字等資料の提供をしている。

10年以上前からと思われる。講演会等の際にボランティアが提供。

### 7 移動支援事業のなかで、代読、代筆サービスを認めている。

利用規約：明記なし。利用者とガイドヘルパーの間でやっている。

研修や指導に代読、代筆を入れているか：研修会開催が問題。

## M 岡山県津山市

社会福祉事務所障害福祉係 湯浅氏 2月9日14:30

1. 視覚障害者数 390名  
コミュニケーション支援事業としての位置付け：なし。
- 4 在宅の視覚障害者に対する代読者等の派遣をしている。  
朗読ボランティアグループ。
- 5 代読者等の養成講習会を実施している。
- 6 視覚障害者と晴眼者のためのコミュニケーション支援事業として、実施または実施を検討しているもの。
  - ・声の広報つやま：市の広報誌をテープに録音し、視覚障害者協会を通じて会員の23名にテープ、CDを配布している。
  - ・ケーブルテレビの市政文字放送：市からの最新情報を文字画面でお知らせする。毎日1時間毎に3分、1日19回。
  - ・市広報誌の点訳（点訳ボランティアによる）
  - ・点訳奉仕員・朗読奉仕員養成事業。
- 7 移動支援事業のなかで、代読、代筆サービスを認めている。  
利用頻度：把握していない。  
利用規約：明記なし 利用者からの依頼があった時に対応。  
研修や指導に代読、代筆を入れているか：研修内容を把握していない。

## N 広島県府中市

福祉事務所福祉企画係

- 3 講演会、講習会、会議等における代読者等の派遣をしている。
- 4 在宅の視覚障害者に対する代読者等の派遣をしている。
- 5 代読者等の養成講習会を実施している。

## O 山口県玖珂郡和木町

保健福祉課 渡辺良平氏 2月13日14:00

1. 視覚障害者数 21名  
講演会での点字等資料の提供、代読者等の派遣、在宅の視覚障害者への代読者の派遣、代読者等の養成講座、すべて実施しているが、現実としての視覚障害者からの要望がないので実施していない。要望があればボランティアが対応する用意はあります。ヘルパーの代読・代筆についても把握していない。

## 先駆的事例聞き取り調査結果の集約

### 1. コミュニケーション支援事業としての位置付け

長野県松川村 : 制度化している。聴覚障害者についてのみ予算化。

茨城県笠間市 : 平成19年4月より、聴覚障害者のみ予算化。

### 2. 公開の講演会、講習会、会議等における点字等資料の提供を実施している

大阪府泉佐野市 : 10年以上前から実施している。提供はボランティア。

茨城県つくば市 : 出席者に視覚障害者がいる場合、点字資料が必要か確認し、それに  
応じて用意する。提供は社協のボランティア。希望者には事前郵送  
も可。

山梨県甲州市 : 平成18年度より障害福祉に関する会議などで職員が実施。  
メールでテキスト文を送り、音声リーダーで読んでいただき当日に  
点字を渡す。

愛知県豊山町 : SPコードの導入を検討している。

千葉県八街市 : パソコンでの資料送付依頼が増加している。

### 3. 公開の講演会、講習会、会議等における代読者等の派遣を実施している

埼玉県羽生市 : 福祉関係団体の会合で研修を受けたボランティア数名が行っている。

### 4. 在宅の視覚障害者に対する代読者等の派遣を実施している

長野県松川村 : ホームヘルパーが行っている。

茨城県龍ヶ崎市 : 社協のボランティアが申請書などを代読している。

千葉県八街市 : 家人などの対応が困難な場合、ヘルパーが家事援助の中で行っている。

### 5. 代読者等の養成講習会を実施している

茨城県龍ヶ崎市 : ボランティア養成講座を実施している。

### 6. コミュニケーション支援事業として、実施または実施を検討しているもの

岡山県津山市 : 市の広報誌をテープで録音、視覚障害者協会を通じて会員(23名)  
にテープまたはCDを配布している。

ケーブルテレビの市政文字放送。市からの最新情報を文字画面でお  
知らせしている。毎日1時間毎に3分(1日19回)

市広報誌の点訳(点訳ボランティア)

点訳奉仕員・朗読奉仕員養成事業。

## 7. 移動支援事業を実施している場合、代読、代筆サービスは認めている

愛知県東郷町 : 移動支援の中で適宜行っている。

利用規約には認めているが、利用者からの要望に応えるのみで、特に明記していない。研修内容には「代読、代筆」を入れていない。

長野県松川村 : 認めているが、明記していない。

「代読、代筆」を研修や指導に入れている。

## IV 当事者・当事者団体の現状と今後の課題

## 当事者・当事者団体の現状と今後の課題（鼎談）

本事業の当初計画では、1次調査結果分析を経て先駆的事例と見られる事業について、その地域の視覚・聴覚障害者団体と情報提供施設から当事者並びに支援者としての事業評価を調査することとした。

しかし、本報告書において示すように現地に出向いての2次調査に相当する事例を見出すことはできなかったことから、全国及び地域障害当事者団体の代表者にコミュニケーション支援事業を分析いただくこととした。

本稿では、二つの鼎談を通して視覚障害者向けコミュニケーション支援事業の位置付けを明らかにしたい。

鼎談日 2007年3月10日

場 所 特定非営利法人 点字民報社

鼎談者 千田 勝夫氏（全日本視覚障害者協議会 総務局次長）

津野 幸治氏（元盲学校教諭）

岩井 和彦（社会福祉法人日本ライトハウス 常務理事 司会）

岩井 日本ライトハウスが進めております事業の結果について、先に報告させていただきます。ご

存じのように、最初この事業は、聴覚障害者のための手話通訳者派遣事業として位置づけられており、厚生労働省は視覚障害者は「等」の中に含まれている」と説明していました。そこで、全視情協と日本盲人社会福祉施設協議会は、「情報とコミュニケーションに不自由を感じているのは、視覚障害者も同じなんだ」ということで、昨年春から夏にかけて、厚生労働省にかなり強く働きかけを行いました。

結果、平成18年6月26日、厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議において、「コミュニケーション支援事業実施要綱」の目的と対象者に「聴覚言語障害者」に加えて「視覚障害者」が加えられ、事業内容に「手話通訳者・要約筆記者」と並んで「点訳、音声訳等による支援事業」が追加されることとなりました。

しかし、同年10月から実施された地域生活支援事業の中で、視覚障害者向けコミュニケーション支援事業がどの程度具体化されているかは大いに疑問でした。

今回日本ライトハウスが実施した調査結果からも明らかになったのですが、ほとんど地域支援事業として取り組んでいるところはない、ということです。実施状況に関するアンケート調査結果を見ていただくと、全国の状況がわかるようになっております。で、実際に我々が想定している点訳・音声訳サービス、例えば講習会とか研修会に参加したとき配布

された資料が、点字化されたり音声訳資料として事前に録音されているか、またメール等テキストデータとして届けられているかなどのサービスですね、また、自宅で家電製品などのマニュアルを読むようなサービスをしていると答える所もあるのですが、それは従来の点字図書館等がやっているような、“ボランティア”が点訳・音声訳してプライベートサービスとして個人の資料を読むというようなことをしている。これを「地域生活支援事業のコミュニケーションとしてやっている」と答えるところもあるような状況です。

今回制度化された“コミュニケーション支援事業”はそうではなく、国の契約で、移動支援従事者が1時間いくらかと保障されていると同じ視点で、そのコミュニケーションの事業は国や行政が保障すべきだと考えています。ボランティアが行うサービスと、この事業を混同してもらっては困ると考えております。

本調査では、「コミュニケーション事業をしている」と答えている市町村に対して、電話等で、追跡調査として、有償か無償かというあたりもサンプル調査として言及させていただきました。詳しい分析結果等は報告書としてとりまとめております。

本日は、視覚障害者向けコミュニケーション支援事業について障害者団体に参画され、そのリーダーとして活動されているみなさんのご意見をおうかがいしたいと存じます。

皆様は団体の役職をお持ちの方ですが、一方では視覚障害当事者でもあられますので、団体が共有している認識でなくても結構ですので、率直なご意見をお聞かせいただければ幸いです。

次に、本調査を担当しております林田から、全国どの程度やっている・やっていないかの概要を報告します。

林田 今回1988の全国市区町村を対象にアンケートを送りました。回答は1120、返ってまいりまして、だいたい60%の回答率でした。実際にアンケートの内容は、視覚だけでなく聴覚も含めたものになっております。聴覚の方は、社会福祉法人全国手話研修センターでも同様の調査をされているので、今回は手話通訳者を派遣設置しているかどうかなど、簡単なことをお聞きして視覚障害に進んでいます。

聴覚障害者向け事業の方も、少し触れておきます。

「手話通訳者の派遣事業を実施していますか」については、「実施している」が82%。「手話通訳者設置を、役所や病院等に設置をしているか」については、「設置している」が34%、「検討している」が7%。「要約筆記派遣事業を実施しているか」については、「実施している」が47%、「検討している」が19%。「パソコンの要約筆記者派遣事業を実施しているか」については、「実施している」が10%、「検討している」が9%です。

以上のサービスについて、「養成講習会を実施しているか」については、「実施している」が36%、「実施検討している」が8%、「養成している」と答えたところは405カ所。内訳は、手話通訳が341、要約筆記が187、パソコン要約筆記が51で、手話の方が多い感じでした。（複数回答あり）

次に視覚障害者向け事業についてですが、「今回コミュニケーション支援事業の中で、目的と対象者の中に視覚障害者が入りましたが、事業が検討された当初は聴覚障害者等に含まれていたのですが視覚が明記されたことをご存じですか、また、事業内容に点訳・音声訳が明文化されたことをご存じですか？」という質問で始めました。回答は、「知っている」が80%、「知らなかった」が18%、無回答が2%でした。

「実際に点字資料等の提供を公開の講演会講習会会議などで実施していますか」の質問については、「実施している」が9%、「検討している」が5%、「実施をしていない」が85%でした。

「代読者といわれる音声訳者を派遣しているか」の質問については、「実施している」が2%、「実施を検討している」が4%、合わせても6%で、「実施をしていない」が93%に上りました。

「在宅の視覚障害者に対する代読者等の派遣をしているか」の質問については、「実施している」が3%、「検討している」が3%、「実施をしていない」が93%でした。

「代読者等の養成を実施しているか」の質問については、「実施している」が5%、「実施検討している」が2%、「実施をしていない」が92%でした。

岩井 聴覚障害者向けには、社会参加促進事業として、以前から同種の事業をやっていることもあって、かなりのところが予算を組んで実施しているわけですが、視覚障害者の方は実施されていないことが明らかになりました。この結果を踏まえて感想、ご意見、今取り組んでおられる状況をお話いただきたいと思います。

林田 その前に、コミュニケーション支援事業の聞き取り調査の部分をご報告させていただきます。

今回、「視覚障害者の部分でも実施をしている」とお答えをいただいた自治体に電話で聞き取り調査をもう一度いたしました。

その中でも今回、「コミュニケーション支援事業として位置づけしているか？」と付け加えて質問させていただいた中で、「聴覚障害者の方は予算化しているが、視覚の方は予算化していない」、また「コミュニケーション支援事業としてではなく、地域支援事業の中で位置づけている」ということで、地域生活支援事業のコミュニケーション支援事業として位置づけているところはあまりありませんでした。

「実施している」と答えているところも、資料の提供はボランティアをお願いしているのが現状で、あと少しのびてきたのは、メール等や音声ソフトを、パソコンを使って事前に渡す形も最近では増えているということです。SPコードを導入しているところも、自治体の中では少しありました。

ガイドヘルパーの中で、「ガイドヘルプをして、家や講習会場に着いて、そのまま音声訳などを認めていますか？」と質問させていただきました。「認めているが、規約などに明記していない」ところがほとんどでした。



岩井 以上です。では、千田さんからコメントいただけますか。

千田 私はもう少し数字が低いかと思っていました。これを見ると、例えば2割近くあります。実施していると書いてきているのが20%でしょう？

岩井 地域生活支援事業のその他事業の奉仕員養成事業として実施している、あるいは奉仕員（ボランティア）が代読をしているのを含めて、で、実際はこれがほとんどであると思われる。

千田 （大阪市）と書いてあるのは？

林田 大阪市視覚障害者協会会長の柿内様に委員にご就任いただいておりますことから、大阪市のデータを一部盛り込んでいるものです。

千田 大阪市も含めて、ということですね。実際に今言われたように制度としてあまり使われていないのだろうとつくづく思ったのと、一番驚いたのは、ついこの間もそうでしたが、たまたまピアカウンセラーの仕事をしていて、この本が欲しいと言われて、実際に言うと、暮らしのガイドブックという市の広報とかいろんな状況を載せた資料なのですが、点字では出ているが録音図書では、ないことがわかりまして、こういうものですらないのかとびっくりしました。

岩井 堺市の場合ということですね。

千田 私は「点字が作ってあるので、当然テープもあると思うから、市の広報課に連絡しなさい」と言ったら、その方が連絡したのです。そうするとテープは作っていなかった。点字が読めない中途視覚障害者の人のことが考えられていないのだと、初めてわかりました。これは驚きました。じゃあ何とかしようと、私どものボランティアに頼んで録音しようと思っているのですが、点字でも320頁に抜粋してあるのです。

テープだと全文入れると、5巻に収まらないのではないかと言う気がするのですが。だからそれを、ホームヘルパーさんに読んでもらうなんて、とてもやないけどできない。そういうことが堺市の中でありましたが、そういうことを事業としてやってもらわないといけないし、それをやるところが名乗りを上げて、「うちでやります」としていかないといけないと、つくづく思いました。

岩井 それっていろんな施設案内とかゴミの出し方から行政のサービス案内まで網羅したハンドブックですよね。そういう基本的な資料もないわけですね。

千田 点字はある。点字も満足な全文ではないが、それすらないのが非常に驚きました。

岩井 行政の発行物と行政サービスへのアクセスなどの問題は、千田さんが役員をされている視覚障害者の生活を守る会・全視協等でも行政に働きかけはされているのでしょうか？

千田 これは堺支部の仕事で、要求としてやっていかないといけないと思いました。

点字版も全文点訳をと要望していて、それが6年前に漸く全文、事実上の全文でないですが、項目だけは全文です。要望がないと、なかなか動かないと思います。

岩井 地域生活支援事業の日常生活用具事業の中で、例えば点字ピンディスプレイなどの情

報・意志伝達用具が認められたなど新しい動きはありますか。

千田 書籍読み取り装置システムのスピーチオなどのことですね。私たちはスピーチオ以外への拡大をずっとやってきている訳で、それについては全国的に地域支援事業に移行する前から、ずっとやってきました。これについては継続して要望を出しています。

点字図書の給付事業の問題もあります。対象として点字雑誌を認めてほしいということですね。雑誌、月刊誌、機関誌が認められないのが、一番大きな問題です。単行本は保存、置いておくと、読み捨てるものが認められないのが、情報収集の面で非常にバリアーになっていると感じていて、そのことについては、自治体の要望活動にあげています。

岩井 とりわけ今回の自立支援法の77・78条で提示している、情報意志支援ツールとしての日常生活用具でのピンディスプレイが例示に入ったことなどについては、行政は意識しているのでしょうか？

千田 ピンディスプレイについては、区役所を通じて話をしたときに、厚生労働省の考えでいくと、視力と聴覚との重複という書き方はしていない。ところが自治体に行くと「両方が加味されないと」という言い方をしています。われわれも、もう少しつっこんだ形で「条文はこうではないか」と話してやっていかないと、と思っているのです。

岩井 要綱では、単一障害としての視覚障害者も今回、対象になったと考えています。それが十分に徹底していないということですね。

千田 地域格差が大分出ているようです。

岩井 コミュニケーション事業にしろ、日常生活用具にしろ、要綱で示している内容が、行政の窓口には十分に浸透されていないという実感があります。

千田 強いです。同じ市町村でも、行政区によって違うのも出ているようです。

岩井 移動支援事業で、例えば研修会講習会への参加の場面で、往復の介助の間のガイドヘルパーさんへの対応はどうなっているのですか？

千田 これは基本的に、利用者が研修会等に参加している間の“中抜き”はできるようです。できるようですが、結局、堺の場合は25時間まで無料になりました。そういう意味で言うと、25時間内に収まるようだと、皆それでいっているようです。私もそうですけど、4時間ぐらいだと、横にいただきます。

岩井 横にいていただけると、出席者の中で挨拶したいと思う時、周りに誰がいるかとか、配布された資料を読んでもらったりとか、そういうことができますね。

千田 そういうことが、よくあります。映画鑑賞も行きますし、情景説明をしていただけますから助かります。それこそ送り迎えだけだと、そのような視覚情報を誰も説明してくれないからね。

岩井 送り迎えだけで中抜きになってしまうと、実際は社会参加自体ができないです。知らない場面で、おいていかれます。

千田 できないです。視覚障害者だけで集まっているなら別ですが、別のところだと、ずっ

といてもらわないとね。特に研修会とかは、支援がほしいですね。

岩井 それが25時間の枠の中だったら、たとえば3時間、ずっと一緒にいていただいて、それを合計した移動時間としてカウントが可能だったとしても、月25時間というのはあつという間ですよ。

移動支援の時間+コミュニケーションの時間が上積みされて保証されることは、実際に必要だと思われませんか。

千田 移動はあくまでも送り迎えの部分だと思います。間の部分は、コミュニケーションだろうなと思いますよ。そこの切り替えができなかったら、そのまま加算されたら、移動支援がなくなるし、かえって移動支援に圧迫がくるから困ります。

岩井 同じ枠の中で、ガイドヘルパーに負担だけを強いるようでは困ります。

コミュニケーション事業の部分で読んでもらうためには、移動支援事業との制度間の整合性をきちっとしなければなりません。

千田さんから、横についていていただけると周りの様子を説明してもらえりし、資料も読んでもらえるということだったのですが、ガイドヘルパーとして登録されている人が、代読代筆をするためのスキルの報酬を受けている訳じゃないですよ。

千田 移動事業の中で処理されています。

岩井 新しくコミュニケーション支援をするための人材として、ガイドヘルパーさんをそのまま持ってくるのは問題がある、コミュニケーション事業のための養成が必要かと思われませんか。

千田 その部分でいうと、切り替えがむずかしいだろうと思っています。

一概にそこをきっちりと切り替えができるかというところに問題を感じていて、どういふうにしたらよいのか、難しいと思っています。余暇活動の説明だと充分いけると思うのですが、専門的な研修会だとかレジュメだとかは、酷な場合もあるでしょう。それをどうするかですよ。

岩井 コミュニケーションの部分については、ガイドヘルプに従事する人たちが別途何時間かの研修を受けて、業務に従事する時は、移動支援とは別途報酬として上積みされる前提でなければなりません。また、点字指導員、音声訳指導員の資格を持っている人が、移動支援のための研修を受けて、ガイドヘルパーとしての研修を受けることで、点訳や音声訳の技術を活かした形のコミュニケーションとしてサービス事業に参入する提案もあります。それもどう思われますか？

千田 それも一つの方法だと思います。研修会の時に、この人に頼むというのも、一つの方法だと思う。余暇活動とか、こちらケースバイケースで利用者の立場で割り切った方がよい。

岩井 専門的な資料を読んでもらう時には、そういう人たちの支援が絶対必要だということですよ。いろいろありがとうございました。

岩井 津野さんにお尋ねします。津野さんは日常生活の中で、移動や文字の読み書きはどのようにされているのでしょうか？ガイドヘルパー制度を利用されていますか？

津野 私は今のところ、利用していないのですよ。

岩井 認定を受けておられず、時間枠の確保もされていない？

津野 今は、いないです。

岩井 出かける時は単独での移動が多いとのことですが、例えば新しく電化製品を買われた時とか携帯の使い方を確認したいとかいう時には、今はどうされているのでしょうか？

津野 文字の処理については、最小限必要とする部分はスキャナーで落として、もちろん図等の部分は不十分だけど、それでとっかかりをつけておいて、それ以後は周りの人にサポートを頼むとか。最近は「ここまでいっているのか！」とびっくりすることもあるのですが、「ないーぶネット」（全国視覚障害者情報ネットワーク）で探したら、たちまちマニュアルが出てきたりするので、「すばらしいな〜」と、早速「らくらくフォン」で利用させてもらったりするんです。

岩井 津野さんは、かなりの部分で自力で対応されているんですね。

津野 確かに、かなりそういう面で環境はよくなっていると思うが、私、先ほどから、いろんな状況を聞いていて、視覚障害者の実態を行政に働きかける時に、最近の視覚障害者の主流は、中失者というか、点字等を使いにくい人たちが圧倒的に多くなっているのであって、コミュニケーションの問題は、従来の我々の認識とは大きく変えていかないとダメだと思います。対応のズレが大きくなってきます。これまでは役所には、「できるところから、点字にしてくれ。点字のシールを貼ってくれ」と言っていたけれど、そんなことではカバーしきれない。かなり根本的にその辺の実態をつかむことから、やり直さないとはいけません。

岩井 平成13年の厚生労働省の実体調査でも明らかになっていますが、視覚障害者の実態は、高齢化と重度化が進んでいます。また、人生の途中で失明される方が増えているのも事実ですね。

津野さんにもう一つお聞きしたいのは、津野さんのように自力で移動もでき、情報も取ることもできる場合、コミュニケーション支援員という、他人である人が自宅を訪問することには、抵抗がありますか？つまり、他人に書類を見てもらったり、マニュアルを読んで実際にテレビや携帯をさわりながら説明してもらったりすることを頼むということは、かなり心理面やいろんな面での抵抗はありますか？

津野 それは私にはないと言っていい。それよりも不自由な方に慣らされている度合いが大きいから。ちょっとずつでもできるようになったので、お茶を濁しているという状況です。それで全部解決するものではありません。ですから、制度としてきちっと保障される手段が確立していくことは、すばらしいことだと思います。契約に基づいてなら、家庭に入っ

ていただくことは、皆さん受け入れられると思いますよ。

岩井 プライバシー保護とか、約束された契約に基づいて、人が家庭内に入ってサービスをしてくれる制度の確立が重要とのご意見ですね。

林田 今回アンケート調査を元に「実施している」というところにアンケートの聞き取り調査をいたしますと、自治体の方では「意外と、利用者の声がない」とよく言われます。要するに、「要望があれば応えられる準備はあるけど、実際に要望がない」という市町村が多いということに驚きました。

千田 ないというよりも、知らせてない。啓発活動が弱いのだと思いますよ。

岩井 当事者団体として、地元行政への働きかけはどのようにされていますか？

千田 情報は、対象となる視覚障害者全員に送れとは言っています。しかし、窓口一本化はまだ続いていますね。特定の団体を通じてしか、情報配信がなされていない状況はあります。そうしたことが、ニーズの把握に繋がらない原因とも言えるのではないのでしょうか？役所は申請主義ですから、情報が行きわたらないところからの申請はない訳で、だからといってニーズがないと判断するのはおかしいことです。

大阪府下40市町村でうちの会員のいないところがありますが、いるところについては要望が進んでいく、いないところはなかなか進んでいきません。

それから一人二人の会員ではなかなか動ききれない。そういうところが多いので、これをどうしていくかが課題です。会員の中でも格差が出てきますからね。

全国的にもそうですが、そういう実態調査をしながら、制度の進んでいるところに合わせるように情報を流して、全国的に要望をしていくようにしています。中央の総務局としてもニーズを集約をしながら、6月の大会もあり、そこで一定の方向を出しながら要望していくことになります。全国的に見ると、相当差があるのが実感です。

岩井 一番感じてらっしゃる、差の具体的なものを教えてください。

千田 点字図書給付事業で、大きな差が出ていますね。荒川区は、自己負担が1割です。結局原本をまず引くでしょう。原本を引いた価格差の分の、さらに1割を負担みたいです。事実上の1割ですまない。そういう制度が導入されている。全体の95%を保障されて、5%の自己負担という自治体もある。全体の一割もあります。大阪府下はほとんどそうです。つまり、原本価の格差保証が、この4つの形式で出てきているのが、今の状況です。また、移動支援では、大阪府下の中でも差が出てきています。上限額が2000円と4000円でしょう。大阪市内は1000円と3000円。堺市は25時間無料となっています。ところが25時間を超えると、正味1割負担ですから、54時間だと4000円になってしまいます。堺市の場合は時間単価が安いですから、その関係で2000円で言うと1割ですから、1時間でいうと200円です。

岩井 大阪府下でも差が出てきていて、全国的に見たらもっと差が出てきているということですね。

鼎談日 2007年3月14日

場 所 社会福祉法人 日本ライトハウス盲人情報文化センター

鼎談者 楠 敏雄（障害者インターナショナル日本会議 副議長）

柿内 健作（社団法人 大阪市視覚障害者福祉協会 会長）

岩井 和彦（社会福祉法人日本ライトハウス 常務理事 司会）

岩井 お名前とお歳、所属団体を教えてください。

柿内 柿内 健作（かきうち・けんさく）、大阪市視覚障害者福祉協会会長です。70歳。

岩井 よければ失明時期を。

柿内 8歳くらいです。

岩井 現在の視覚の障害の程度はどの程度ですか。

柿内 全盲に近いですね。

岩井 ありがとうございます。楠さんお願いします。

楠 楠 敏雄（くすのき・としお）。生年月日は、昭和19年11月15日。62歳です。

生まれは北海道。2歳の時、結膜炎にかかり、お医者さんの医療ミスで失明。小樽の盲学校、札幌の盲学校、我孫子の大阪府立盲学校、京都の府立盲学校、これは普通科専攻科で、普通課目を集中的に1年間勉強する、まあ予備校みたいなもので、そこを出て龍谷大学の英米文学科に入学し、仕事がなかったので大学院修士課程まで行き、天王寺高校の定時制で講師として13年間教壇に立っていました。その後、現在の総合福祉協会です仕事をし、現在は、大阪障害者自立生活協会 NPO の理事長です。DPI（障害者インターナショナル）の全国の副議長です。

岩井 経験されている盲学校の数がすごいですね。

柿内さん、楠さんともに、移動されるのはガイドヘルパーさんと一緒、あるいは単独か、また使用の文字を教えてくださいませんか？

柿内 慣れたところは単独歩行しますが、滅多に来ないところはヘルパーさんをお願いして行動します。使用文字は、今は点字です。

岩井 単独歩行をされていた時期は、長くありましたか？

柿内 今でもしています。

岩井 移動支援のガイドヘルパー制度が充実して以降、移動や文字の読み書きの方法や環境

が変わりましたか？

柿内 それは、家内ができるときは家内にしてもらっていたが、孫ができたりして忙しいので、慣れたところは自分で歩行していますが、慣れないところは不安ですから、大いに利用して助かっている状況です。

岩井 楠さんは、移動等や文字の読み書きについてはどうですか？

楠 僕も北海道から出てきた当時、盲学校時代は盲学校の中がほとんどですよ。外に出るチャンスが少なかったし、外に出るにしても弱視の人と一緒にでしたし、大学へ行くようになってからはずっと一人で行動して、当時は、ガイドヘルパーのサービスもなかったし、点字ブロックもほとんどなかった。しょっちゅう駅のホームから落ちたり、どぶや溝へ飛び込んだりぶつかったりと、ケガだらけで、若いに任せてやりました。

最近、体調が悪くて週3回人工透析を受けているのと、3年ほど前に心臓を手術し、だんだん勘が鈍ってきて、こちらも劣ってきたのでしょう。勘が鈍ると、本当に一人歩きは怖いんです。いつも通勤は、家から駅まで、すごい商店街を移動するんです。車や自転車がなくて、しんどいかなーとガイドを頼んだ。本当は、ガイドは通勤には使えなくなっているの、ちょっとやりくりして、20分くらいの距離です。帰りは何とか一人で帰れる。通勤時間帯を過ぎて飲んで帰ったりしますから、商店街は静かで帰れるのです。行きはガイドを使ったり、慣れないところは柿内さんと一緒に、やっぱりガイドの人にもついてもらわないと不安でね。

それから慣れない駅、大阪駅に出る時は人がものすごく多いので、やっぱりガイドがあれば、動き回れる。透析の通院にガイドを使っているの、なかなか時間数が足りない。だから使いたい時に使えない。そういうこともあって、一人で通行人をつかまえて、なんとか聞きたいと思うのだけど、人が多いとなかなかつかまえられる。声をかけても、向こうもたぶん気づいてくれない。だから特に駅の移動は辛いですね。

文字は、点字を小学校の頃からやっていますので、なんとか使えるのですが、コンピューターが苦手で使いこなしていません。一度きっちり指導を受けようと思うのですが、定期的に何回かやろうとしたのですが、一回勉強しても、しばらく時間があくとまた忘れてしまったりして、今はメールを聞くだけです。自分からメールを打とうと思っても、時間がかかって結局誰かに「打ってくれ」とお願いしてしまう状況です。

僕は一応、職場介助者制度を使っていたので、今はもう定年で使えないのですが、10年使っていたので、だいぶ助かりました。資料の作成と朗読、資料の送付とかずいぶん助かりました。

岩井 柿内さんは、資料作成とか重要な会議の資料を読んだり、今どのようにされておられますか？

柿内 私は勤めているわけでないので、ヒューマンアシスタントは使えないと初めから思っていますので、そういう窓口を叩いたことはありません。家内に読ませたり、職員に電話

したりという程度で、なかなか膨大な書類が来ると大変なんです。

岩井 団体運営をされている中で、墨字資料はたくさんあるのでしょうか。

柿内 最近、メールで送ってもらって、パソコンで聞いた方がずっと聞きやすいです。しかし、語彙がはっきりわかっているのはよいのですが、合成音声での読み方が変わってきて、何だろうと、いちいち字を拾うのは大変ですね。点字データがあればパソコンで聞いて、どんな文字かわかりませんが、読み間違えることはないですね。

岩井 音声ソフトの音は短時間ならよいけれど、1~2時間も聞いていけば、ものすごく疲れるということはありませんか。

柿内 最初のころは、さっぱりわからない状況でしたね。

岩井 最近の合成音声は、少しずつ聞きやすくなってきましたが、でもやっぱりややこしい資料はパソコンでは読めないですね。

柿内 表なんか読めないです。最近の資料は表が多いでしょう。それより、一番の欠点は、私らが使う音声化ソフトが高い。ちょっとバージョンアップすると2万円程度する。

楠 機能もソフトによって微妙に違うので、使いこなすのは難しいですね。

岩井 読み上げソフトとして、例えば、「95リーダー」と「PC—talker」があって、読み上げ辞書が違うので、説明の仕方や読み方の異なる場合がけっこうありますよね。さて、図表・写真がある資料を読まなければいけない場面が、団体活動やお仕事をされていると非常に多い。それを民間企業にお勤めであればヒューマンアシスタント制度が使えて助かったとのことですが、しかし、垣内さんは日常生活ではそのような制度は使えないので、家族の方が代読されたとのことですね。

移動と文字の読み書きは、視覚障害者の2大不自由だとよく言われますが、今回、文字の読み書きについて、もう少し、今は業務中でのお話をうかがいましたが、当然、公、あるいは団体等での会議、あるいは主催されることも多いと思いますが、そういう場合の会議資料の点字化、音声化が実際のどの程度保障されているか、現状をお聞きしたいのですが、柿内会長どうですか？

柿内 市の会議に出た場合、極端な場合、当日出てくることもありますから、とてもじゃないが読んでられませんね。

岩井 行政関係の会合では当日配布もあるが、点字としての資料提供は何とかかんとかなされているということでしょうか。

柿内 最近、なされています。点字プリンターの普及で、できるようになったのでしょうか。点字のマス開けなどは、ちょっと間違っていることもあります。

岩井 当日持って行く資料としては点字が有用ですが、全体をざっと目を通す意味では、やはり録音されている資料とか、あるいは目の見える職員に拾い読みしてもらうことが早いということはあるのですが、「録音された資料出してよ」とか「点字はだめで録音の方を」とか希望はできるのですか？あるいは、「テキストデータでほしい」とかあるでしょ



うね。

柿内 いや～、難しいですね。

岩井 楠さんの場合そのあたりはどうですか？同じ質問になってしまうのですが。

楠 大阪府は一応点字のプリンターは何台か、教育委員会関係と障害福祉関係に置いてありますね。点字は、ぎりぎり大阪府関係は3日前くらいに持ってきていただいて、読ませてもらいます。点字は非常に量が多いので、2部用意していただいて、現地に行って、帰りには同じ資料を前もって用意していただくパターンです。特に逆に細かいところは、点字の方が理解しやすいですね。

つまり音声だと、デジターが使いこなせればまだよいのですが、カセットだと「第何章」なんて探せないですよ。自分で打ち出すためには、テキストデータがほしい。やはりいろんな種類の媒体を駆使して使わないと、晴眼者のように自由にコンパクトに手に入るといことがない。資料の使いこなしは苦労します。

岩井 点字と音声、音声の中でもデジターとカセット。それぞれに媒体としての特徴があるので、ケースバイケースでその時によっていろんな資料が必要になると言うことですね。

今、大阪府大阪市が主催する会議においては一応、資料の準備等があるということで、会議の運営に臨んでおられるわけですが、もう少し対象を広げて公開の講演会・講習会の場面を想定したときに、当日の資料が用意されるのかどうか。そういう場面に、先ほどのお話ではガイドヘルパーさんと一緒に出向かれることが多いとお聞きしたのですが、そういう会議の場で資料を読んでもらったりできるのかどうか。このあたり、柿内会長どうですか？

柿内 点字資料が準備されているような、そういう場にあたったことがないですね。大体資料なしが多いです。墨字の資料をもらってきて、会議中に横でヘルパーさんに読んでもらうことは、会議の発言があるから障害になるので、なかなかそういうこともできませんし。事務局が読み上げたものを聞いていて、これはと思うやつもあるのですが、つつい質問項目を忘れてしまって困ることはしばしばです。会議でリアルタイムに資料の点検をするのは、私らは本当に難しいです。例えば、ケアマネジメントの講習会に出るのですが、いまだかつて点字の資料はなかったように思います。

岩井 大規模な講習会があるとき、よく講師はパワーポイントなどの映像を駆使して説明されますが、皆さんはどうされていますか？

柿内 聞いて想像するだけです。

岩井 その時、人によって違うでしょうが、ガイドヘルパーさんは横に座っておられることが多いですか？それとも例えば、ケアマネの研修会の時などは席を離されますか？

柿内 大体、離しております。市の会議の時には、横にいてもらうこともあります。公開でしたら。最近は、みな公開ですから、いても邪魔にはなりません。

岩井 だけど席を外されることが多い。終わる頃に出迎えというか、来られる。いわゆる“中

抜き”ですね。

楠さん、大規模な研修会に行くと、研修会の内容をどのように把握されているのかというのと、もう一つお聞きしたいのは、僕はよく困るのですが、たぶんこの場におられるであろう、だれそれさんに挨拶したいと思っても、どこにおられるか自分で見つけることができないですね。その点、いかがですか？

楠 それは、もうしょっちゅうです。会議が多いので、ほとんどガイドヘルパーが使えない。人がいなくて時間制限もありますし、実際ボランティアで頼もうと思っても、ぼくら視覚障害には、回ってこない。僕ら障害の種別を超えた会議がありますので、そうすると車イスの人の介助が優先で、僕らは介助者なしで移動することがほとんどです。東京に行っても、介助者をつけられない。会議が終わって、最終の新幹線に飛び乗らないといけない。一人で必死です。タクシーに乗って東京駅でだれか人を探して、みどりの窓口に行くのはいいけど、混んでるから下手すると切符買えなくて、乗り遅れて、今度はホテルを自分で探さなければいけない。一人で行動するのは、不自由ですから、何とか人を探したいのだけど、うちの事務局でも、よほどの状態でないとついてくれないです。

岩井 そういう状況ですから、会議の中での資料を読んでもくれる介助者をつけるというのは、そこまでは手が届かないのが現状ですね。

楠 点字ピンディスプレイがもっと使いやすく、安価になれば、会場に持って行って、例えばFDで入れたらすぐにピンディスプレイに出ることができたら、もっと会議や研修会で使えるかも知れませんね。

岩井 昨年10月からスタートした地域生活支援事業の中で情報通信機器ということで、障害者自立支援法の77、78条で、機器についても書いていて、例示として点字ピンディスプレイがこれまでの盲ろう重複障害指定だったのが、重複障害が外れて、我々単一障害でも対象になるということでしたが、現時点では認められていない状況がありますよね。確かにそれがあれば、楠さんがおっしゃるように、事前に例えばテキストデータでももらえれば、それを変換しておいて、点字で会場に持ち込めるので、若干でも自立に近いことが考えられますよね。

柿内 ピンディスプレイをはじめ、情報・意志伝達機器の至急拡大は、大いに望みたいところです。我々視覚障害者は機器の研究開発・普及も、障害者自立支援法でバックアップされるような仕組みづくりが必要です。

楠 僕らでも、墨字資料が一杯来るでしょう。人的な支援があるときはいいけど、目がないうち資料整理ができなくて、山のように積み上がっていて、何がなにかわからない。いちいち点字のテープを貼っておくのは大変で。そうするとついつい墨字資料ばかり山のように積んでおく。

岩井 後で捨てちゃうんですけどね、整理つかなくなって。

楠 そういう整理が困ります。

岩井 ぜひ介助者としての支援員の存在は必要なのですが、なかなか充分でない。そのときに最新の電子機器等を活用してでも、目からの情報をとらえるものも出てきてはいるので、そういった機器等の貸与あるいは配布を、これもぜひ行政へ要望したいと、そういうふうなご意見かと受け止めさせていただきました。

( 休 憩 )

柿内 団体運営や業務を進めるためには、パソコンは絶対に使わなければいけない。しかし、パソコンだけだったら、やっぱりだめなのですね。書類はデジタルに大分なってるから、データをもらえればというのがありますが、やはり手書きのものが多いです。急ぐものが、いろいろあります。その点、人間の目を借りて読む、これは絶対に必要です。

岩井 短時間に必要なものを情報収集しようと思ったら、人の目以上のものはありません。

楠 ガイドヘルプの技術はもちろん大事ですが、併せて文字を読んでもらうような、資料整理の時に、ものすごい専門性はなくてよいのですが、漢字はある程度読み書きができて、特に障害者問題の用語をある程度知っておいてもらうとか、単に読んでもらうだけでは、なかなか対応しきれない図表の処理技術があるとか、そのような介助者が必要です。

岩井 目が見えない人に、どのように伝えたらよいかを全く理解しない人に文書処理をお願いすると、悪いのですがイライラしてしまうことが多いですね。

柿内 嫁さんは諦めますけどね。「ちょっと、待ってて」と言うのが多いですから、イライラしますね。

楠 私は「あんたにデータ作成は頼まん」って言ってしまいそうになることもあります(笑)。

岩井 視覚障害者の不自由が、移動と文字の読み書きだということを改めて確認しました。

日常生活の中で出かけるとき、会議や研修会するとき、それほど高度でなくてよいので、正確あるいは的確にその情報を伝える意味で、その資料を読んでもらえる補助者がいれば非常に助かるということですね。コミュニケーション支援事業は、そのような課題解決のために創設された制度だと思うのですが、現実的な事業として運営されるような形を、どう構築して行くかということについて、ガイドヘルパー事業とコミュニケーション支援事業のこのあたりの関係をどう整理したらよいのか、あるいはどう連係させていったらよいのか、このあたり、柿内さんからご意見をお願いします。

柿内 問題は、公的な事で利用する場合はよいのですが、私的に利用したい時に、現在ガイドヘルパーでしたら玄関から玄関への移動支援であって、居間へあがることは厳禁されています。音声訳してもらおうとすると、しかるべき部屋で読んでもらうことになりますね。公のとか団体の場合は、団体の会議室があるでしょうけど、個人資料の時に読んでもらう時には個人の家になりますから、その辺のかねあいがどうなりますかね。コミュニケーション支援の資格として、ガイドヘルパーが代行する場合がありますので、両方資格を取ってもらえれば対応できますが、その場合、個人の家の使用をどう考えるかですね。

楠 視覚障害者という画一的なとらまえかたをしてはいけないと思います。ようするに視覚

障害というのは、文字の読み書きと移動のガイドが求められるものです。

だけど、それぞれの視覚障害の特性があります。中途失明の人と、僕らのような小さな時からの先天的な視力障害ではニーズが違う。それから、どんな活動をしているのかによってもニーズが違う。

もともと支援費がスタートしたときに、個々のニーズに応じた対応をするのが理念でした。もちろん、視覚障害者がなんでも使えるとなると、実際予算がパンクもするでしょうし、どうしてもルーズになってくる分もあります。そういった客観的な判断材料はあるのだろうけど、一人ひとりのニーズに応じた支援がないと、非常に困ります。

僕でも今、家事介護に入ってもらって、家事介護の人に資料を読んでもらったりします。これなんかルール違反だけど、タイトルだけ読んでもらって仕分けしてもらうとかをお願いするんです。一人ひとりのニーズが違うんですね。それに対応してもらえるような制度になっていないのが問題です。みんな画一的に、20 時間までとか、玄関までしか使えないとかなんです。

柿内 法律的な理念そのものは、個人的なニーズにおいて対処することになっていきますから、画一的な枠でしめるのは、法律的な精神から行くとおかしいのではないかと思いますね。

楠 程度区分自身が、今度の法律では非常に狭くなってしまった。もともとはそうじゃなかった。

柿内 精神と理念が、かけ離れている。

岩井 障害者自立支援法の、理念と実態が合っていないという、視覚障害者の声が非常に大きいということですね。

今回、日本ライトハウスがアンケートをさせていただいた回答の中に、視覚障害者の声がないのでコミュニケーションの制度も実施していない、という回答がけっこうあったということについて、どのように考えたらよいのでしょうか？

楠 行政の中にはニーズが上がって来ないという声もありますが、視覚障害者の中で諦めている人が多いということです。特に視覚障害者は、あんまりぎりぎりの状態に追い込まれていないから、なんとか我慢しようということなのです。だから声が小さいというかね。マッサージしていたら、元気なうちはある程度こなせるからそれですませられるが、だんだん体力が落ちてきたり、いろんな病気を併発してきている人たちが増えてきています。そして、「これはもう自分たちはだめだ」と諦める傾向が強いのです。

岩井 先ほど障害区分認定のことでご意見をいただいたのですが、情報入手の手段としての項目は、いまの106項目の中にないですね。

柿内 ないです。認定区分で、視覚障害者の自立支援と、介護をくっつけるのは無理があります。岩井 我々が求めているのは介助であって、介護とは異なるということですね。

楠 外出支援、外出に対するニーズね。それから社会参加を含めて、情報というのは社会参加につながります。外出という社会参加というニーズに対応する制度に、全然なっていない

いんです。

岩井 現在の地域生活支援事業で位置づけられている、移動支援とコミュニケーション支援が、非常に使いにくい制度であるということですね。いわゆる介護の範疇としてのホームヘルプサービスの中で、書類を読んでもらったり、代筆までいくことは、ホームヘルパーの業務として認めているところと認めていないところ、両方あるように聞いていますが、この辺はなにかお聞きですか？

楠 認めてないのが一般的解釈だと思います。断続的な運用ということで、認めているところはありますが、これはあくまでも例外です。

岩井 ぜひ、そういう介護の場面でも、視覚障害者の場合、文字の読み書きは絶対に必須なんだということで、ホームヘルパーの方にもそういうことの意味を知らせてもらう、あるいはそういうスキルを若干でも身につけてもらうような研修内容を入れ込んで欲しい。同じようなことで、今度はガイドヘルパーさんにも予想されるので、養成の中にそういうことの必要性も入れていただく。そしてなおかつプラスアルファとして、コミュニケーションの支援をすることでの単価としての費用の支払いがなされるのが大事なのかなと思うのですが、どうでしょうか。

柿内 今のところ私はヘルパーさんに、簡単なものは読んでやってくださいと頼んでいるが、これはあくまでもお願い事であって、制度化されたものでなくて、仮にコミュニケーション事業で派遣するのであれば、ヘルパーさんにある程度の資格を得る勉強をしていただいたら、その人が2つを兼ねることができる。そのときには両方を頼むときほどの、まるまるの両方を呼んだときほどの費用まではかからなくて、単価が安くすむのじゃないかと思うのです。

岩井 交通費は、二人を双方の事業から呼んでしまうとダブルになってしまうけれども、一人になれば、交通費も一人分、ガイドヘルパーさんだけですんでしまう。そういうことはありますね。

楠さんの所属されている団体は、移動支援の事業運営なんかもされているんですか。

楠 人材養成の2級3級と、精神障害者の大阪府と大阪市から受託したものをやっています。

岩井 最近、ヘルパーさんの従事者が減ってきているという話も、聞いています。ガイドヘルパーさんに、コミュニケーション支援ということでの読み書きのスキルを身につけていただくなどの条件が付加されてくると、余計に従事する人が減るとのご意見があります。

楠 僕はむしろ単価さえ上げれば、なり手はあると思っている。単価さえ上げれば、事業者は積極的に人材養成もするでしょう。

柿内 ヘルパーさんにそう高額な費用を出せない状況です。募集すれば集まるのですが、ヘルパーさんを増やし人数が増えれば、管理責任者を設定しなければならないし、その辺のかねあいもあって、ヘルパーさんを増やすわけに行かない。

岩井 点字図書館には、視覚障害者のために点訳や音声訳活動に従事いただいている方がた

くさんおられます。読むことについては熟練している人が移動の技術を身につければ、情報の面でも応援も頼みやすい。そういうことで逆にガイドヘルプの事業にも参入できる人材が増えるように思います。

楠 私は、設計としてまず、きちんとした理念として、視覚障害者の移動とコミュニケーションは不可欠なんだ！ということをして制度の中で位置づけてもらうことが重要だと思います。国は、各市町村に、それを実質主体として具体化するように指示することです。一方で、我々は、ニーズの掘り起こしをしなければならないと思うのです。つまり中途失明の方は情報も欲しいが、なかなか外出もしないから、生活に広がりが出てこない。出ていくことがしんどいですからね。僕も心臓の調子が悪くなったときは、車イスを押してもらって行動していました。視覚障害で車イスを利用するのはとんでもないことみたいに、市町村も本人も思ってしまうし、そういうことに対して何も不当なことをするのはない、そういう生活もあることを理解してほしい。そういうニーズを掘り起こす、それも事業化すること、制度の範囲に認めることが重要なのです。そのような生活に使うてよいですよと、むしろわがままじゃなくて、使えるんだってことを知らせることが必要です。

岩井 生活スタイルをもっと自由な発想で考えることが、ニーズの拡大に繋がることになりますね。同じ観点で視覚障害者の就労支援が拡充されるためには、移動と情報・コミュニケーション支援が重要になります。本制度が視覚障害者の社会参加のためには、非常に非常に重要な支援であることをあらためて確認できたと思います。行政と視覚障害関係機関が連携して、ニーズに見合ったサービスが具体化されることを願って、本日の対談を終わることとします。

# 社会福祉法人 日本盲人会連合 調査 「視覚障害者移動・コミュニケーション支援事業（仮称）」報告書

社会福祉法人 日本盲人会連合  
事務局 有泉 一如

## 1. 視覚障害者コミュニケーション支援事業について

平成18年6月26日厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議において、コミュニケーション支援事業実施要綱の目的と対象者に「視覚」障害者が加えられ、事業内容に「点訳、音声訳等による支援事業」が追加された。

今回の当センターが行った全国実態調査結果から、自治体は、視覚障害者もその障害特性から情報支援が必要であることはわかっている、どのような支援を望んでいるのか、何かを実施しても視覚障害者が希望する支援かどうかわからずに困っているのではと感じられた。実際、点訳、音訳について実施されているケースはごく僅かであり、視覚障害者に対するコミュニケーション支援事業として、充実しているとは言い難い現状であった。コミュニケーション支援事業の充実は、平成18年12月13日に国際連合で障害者の権利に関する条約で採択されていることから視覚障害者の社会への完全参加及び基本的権利を実現するための一つの方策として、当然のことである。

## 2. 日本盲人会連合が実施した「視覚障害者移動・コミュニケーション支援事業（仮称）運営について」

日本盲人会連合では、本調査とは別に、視覚障害者のためのコミュニケーション支援事業について検討を行い、日本盲人会連合加盟団体（全国都道府県政令指定都市59団体）に対し、ご意見聴取を行った。

各団体から意見の中で「全体的に現行のコミュニケーション支援事業について充実している」という意見は皆無だった。「視覚障害者移動・コミュニケーション支援事業（仮称）運営について」に反映させるため、寄せられた要望、ニーズ等は以下のとおり。

### (1) 視覚障害者の特性に対応した移動支援事業とコミュニケーション支援事業を併せたことによる効果についての意見

移動支援事業とコミュニケーション支援事業を併せ、見直すことについては、概ね賛成意見が多かった。

賛成意見に併せて、演奏会の時に音楽に理解のある人が支援員として付き、移動とコミュニケーション支援を同時に受けることができれば当初の目的を達成でき

る等、移動支援とコミュニケーション支援を併せることにより充実・有効的である旨の意見が寄せられた。

また、外出時の誘導は、視覚的情報提供が主たる用務であると言うことがその目的であることは当然である。したがって「視覚障害者移動・コミュニケーション支援事業」としての位置づけの事業を創設、支援員は、視覚障害者が容易に理解できる情報の提供、充分なる安全確保等を徹底して養成する必要があるという意見や、視覚障害者移動・コミュニケーション支援員は、ガイドヘルプに加え、代読、代筆、点訳、音訳等、利用者の日常生活上必要なニーズに応える能力が必要なため、支援員は国が定める講習会を受講、終了した者に限る等、支援員の資質向上についての意見が寄せられた。

## (2) 視覚障害者移動・コミュニケーション支援事業に関する要望

視覚障害者にとって、移動支援のほか、通院、代読、代筆を必須な事業にしていただきたいという要望が大半であった。

また、移動、行動が自力で不可能、又は困難な視覚障害者には、基本的に障害保障の考え方で、制度を議論する必要があるという意見があった。

また、銀行等代筆が認められない機関が増えているので、自筆と同等の効力がある証明書を制度化していただきたい。その結果、支援員1人に依頼することで、銀行へ行くところから、代筆、帰宅まですべてスムーズにできるという意見があった。

## (3) コミュニケーション支援に関する意見

コミュニケーション支援事業については、全国実態調査からも代読者の派遣を実施している自治体のごく僅かであった。団体から寄せられた意見についても実施している自治体は少なく、視覚障害者に対するコミュニケーション支援事業の趣旨を十分に理解していない市町村もあるので、国が具体的な事例を示すなどして市町村を指導して欲しい等、要望が主な意見であった。

## (4) 移動支援等に関する意見

移動支援に関する意見としては、ガイドヘルパー所有の自家用車を利用した支援の要望と、通院に関する要望が多かった。

また、移動支援事業については、現行制度上の問題点として、時間の制限、通院に関する問題、自己負担の問題等があげられた。

視覚障害者の移動については、現在定率負担となっていることに対し、手話通訳派遣事業は無料であることに対する不満が寄せられた。



## (5) その他の意見

その他の意見としては、国の義務的経費として、市町村の裁量ではなく、全国共通の基準に基づき実施することへの要望や、医療機関内での介助を加える要望があった。

また、視覚障害者移動・コミュニケーション支援事業について、支援員のスキルアップ講習を明記していただきたいという要望があった。

以上各団体からは、視覚障害者の移動、代読、代筆等併せた支援をコミュニケーション支援事業として位置付けて欲しいという声が多く、視覚障害者が望むコミュニケーション支援事業の要望、ニーズ等を反映させ、「視覚障害者移動・コミュニケーション支援事業（仮称）運営について」の要望を日本盲人会連合が厚生労働省へ提出した。今後、視覚障害者が充実したコミュニケーション支援サービスが受けられるように国、都道府県、市町村に対し視覚障害者への理解と実態にあったかたちでのサービス提供を求めることとしている。

日本盲人会連合から厚生労働省へ提出した要望書は、次のとおりである。

### 視覚障害者移動・コミュニケーション支援事業（仮称）運営について

#### 1 目的

視覚障害者移動・コミュニケーション支援事業（以下「本事業」という）は、視覚障害者が円滑に社会生活を営むことができるよう、視覚障害者の生活の場及び外出時に支援員を派遣し、社会生活を営むのに必要な視覚障害を補う援助を行うことにより、視覚障害者の自立と社会参加を促進し、もって視覚障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

#### 2 趣旨

視覚障害者の特性を理解し、社会生活上必要な視覚情報の提供及び移動時の安全確保などの援助を内容とし、視覚障害者が社会生活を営む上での自己決定権を保障するとともに、自立を促すことをその趣旨とする。

#### 3 実施主体

本事業の実施主体は、市町村とし、その責任のもとにサービスを提供するものとする。

この場合において、市町村は、対象者、サービス内容（及び費用負担区分）の決定を除き本事業の一部を市町村が指定する社会福祉法人またはこれに準ずる団体に委託することができる。

#### 4 本事業対象者

- (1) 視覚障害のため視覚情報を得ることに支障があり、社会生活及び日常生活において視覚情報の提供を必要とする者
- (2) 視覚障害のため社会生活及び日常生活において必要な外出(余暇活動等を含む)時に、視覚情報の提供を主とした付き添いを必要とする者

#### 5 援助の内容

- (1) 生活の場における視覚情報の提供  
日常生活及び社会活動上必要な代筆・代読及びその他の視覚情報の提供（情報提供施設が実施する「読書」を除く）
- (2) 外出時における視覚情報の提供及び安全確保  
外出時におけるあらゆる視覚情報の提供及び外出に伴う移動時の付き添い、外出後の処理としての室内での援助（この援助は支援員が保有する車を利用した外出を含むものとし、入院及び入所者もまたこの支援を受けることができる）
- (3) 相談助言

#### 6 サービスの提供方法

視覚障害者のニーズに応じ適切な支援を行うため、主任支援員を配置し、これと支援員が一体となって業務運営を行う方式によりサービスを提供することを原則とする。

##### (1) 支援員の資格要件

支援員は、国が定める「視覚障害者移動・コミュニケーション支援員養成講習要綱」に基づき実施される講習会を受講し、修了した者とする。

##### (2) 主任支援員の選考要件

主任支援員は、支援員としての実務経験が3年以上またはこれに準ずる者として認められる者

##### (3) 主任支援員の業務内容

主任支援員は、原則として利用者に対する支援を担当するとともに、次の業務を担当するものとする。

- ア 本事業の運営に関する業務（利用者のニーズの把握、相談助言、担当支援員の選定等）
- イ 構成員である支援員に対する業務の指導に関する業務
- ウ その他業務の適切かつ円滑な提供に必要な業務

## 7 本事業対象者の決定等

（１）支援員の派遣は、原則として当該視覚障害者からの申し出により行うものとする。

なお、緊急を要すると市町村長が認める場合にあっては、申し出は事後でも差し支えないものとする。

（２）市町村長は、申し出があった場合は、本要綱を基にその必要性を検討し、できる限り速やかにサービス提供の要否を決定するものとする。

（３）市町村長は、当該視覚障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境を十分に勘案して、本事業対象者に対する支援員派遣の内容（並びに費用負担区分）を決定するものとする。

## 8 関係機関との連携

市町村は、常に福祉事務所、保健所、身体障害者相談員等の関係機関との連携を密にするとともに、本事業の一部を委託している団体との連携・調整を十分に行い、本事業を円滑に実施するものとする。

## 9 ホームヘルパー業務との関係

本事業による支援は、視覚障害によって必要となる視覚情報の提供を主たる業務とするものであり、介護あるいはその補助的業務として提供される介護保険法及び障害者自立支援法の訪問介護（身体介護・家事援助（生活支援）・通院介助等）には含まれない内容であるため、これら訪問介護を利用する者であっても、本事業を利用することができる。

また、介護保険法に基づく通院介助は病院内での移動等において利用することが認められていないことに鑑み、視覚障害者が通院する際には本事業によって支援が受けられることに留意しなければならない。

特定非営利活動法人 全国視覚障害者情報提供施設協会（発案）  
「コミュニケーション支援事業実施に向けて～  
人材養成から設置派遣まで」

1. コミュニケーション支援事業における「点訳、音訳等による支援事業」で求められるサービス事例

(1) 公開集会等への点字・代読等の補償

① 公開の講演会、講習会、会議等における点字・録音等資料の準備

事前または当日配布される墨字資料と同等の視覚障害者用媒体を用意すること。媒体の種類としては、点字資料、録音資料、ロービジョン者向け拡大文字、またはテキストデータ等、障害に応じた形体の資料を準備すること。

② 公開の講演会、講習会、会議等における点訳者・代読者等の派遣

講演会、講習会、会議等において使用されるプロジェクタ、貼付物、板書等視覚による情報内容を視覚障害者に代読やブリスト、音声パソコン入力等により伝えること。

(2) 個人支援の代読・点訳者・代筆者等の補償

① 在宅の視覚障害者への資料代読・点訳・代筆者の派遣

視覚障害者個人への手紙、回覧物、書類記入、生活用品その他の表示確認等のために代読者、代筆者、点訳者等を派遣すること。

② 施設利用が可能な在宅の視覚障害者に対する資料代読・点訳・代筆者の派遣

施設への移動が可能な在宅の視覚障害者に対して、資料代読・点訳・代筆を行うこと。または、施設への資料送付が可能な在宅の視覚障害者に対して、電話やメール等により資料代読・点訳・代筆などを行うこと。

(注1)「墨字(すみじ)」は、目で読み取る普通の文字のこと。

(注2)「ブリスト」は、テープ状の点字用紙にエンドレスで打ち出すことができる方式の点字タイプライタで、盲ろう者の点字通訳用として用いられている。

## 2. 事業従事者

### (1) 留意事項

- ①派遣事業が円滑に行われるよう運営委員会、調整者の設置等について配慮すること。
- ②意思疎通を図ることに支障がある視覚障害者への派遣とは、地域生活を円滑に進める対人支援としての情報提供支援をいう。

(2) 点訳者（代筆者）・音訳者（代読者）には、以下のものの他、ガイドヘルパー・ホームヘルパー等がそれぞれに本事業の専門性を考慮する所定の養成講座を修了し都道府県への登録をした者をいう。

#### ①「点訳者・音訳者」

- (ア) 点字技能師…知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程（平成元年5月20日厚生省告示第108号）に基づき実施された社内検定技能認定試験の合格者
- (イ) 点字指導員…社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会が実施する点字指導員養成研修事業において点字指導員として登録された者
- (ウ) 音訳指導員…社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会が実施する音訳指導員養成研修事業において音訳指導として登録された者

#### ②ガイドヘルパー

#### ③ホームヘルパー

### \*聴覚・言語障害者の場合の事業従事者

#### ①「手話通訳者」

- (ア) 手話通訳士…手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程（平成元年5月20日厚生省告示第108号）に基づき実施された手話通訳技能認定試験の合格者
- (イ) 手話通訳者…都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において手話通訳者として登録された者
- (ウ) 手話奉仕員…市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において「手話奉仕員」として登録された者

#### ②「要約筆記者」

要約筆記奉仕員…市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において「要約筆記奉仕員」として登録された者

### 3. 視覚障害者に対するコミュニケーション支援員養成研修カリキュラム（案）

視覚障害者に対するコミュニケーション支援養成研修の合計時間数は 20 時間とする。

#### （1）ガイドヘルパー養成研修事業と共通する講義（告示別表第 4、第 3 号関係より）

- ① 障害者福祉に係る制度及びサービスに関する講義（3 時間）
- ② 身体障害者居宅介護等に関する講義（3 時間）
- ③ 視覚障害者の疾病、身体等に関する講義（2 時間）

#### （2）視覚障害者に対するコミュニケーション支援員養成研修

（独自部分：計 12 時間）

講義 I（1 時間）「視覚障害者についての基礎知識」

- ① 視覚障害について  
視覚障害等級、主要原因、視覚障害者数、障害受容、二大不自由など
- ② 視覚障害者への接し方と移動支援技術  
接し方の留意点、移動支援の技術と留意点など

講義 II（2 時間）「視覚障害者へのコミュニケーション支援」

- ① コミュニケーション支援の基礎知識  
支援の必要性、方法、機器用具など
- ② コミュニケーション支援事業  
支援制度の概要、業務と倫理、心得、代読、代筆についてなど

演習 I（1 時間）「視覚障害者の移動支援」

基礎的な移動支援の演習

演習 II（8 時間）「視覚障害者への代読等によるコミュニケーション支援」

- ① 文字や文章の理解
- ② 理解しやすい発声・発音・発語の基礎等の音声表現
- ③ 紙面レイアウトの読み取りと理解しやすい音声化
- ④ 図表の読み方、様々な分野の資料の読み方
- ⑤ 墨字表現以外の視覚情報についての音声表現
- ⑥ 点字表記の基礎

#### 4. 本事業実施に向けての動き

- (1) 特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会による「ITを活用した、市町村の「コミュニケーション支援事業」における「コミュニケーション支援専門員」の養成講座実験」

\*厚生労働省情報支援係 青木専門官からの本事業説明紹介（DVD）

- (2) 社会福祉法人日本ライトハウスによる「地域生活支援事業におけるコミュニケーション支援事業の全国実態調査と先駆的事例の検証並びに標準化のための情報提供事業」

\*調査結果の概略等関連資料参照

## 報告書

地域生活支援事業におけるコミュニケーション支援事業の  
全国実態調査と先駆的事例の検証並びに標準化のための情報提供事業  
(略称：コミュニケーション支援調査事業)

— 厚生労働省 平成18年度障害者保健福祉推進事業 —

発行：社会福祉法人 日本ライトハウス

発行年月：2007年（平成19年）3月

発行事務局：日本ライトハウス盲人情報文化センター

〒542-0077 大阪市中央区道頓堀1丁目東3-23

TEL 06-6211-1500 FAX 06-6211-1590



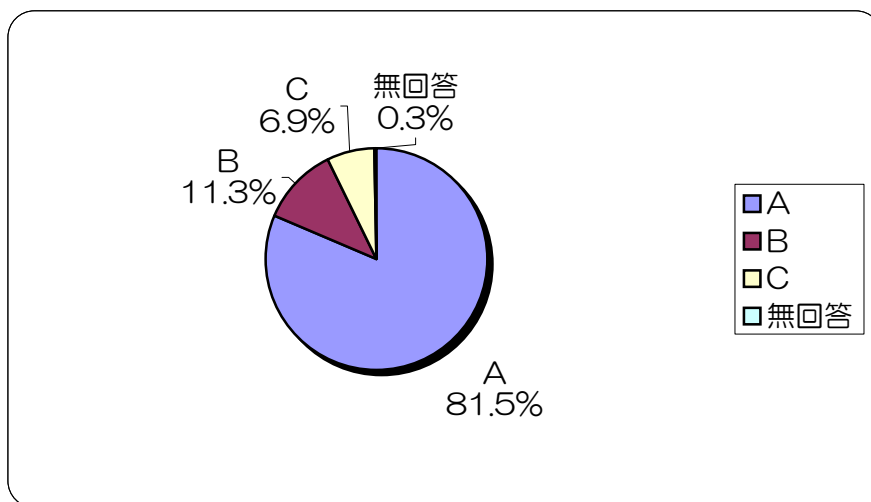
# 「コミュニケーション支援事業」の実施状況に関するアンケート調査結果

## ●聴覚障害者と健聴者のためのコミュニケーション支援事業について

1.手話通訳者派遣事業を実施していますか

- A. 実施している
- B. まだ実施していないが実施を検討している
- C. 実施していない

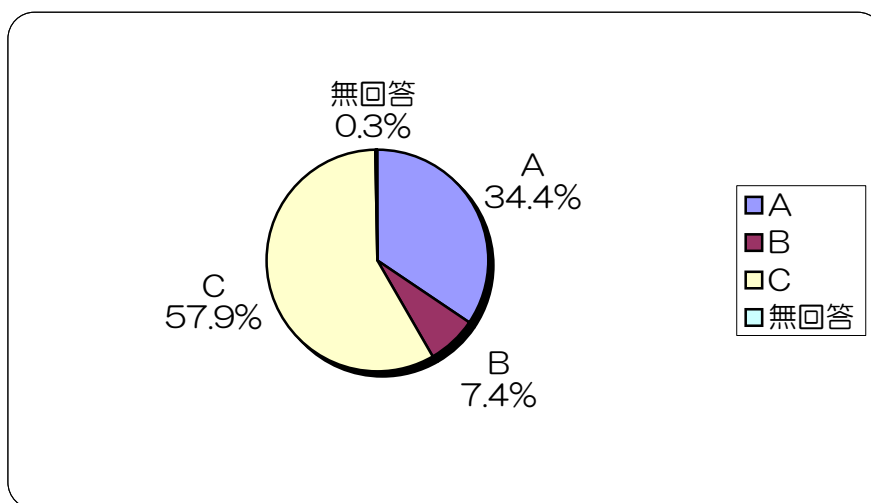
A	B	C	無回答	総数
913	127	77	3	1120



2.手話通訳者設置（配置）事業を実施していますか

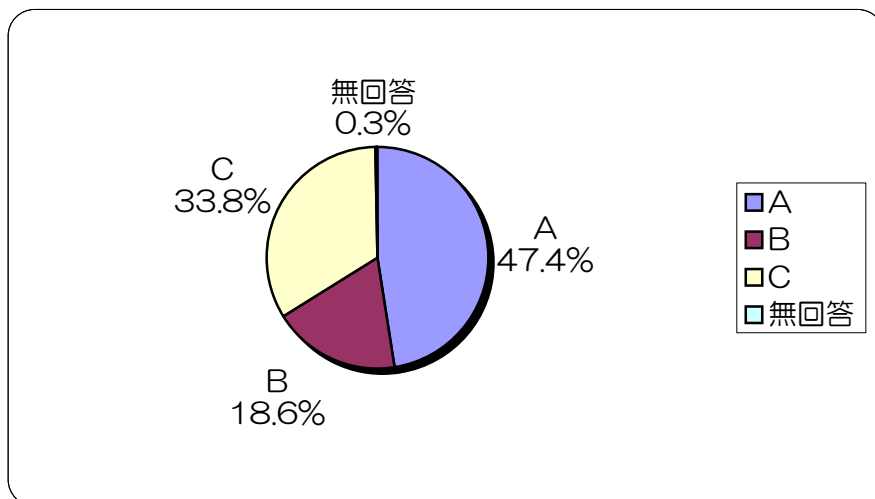
- A. 実施している（設置場所をご記入ください）
- B. まだ実施していないが実施を検討している
- C. 実施していない

A	B	C	無回答	総数
385	83	649	3	1120



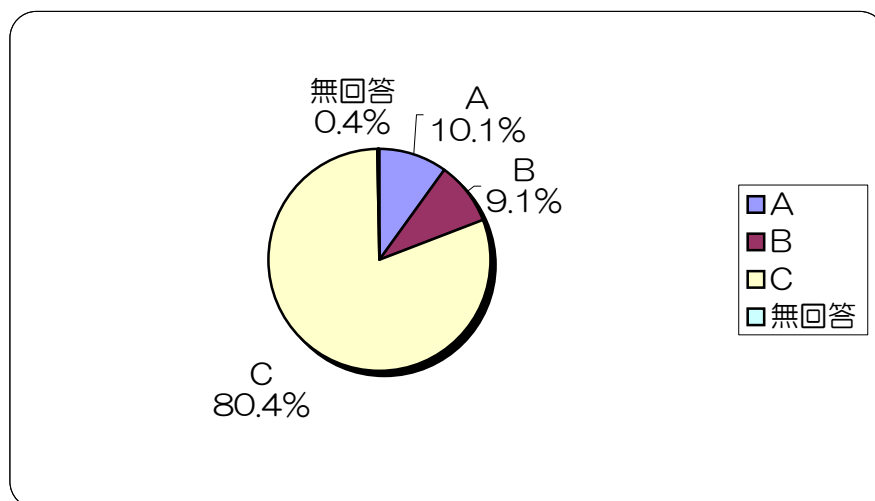
- 3.要約筆記者派遣事業を実施していますか
- A. 実施している（設置場所をご記入ください）
  - B. まだ実施していないが実施を検討している
  - C. 実施していない

A	B	C	無回答	総数
531	208	378	3	1120



- 4.パソコン要約筆記者派遣事業を実施していますか
- A. 実施している（設置場所をご記入ください）
  - B. まだ実施していないが実施を検討している
  - C. 実施していない

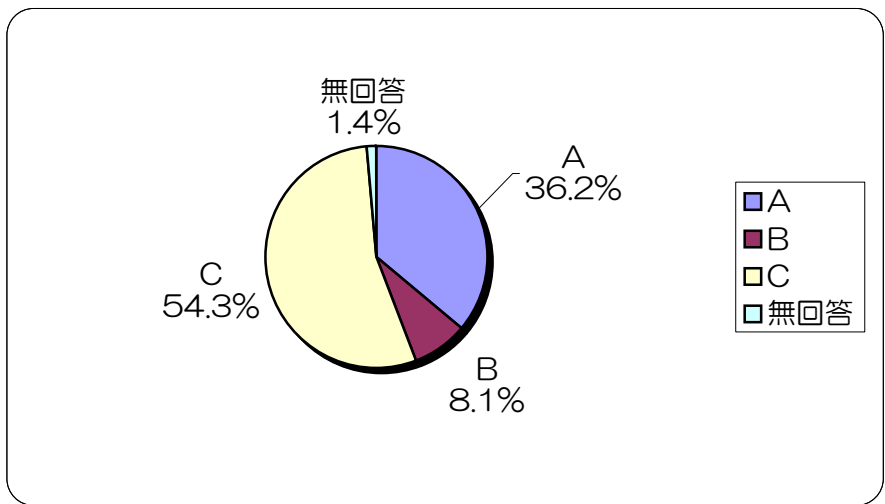
A	B	C	無回答	総数
113	102	901	4	1120



5. 以上1～4のサービスについて養成講習会を実施していますか

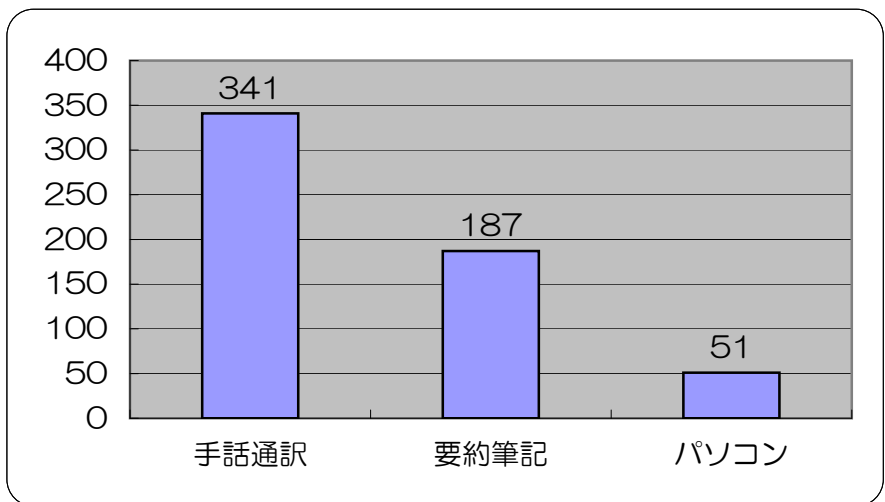
- A. 実施している（設置場所をご記入ください）
  - 手話通訳派遣事業
  - 要約筆記者派遣事業
  - パソコン要約筆記事業など
- B. まだ実施していないが実施を検討している
- C. 実施していない

A	B	C	無回答	総数
405	91	608	16	1120



A.実施数の内訳（複数回答あり）

手話通訳	要約筆記	パソコン
341	187	51

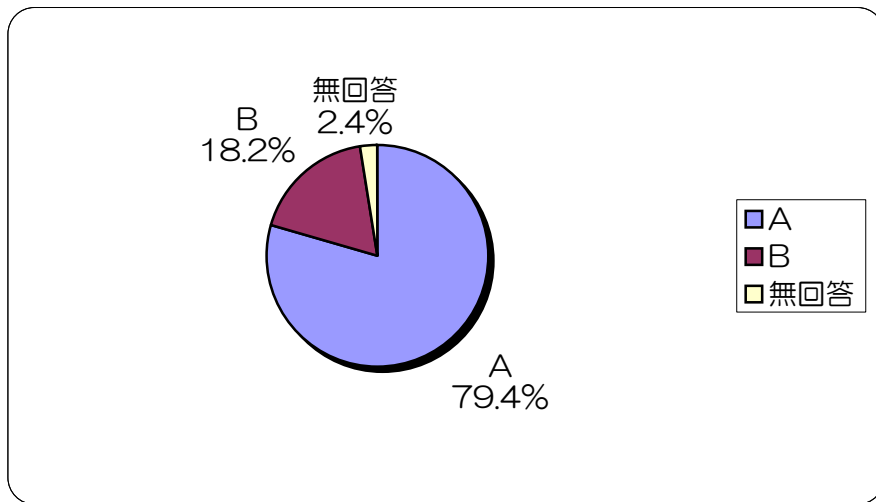


6.その他に、聴覚障害者と健聴者のためのコミュニケーション支援事業で、実施しているか、実施を検討しているものがありましたら、名称と内容をご記入下さい

●視覚障害者と晴眼者（せいがんしゃ、目の見える人）のための  
コミュニケーション支援事業について

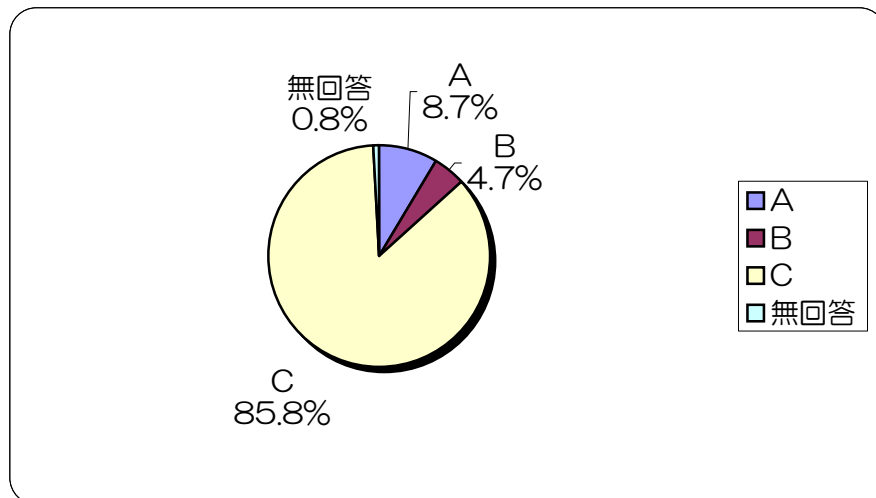
- 1.地域生活支援事業の「コミュニケーション支援事業」の実施要綱に、目的と対象者に「視覚」障害者が明記され、事業内容にも「点訳、音訳等による支援事業」が明文化されたことをご存知ですか
- A. 知っていた
  - B. 知らなかった

A	B	無回答	総数
889	204	27	1120



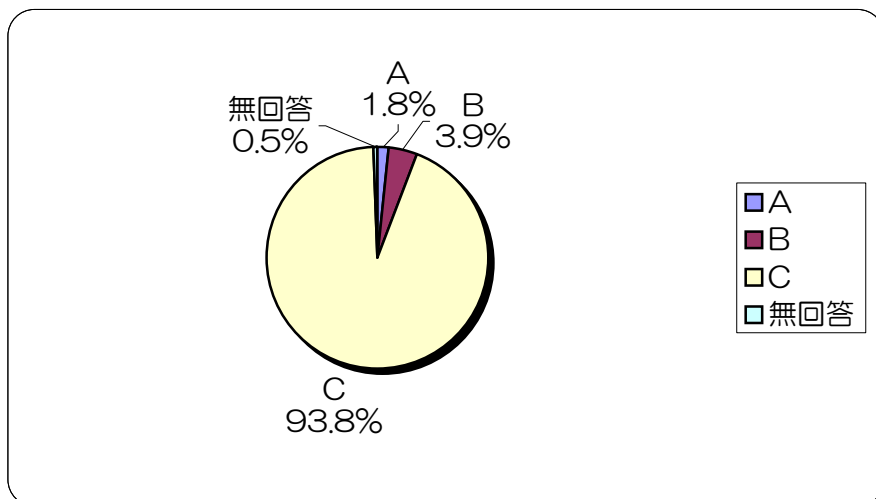
- 2.公開の講演会、講習会、会議等における点字等資料の提供を実施していますか
- A. 実施している
  - B. まだ実施していないが実施を検討している
  - C. 実施していない

A	B	C	無回答	総数
97	53	961	9	1120



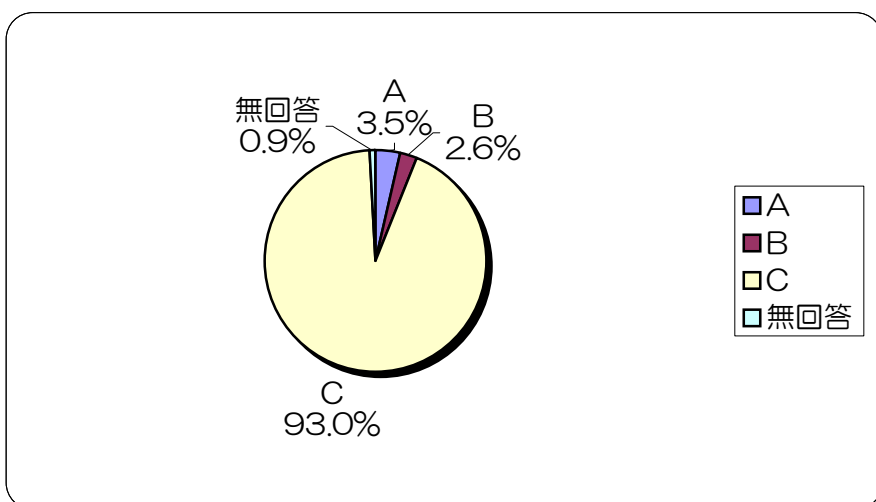
- 3.公開の講演会、講習会、会議等における代読者等の派遣を実施していますか
- A. 実施している
  - B. まだ実施していないが実施を検討している
  - C. 実施していない

A	B	C	無回答	総数
20	44	1050	6	1120



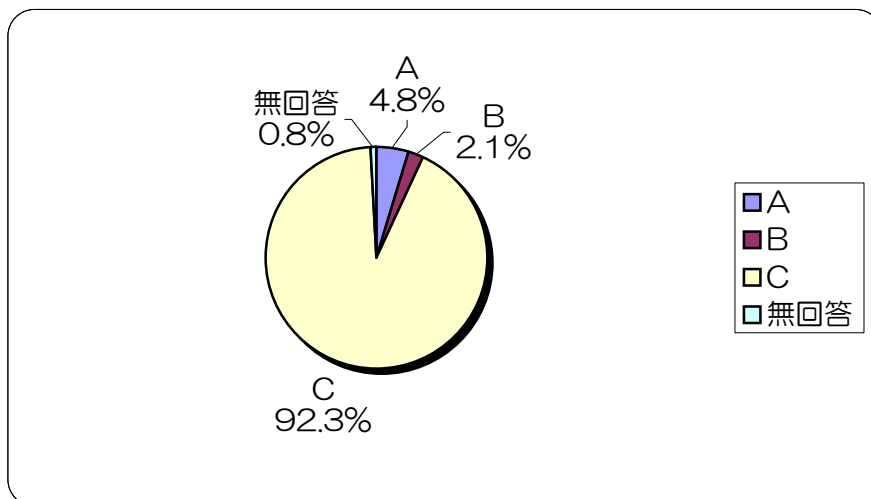
- 4.在宅の視覚障害者に対する代読者等の派遣を実施していますか
- A. 実施している
  - B. まだ実施していないが実施を検討している
  - C. 実施していない

A	B	C	無回答	総数
39	29	1042	10	1120



- 5.代読者等の養成講習会を実施していますか
- A. 実施している
  - B. まだ実施していないが実施を検討している
  - C. 実施していない

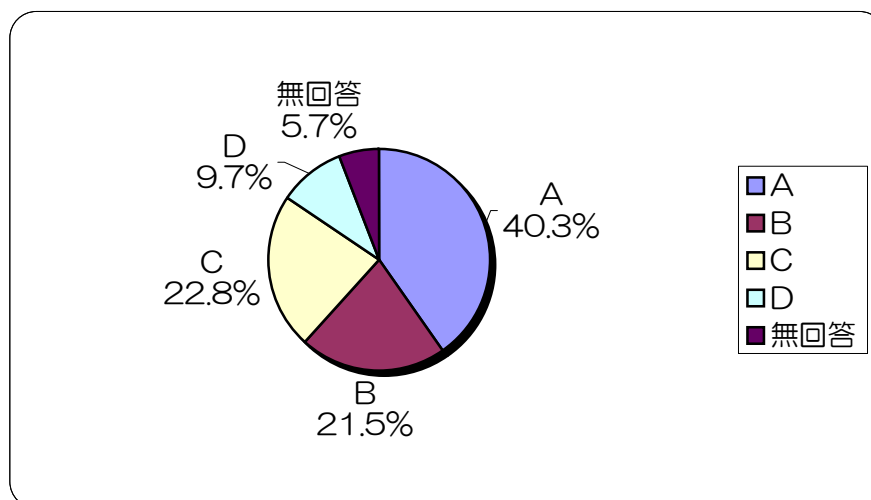
A	B	C	無回答	総数
54	23	1034	9	1120



- 6.その他に、視覚障害者と晴眼者のためのコミュニケーション支援事業として実施しているか、実施を検討しているものがありましたら、名称と内容をご記入ください

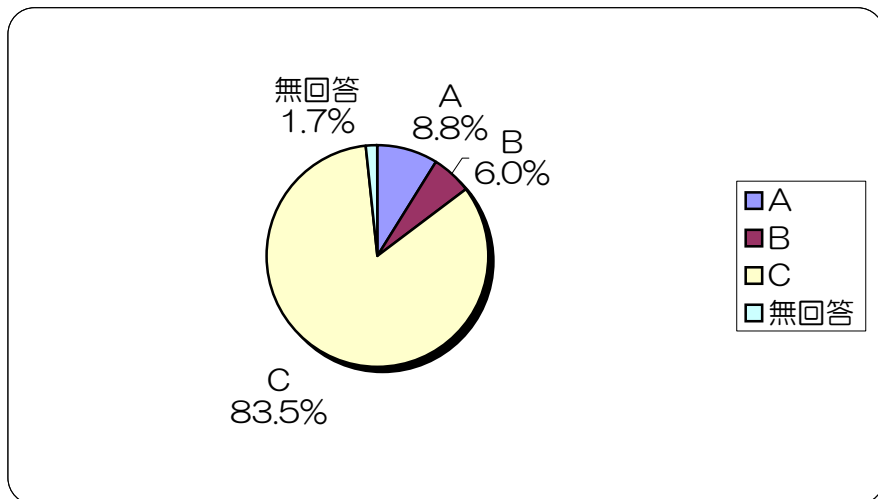
- 7.視覚障害者に対する移動支援事業を実施している場合、代読・代筆サービスは認めていますか
- A. 認めている
  - B. 認めていないが今後検討したい
  - C. 認めていない
  - D. 移動支援事業を実施していない

A	B	C	D	無回答	総数
451	241	255	109	64	1120



- 8-①. 盲ろう者向けガイドヘルパー（ガイドコミュニケーター）派遣事業を実施していますか
- A. 実施している
  - B. まだ実施していないが実施を検討している
  - C. 実施していない

A	B	C	無回答	総数
99	67	935	19	1120



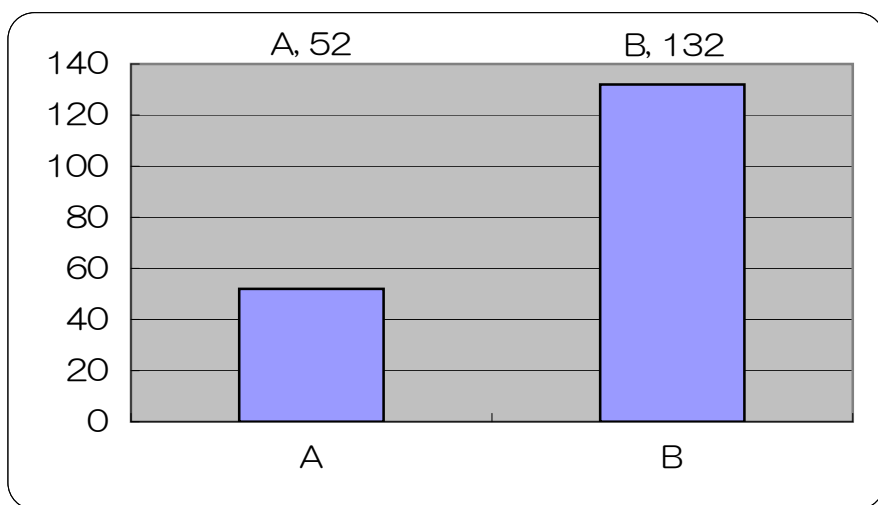
以下、A実施していると回答された市区町村におたずねします。

- 8-②. ガイドコミュニケーターの登録者数は約何名ですか

- 8-③. ガイドコミュニケーターに資格の取得を求めていますか

- A. 求めている
- B. 求めていない

A	B	無回答	総数
52	132	936	1120



【視覚障害者と晴眼者（目の見える人）のためのコミュニケーション支援事業について】集計結果一覧

NO	市町村名	1	2	3	4	5	6	7	8①	8②	8③	その他
北海道												
1	札幌市	○	○	○	○	○		C	C			
2	赤平市	○	○	○	○	○		D	C			
3	旭川市	○	○	○	○	○		A	C			
4	網走市	○	○	○	○	○			C			
5	石狩市	○	○	○	○	○		D	C			
6	岩見沢市	○	○	○	○	○		C	A	3	B	
7	歌志内市	○	○	○	○	○		B	C			
8	小樽市	○	○	○	○	A	奉仕員養成事業(点訳、音訳)・・・年1回実施	A	C			
9	帯広市	○	○	○	○	○		A	C			
10	北広島市	○	○	○	○	○		A	C			
11	北見市	○	○	○	○	○		C	C			
12	釧路市	○	○	○	○	○		A	C	0		
13	小平市	○	○	○	○	○		B	C			
14	伊達市	○	○	○	○	○		A	C			
15	千歳市	×	○	○	○	○		D	C			
16	苫小牧市	×	○	○	○	○		D	C			
17	中標津市	○	○	○	○	○		C	C			
18	名寄市	○	○	○	○	○		C	C			
19	登別市	○	○	○	○	○		B	C			
20	美瑛市	×	○	○	○	○		D	C			
21	深川市	×	B	B	C	C		D	B		B	
22	富良野市	○	○	○	○	○		A	C			
23	三笠市	○	○	○	○	○		B	A	2	B	
24	室蘭市	×	○	○	○	○		D	C			
25	留萌市	×	○	○	○	○		D	C			
26	稚内市	○	○	○	○	○		C	C			
27	厚岸町	○	○	○	○	○		B	C			
28	遠別町	○	○	○	○	○		C	C			
29	愛別町	×	○	○	○	○		C	C			
30	厚沢部町	○	○	○	○	○		B	C			
31	厚真町	○	○	○	○	○		C	C			
32	雨竜町	○	○	○	○	○		A	C			
33	池田町	×	○	○	○	○		A	C			
34	今金町	○	○	○	○	○	市広報の点訳・音訳	A	C			
35	美深町	○	A	C	C	C		A	B		B	
36	浦幌町	○	○	○	○	○		A	C			
37	枝幸町	○	○	○	○	○		A	C			
38	えりも町	○	○	○	○	○		C	C			
39	雄武町	○	○	○	○	○		A	C			
40	乙部町	○	○	○	○	○		A	C			
41	音更町	×	○	○	○	○		B	C			
42	和寒町		○	○	○	○		A	C			
43	木古内町	○	A	C	C	C		A	A	112	A	
44	北竜町	○	○	○	○	○		C	C			
45	京極町	○	○	○	○	○		A	C			ガイドヘルプサークルの加入
46	共和町	○	○	○	○	○		C				
47	比布町	○	○	○	○	○		D	C			
48	黒松内町	×	○	○	○	○		D	C			
49	訓子府町	○	○	○	○	○		A	C			
50	剣淵町	○	○	○	○	○		A				
51	小清水町	○	○	○	○	○		A	C			
52	様似町	○	○	○	○	○		D	C			
53	更別村	○	○	○	○	○		A	C			
54	佐呂間町	×	○	○	○	○		A	C			
55	鹿追町	○	○	○	○	○		B	B		B	
56	鹿部町	○	○	○	○	○		D	C			
57	下川町	×	○	○	○	○		D	C			
58	白老町	○	○	○	○	○		C	C			
59	せたな町		○	○	○	○		B	C			
60	当麻町	×	○	○	○	○		D	C			



NO	市町村名	1	2	3	4	5	6	7	8①	8②	8③	その他
61	滝上町	○	A	C	C	C		A	C			
62	秩父別町	○	C	C	C	C		C	C			
63	月形町	×	C	C	C	C	地域活動支援センター内で視覚障害者に対する代読等の支援	A	C			
64	津別町	○	C	C	C	C		A	C			
65	当別町	×	C	C	C	C		C	C			
66	鶴居村	×	C	C	C	C		B	C			視覚障害者移動介護支援研修終了者
67	苫前町	×	C	C	C	C		B	C			
68	奈井江町	○	C	C	C	C		C	C			
69	中川町	×	C	C	C	C		C	C			
70	中頓別町	○	C	C	C	C		B	B	0	B	
71	中富良野町	×	C	C	C	C			C			
72	新冠町	○	A	C	C	C		D	C			
73	新得町	×	C	C	C	C		B	C			
74	仁木町	○	C	C	C	C		A	C			
75	東神楽町	×	C	C	C	C		B	C			
76	日高町	×	C	C	C	C	なし	D	C			
77	福島町	○	C	C	C	C		B	C			
78	別海町	○	C	C	C	C		D	C			
79	幌延町			C	C	C			C			
80	本別町	○	C	C	C	C	盲人ガイドヘルパー派遣事業 声の「広報むろらん」発行 朗読奉仕員養成事業 点訳奉仕員養成事業 視覚障害者生活情報提供事業	A	A	21	A	
81	幕別町	○	C	C	C			C	C			
82	松前町	○	C	C	C	C		D	C			
83	むかわ町	×	C	C	C	C		B	C			
84	芽室町	○	C	C	C	C		B	C			
85	森町	×	C	C	C	C		D	C			
86	八雲町	×	C	C	C	C		C	C			
87	安平町	○	C	C	C	C		C	C			
88	豊富町	○	C	C	C	C		B	C			
89	豊頃町	○	C	C	C	C		B	C			
90	由仁町	×	C	C	C	C		A	C			
91	蘭越町	×	C	C	C	C		A	C			
92	利尻町			C	C	C		D	C			
93	陸別町	×	C	C	C	C		B	C			
94	礼文町	×	C	C	C	C		C	C			
95	羽幌町	○	C	C	C	C		C	C			
96	浦臼町	×	C	C	C	C		C	C			
97	七飯町	○	C	C	C	C		A	C			
98	斜里町	○	C	C	C	C		C	C			
99	上湧別町	×	C	C	C	C		A	C			
100	長万部町	○	C	C	C	C		A	C			
101	美瑛町	×	C	C	C	C			C			
102	美幌町	×	C	C	C	C		C	C			ホームヘルパー1、2級を有する者、支援費制度における身体介護、家事支援または外出介護に係わる業務に1年以上従事したもの
103	幌加内町	×	C	C	C	C		C	C			
104	湧別町	○	C	C	C	C		C	C			
105	赤井川村	○	C	C	C	C		A	C			
106	占冠村	○	C	C	C	C		C	C			
107	新篠津村	○	C	C	C	C		A	A	15	A	視覚障害者移動介護従業者養成研修
108	音威子府村	○	C	C	C	C		B	C			
109	真狩村	○	C	C	C	C		B	C			
110	滝川村	○	C	C	C	C		D	C			
111	西興部村	×	C	C	C	C		C	C			
112	泊村	×	C	C	C	C		B	C			

NO	市町村名	1	2	3	4	5	6	7	8①	8②	8③	その他
113	初山別村	×	C	C	C	C		C	C			
114	留寿都村	○	C	C	C	C		C	C			
115	猿払村	×	C	C	C	C		A	C			
116	島牧村	×	C	C	C	C		A	C			
青森県												
117	青森市	○	C	C	B	B		B	A	50	B	
118	黒石市	○	A	C	C	C		B	C			
119	弘前市	○	C	C	C	C		A	C			
120	つがる市	○		C	C	C	声の広報等発行事業 広報紙 等朗読録音送付	D	B		B	
121	五所川原市	○	C	C	C	C		C	A		B	
122	むつ市	○	C	C	C	C		C	C			
123	十和田市	○	C	C	C	C		B	C			
124	三沢市		C	C	C	C		D	C			
125	八戸市	○	C	C	C	C		A	C			
126	三戸市	○	C	C	C	C		D	C			
127	鱒ヶ沢町	○	C	C	C	C		A	C			
128	平内町	○	C	C	C	C		C	C			
129	大鱈町		C	C	C	C		C	C			
130	鶴田町	○	C	C	C	C		D	C			
131	中泊町	○	C	C	C	C		C	C			
132	野辺地町	○	C	C	C	C		A	C			
133	風間浦村	○	B	C	C	C		B	C	0		
134	東海村	○	C	C	C	C		B	C			
135	東北町	○	C	C	C	C		A	C			
136	おいらせ町	○	C	C	C	C		B	C			
137	団子町	○	C	C	C	C		D	C			
138	西目屋村	○	C	C	C	C		D	C			
139	新郷村	○	C	C	C	C		B	B		B	
岩手県												
140	奥州市	×	C	C	C	C		C	C			
141	大船渡市	○	C	C	C	C		D	C			委託をして実施を考えている
142	釜石市	○	C	C	C	C		C	C			
143	北上市	○	C	C	C	C		A	A		A	
144	久慈市	○	C	C	C	C		A	C			
145	遠野市	×	C	C	C	C		A	B		B	
146	二戸市	×	C	C	C	C		B	C			
147	花巻市	○	C	C	C	C		C	C			
148	盛岡市	○	C	C	C	C		A	C			
149	八幡平市	○	B	B	B	C		A	C			
150	陸前高田市	○	C	C	C	C		A	C			
151	岩手町	○	C	C	C	C		A	C			
152	金ヶ崎町	×	C	C	C	C		A	C			
153	雫石町	○	B	B	B	C		B	B		B	
154	西和賀町	×	C	C	C	C	公共機関への拡大読書器の設置（実施予定）各課へテレビ電話を設置している（当初は庁舎間の連絡の為に設置されたが。聴覚。視覚障害者のコミュニケーション支援にも役立つと思っている）	D	C			市で行う研修を修了した者（5回のうち 3回修了）
155	平泉町	×	C	C	C	C		A	C			
156	矢巾町	○	C	C	A	C		A	A		A	
157	洋野町	×	C	C	C	C		B	C			
158	滝沢村	×	C	C	C	C		B	C			
159	田野畑村	○	C	C	C	C		B	B		B	
160	野田村	×	C	C	C	C		C	C			

NO	市町村名	1	2	3	4	5	6	7	8①	8②	8③	その他	
宮城県													
161	仙台市	○	A	A	A	A	2~5について 視覚障害者から要請のあった各種情報、資料等を点訳および朗読奉仕員の協力のもと、点訳音訳等の方法により希望者へ提供している	A	C			B	
162	宮城野区		A	C		B		A					
163	石巻市	○	C	C	C	C		B	A	15		B	
164	岩沼市	○	C	C	C	C		A					資格ではなく全国盲ろう者協会主催「盲ろう者向け通訳者養成研修会」および国立身体障害者リハビリテーションセンター主催「盲ろう者通訳ガイドヘルパー指導者研修会」を修了した者に委嘱
165	角田市	○	C	C	C	C		B	C				
166	気仙沼市	○	C	C	C	C		C	C				
167	白石市	○	C	C	C	C		C	C				
168	多賀城市	×	C	C	C	A		A	A	4		A	
169	登米市	○	C	C	C	C		C	C				
170	東松島市	○	C	C	C	C		B	C				
171	山元町	○	C	C	C	C		C	C				
172	大河原町	○	A	C	C	C		C	C				
173	女川町	○	C	C	C	C			C				
174	九森町	○	C	C	C	C			C				
175	柴田町	○	C	C	C	C		C	C				
176	七ヶ浜町	○	C	C	C	C		A	C				
177	松島町	○	C	C	C	C		D	C				
178	南三陸町	○	C	C	C	C		B	C				
179	宮城県	○	C	C	C	C		C	C				
180	村田町	○	C	C	C	C		B	C				養成研修受講者
181	本吉町	○	C	C	C	C		C	C				
182	利府町	×	C	C	C	C		A	C				
183	巨理町	○	C	A	C	C		C	C				
184	大衝村	○	C	C	C	C		B	C				
秋田県													
185	秋田市	○	A	C	C	C		A	C				
186	いかほ市	○	C	C	B	B		A	A	2		A	
187	大館市	○	C	C	C	C		C	C				
188	男鹿市	○	C	C	C	C		A	C				
189	仙北市	○	A	C	C	C		A	C	2			茨城県で実施しているガイドヘルプ研修を修了した者
190	能代市	○	C	C	C	C		C	A	6		B	
191	湯沢市	○	C	C	C	C		B	C				
192	由利本荘市	○	C	C	C	C		B	A	8		B	
193	横手市	○	C	C	C	C		A	A	3		A	県が主催するガイドヘルパー講習会の受講
194	潟上市	○	C	C	C	C		D	C				
195	井川町	○	C	C	C	C			C				
196	小坂町	×	C	C	C	C		C	C				
197	鹿角町	○	C	C	C	C		A	C				
198	美郷町	×	C	C	C	C		A	C				
山形県													
199	尾花沢市	○	C	C	C	C			C				
200	河北市	○	C	C	C	C		D	C				
201	寒河江市	○	C	C	C	C		C	C				
202	新庄市	○	C	C	C	C		C	A	11		B	
203	鶴岡市	○	B	C	C	C		A	C				
204	天童市	○	C	C	C	C		C	C				
205	東根市	○	C	C	C	C	点字・声の広報等発行事業 点訳奉仕員養成研修事業	A	C				
206	舟形市	×	C	C	C	C			C				

NO	市町村名	1	2	3	4	5	6	7	8①	8②	8③	その他
207	村山市	○	○	○	○	○		C	A		B	社会福祉協議会のヘルパーを派遣しているため登録者数の把握はなし
208	米沢市	○	○	○	○	○		B	C			
209	朝日町	○	○	○	○	○		D	C			
210	遊佐町	×	○	○	○	○		B	C			
211	飯豊町	×	○	○	○	○		B	B		B	
212	酒田町	○	○	○	○	○		C	C			
213	白鷹町	○	○	○	○	○		C	C			
214	高島町	×	○	○	○	○		A	C			
215	小国町	×	○	○	○	○		C	C			
216	中山町	×	○	○	○	○		D	C			
217	西川町	○	B	B	B	B		D	B		B	
218	真室川町	×	○	○	○	○		B	C			
219	三川町	×	○	○	○	○		D	C			
220	最上町	×	○	○	○	○		D	C			
221	山辺町	○	○	○	○	○		D	C			
222	大蔵村	×	○	○	○	○			C			
223	鮭川村	○	○	○	○	○		D	C			
<b>福島県</b>												
224	会津若松市	○	○	○	○	○		A	C			
225	いわき市	○	○	○	○	A		A	C			
226	喜多方市	○	○	○	○	A	※点字・声の広報等発行事業市社会福祉協議会へ事業委託し、毎月発行される市の広報誌を音声テープに録音し視覚障害者に送付している 現在のところ点字については実施件数はない	D	C			
227	北塩原市	×	○	○	○	○		D	C			
228	郡山市	○	○	○	○	○		A	C			
229	白河市	○	○	○	A	C	点訳ボランティア養成講座	A	C			
230	須賀川市	×	○	○	○	○	コミュニケーション支援事業実施中	A	C			
231	相馬市	○	○	○	○	○		B	C			
232	二本松市	○	○	○	○	○		A	C			
233	福島市	○	A	○	○	B		A	C			
234	本宮市	×	○	○	○	○		C	C			
235	南相馬市	○	○	○	○	○	社会参加促進事業「点字・声の広報等発行事業」	D	C			
236	飯野町	×	○	○	○	○		B	A	○	B	
237	石川町	×	○	○	○	○		B	C			
238	猪苗代町	○	○	○	○	○		B	C			
239	金山町	×	○	○	○	○		D				
240	塙町	×	○	○	○	○		C	C			
241	新地町	○	○	○	○	○		D	C			
242	棚倉町	×	○	○	○	○		D	C			
243	富岡町	×	○	○	A	C		C	C			
244	磐梯町	○	○	○	○	○		D	C			
245	双葉町	×	○	○	○	○		D	C			
246	三原町	×	○	○	○	○		B	C			
247	西郷村	○	○	○	○	○		A	C			
248	昭和村	○	B	B	B	B			B		B	
249	葛尾村		○	○	○	○		B	C			
250	檜枝岐村	×	○	○	○	○		D	C			
<b>茨城県</b>												
251	石岡市	○	○	○	○	○		C	C			
252	牛久市	○	B	○	○	○		A	A	18	A	
253	笠間市	○	○	○	A	A	市報・週報など広報の発行を音訳して提供している	A	A	5	A	
254	鹿嶋市	○	○	○	○	○		A	C			
255	かすみがうら市	○	○	○	○	○		A	C			
256	桜川市	○	○	○	○			B	C			
257	潮来市	○	○	○	○	○		A	C			
258	常総市	○	○	○	B	○		A	C			

NO	市町村名	1	2	3	4	5	6	7	8①	8②	8③	その他	
259	つくば市	×	A	C	A	A			C				
260	筑西市	○	C	C	C	C			C				
261	土浦市	○	C	C	C	C			C	A	60	B	ガイドヘルパーの養成研修受講者
262	常陸太田市	○	C	C	C	C			B	C			
263	常陸大宮市	○	C	C	C	C			B	C			
264	那珂市	○	C	C	C	C	拡大読書機 読上装置等の設置を検討		C	C			
265	日立市	○	C	C	C	C			C	C			
266	ひたちなか市	○	C	C	C	C			A	B		B	
267	古河市	○	C	C	C	C			A	C			
268	水戸市	○	C	C	C	C	点訳奉仕員養成事業 点字・声の広報等発行事業		A	C			神奈川県盲ろう者通訳 介助員養成講習修了者(H18年度～)
269	八千代市	○	C	B	C	C			A	B		B	
270	結城市	×	C	C	C	C	地域生活支援事業の社会参加促進事業中以下を実施（点字、声の広報等発行事行）（朗読奉仕員養成研修事業）		C	C			
271	龍ヶ崎市	○	C	C	A	A			A	C			
272	神栖市	○	B	B	C	C			B	C			
273	五霞町	×	A	C	C	C			B	C			
274	阿見町	○	C	C	C	C			B	C			
275	大洗町	○	C	C	C	C			B	C			
276	大子町	○	C	C	C	C			A	A		A	
277	境町	○	C	C	C	C			B	C			
278	茨城町	○	C	C	C	C			C	C			
279	城里町	○	C	C	B	C			B	B		B	
280	東海村	○	C	C	C	C			B	C			
281	美浦村	○	C	C	C	C			A	C			
栃木県													
282	足利市	×	A	C	C	C			A	A	50	A	
283	宇都宮市	○	C	C	C	A			A	C			
284	太田原市	○	C	C	C	C			A	A		A	
285	小山市	○	C	C	C	C			A	C			
286	さくら市	○	C	C	C	C			A	C			
287	鹿沼市	○	C	C	C	C			C	C			
288	下野市	○	C	C	C	C			A	C			
289	天板市	○	C	C	C	C			C	C			
290	日光市	×	C	C	C	C			A	C			
291	真岡市	○	C	C	C	C			B	C			
292	岩舟町	○	C	B	C	C				C			
293	市貝町	○	C	C	C	C			C	C			
294	大平町	○	C	C	A	C			A	C			
295	那須町	○	C	C	C	C			A	C			
296	二宮町	○	C	C	C	B			C	C			
297	藤岡町	○	C	C	C	C			C	C			
298	芳賀町	○	C	C	C	C				C			
299	益子町	○	C	C	C	C			B	C			
300	塩谷町	○	C	C	C	C				C			
301	河内町	×	C	C	C	C			A	C			
302	上三川町	○	C	C	C	C			B	C			
303	那珂川町	×	C	C	C	C			B	C			
群馬県													
304	伊勢崎市	×	B	C	C	A			A	C			
305	太田市	○	C	C	C	C			C	C			
306	草津市	×	B	C	C	C			A	C			
307	高崎市	×	C	C	C	C			C	C			
308	藤岡市	○	C	C	C	C			C	C			
309	前橋市	○	A	C	C	C			C	C			
310	安中市	○	C	C	C	C			A	C			
311	甘楽町	○	C	C	C	C			B	B		B	
312	邑楽町	○	C	C	C	C				C			
313	大泉町	○	C	C	C	C				C			
314	中条町	○	C	C	C	C			C				

NO	市町村名	1	2	3	4	5	6	7	8①	8②	8③	その他
315	長野原町	○	C	C	C	C		B	C			
316	東吾妻町	×	C	C	C	C		D	C			
317	みなかみ町	○	C	C	A	C		A	C			
318	片品村	○	C	C	C	C			C			
319	川場村	×	C	C	C	C		D	C			
320	六合村	○	C	C	C	C		A	C			
埼玉県												
321	加須市	○	C	C	C	C		C	C			
322	桶川市	○	C	C	C	C		A	C			
323	春日部市	○	C	C	C	A		C	C			
324	上尾市	×	B	B	C	C		A	C			
325	川口市	○	C	C	C	C		D	C			介護福祉士・ガイドヘルパー養成講座の受講
326	川越市	○	A	C	C	C		A	C			
327	川越市	○	A	C	C	C		A	C			
328	北本市	○	C	C	C	C		D	A	22	B	
329	熊谷市	○	C	C	C	C		A	C			視覚障害者移動介護従業者養成過程修了者（社会福祉協議会へ委託している事業があります）
330	越谷市	○	A	C	A	C	広報紙等の内容を音声テープ化し配布 点字広報の配布	A	A	120	A	
331	さいたま市	○	A	C	C	C		A	A	36	A	
332	幸手市	○	C	C	C	C		A	A	12	A	
333	志木市	○	B	C	C	C		A	C			
334	鶴ヶ島市	○	A	C	C	C		A				
335	鶴ヶ島市	○	B	B		C		A	A		B	
336	秩父市	○	C	C	C	C		A	C			
337	所沢市	×	C	C	C	C		B	C			
338	戸田市	○	A	C	C	C	無償ボランティアグループが多く、グループ育成をしている	A	A	2	A	
339	新座市	○	A	C	C	C		A	C			
340	羽生市	○	C	A	A	A		C	C			
341	深谷市	×	A	C	C	C		C	C			
342	飯能市	○	C	C	C	B	声の広報、議会だより：市で配付する広報紙及び議会関連の広報紙をカセットテープに録音し郵送。図書録音テープ貸出し。通訳奉仕員養成講座。日常生活用具給付事業など	A	C		B	
343	日高市	○	C	C	C	C		B	C			
344	本庄市	×	B	B	C	C		A	A	15	A	
345	三郷市	○	C	C	C	C		C	C			
346	吉川市	○	C	C	C	C		A	C			
347	伊奈町	○	C	C	C	C		A	C			
348	上里町	○	C	C	C	C		C	C			
349	大利根町	○	C	C	C	C		C	C			
350	川島町	○	C	C	C	C		C	C			
351	栗橋町	○	C	C	C	C		B	C			
352	白岡町	○	C	C	C	C		C	C			
353	杉戸町	○	C	C	C	C		A	C			
354	ときがわ町	○	C	C	C	C		A	C			
355	常川町	○	C	C	C	C		A	C			
356	長瀨町	○	C	C	C	C		B	C			
357	鳩山町	○	B	C	C	C			C			
358	松伏町	○	C	C	C	C		A	C			
359	皆野町	○	C	C	C	C			C			
360	皆野町	○	C	C	C	C			C			
361	宮代町	○	C	C	C	C		C	C			
362	三芳町	○	C	C	C	C			C			
363	寄居町	○	C	C	C	C		C	C			
364	横瀬町	○	C	C	C	C		B	C			
365	鷲宮町	○	C	C	C	C		C	C			

NO	市町村名	1	2	3	4	5	6	7	8①	8②	8③	その他
366	秩父村	○	C	C	C	C		B	C			
千葉県												
367	千葉市若葉区	○	A	A	C	C		A	A		A	
368	八潮市	○	C	C	C	C		B	C			
369	旭市	○	C	C	C	C		C	C			
370	市川市	×	C	C	C	C	・視覚障害者自立支援事業(歩行訓練士による歩行訓練等) ・点字広報紙発行	A	A	200	A	
371	市原市	○	B	C	C	C	声の広報の配布(実施)市の 広報紙を録音テープに吹き込み、 希望者に郵送	A	C			
372	我孫子市	○	A	C		C	代筆。代読については市の設 策としての展開というかボラ ンティア事業の一環として継 続されてきました。又。自立 支援法での家事援助中に必要 な場合において代筆代読煮に ついてはヘルパーの仕事とし て行っておりますが代筆。代 読だけの派遣はしておりませ ん。移動支援での代筆。代読 ということですが移動中につ いては当然であります。移動 支援という目的にも関わら ずの代筆。代読のサービスを するという事は認めていま せん。		C			
373	浦安市	○	C	C	C	C		A	C			
374	一宮町	○	C	C	C	C		D	C			
375	柏市	○	C	C	C	C		A	C			
376	勝浦市	○	C	C	C	C		C	C			
377	香取市	○	B	C	C	C		C	C			
378	鎌ヶ谷市	×	C	C	C	C		C	C			県の行う盲ろう(ガイドヘル パー)通訳者養成課程受講者
379	鴨川市	○	C	C	C	C		A	C			
380	木更津市	○	C	C	C	C	広報の音訳テープを貸出や「点 訳の会」による点訳図書の貸し だしを実施	A	C		B	
381	佐倉市	○	A	B	B	B		A	C			ホームヘルパー2級以上
382	茂原市	○	C	C	C	C		B	B		B	
383	白子市	○	C	C	C	C		A	C			
384	館山市	○	C	C	C	C		A				
385	田街道市	○	C	C	C	C		C	C			
386	銚子市	○	A	C	C	C	音声による市広報紙内容の周 知(実施主体はボランティア団 体) ・点字プリンター貸付 ・公用文書送付における封筒 差出人(課等名)の点字化(実施 検討)	C	A		B	7と一体化で実施
387	富津市	○	C	C	C	C		A	C			
388	富里市	○	C	C	C	C		D	C			ガイドヘルパー研修を終了し ていること
389	習志野市	○	A	C	C	C		A	C			
390	成田市	○	C	C	C	C		A	C			盲ろう者通訳・介助員養成事 業受講者
391	野田市	○	C	C	C	C		A	A	13	A	
392	八街市	○	B	B	A	C		A				
393	東金市	○	C	C	C	C		A	C			
394	船橋市	○	C	C	C	C		A	C			
395	松戸市	○	A	C	C	C		B	C			
396	山武市	○	C	C	C	C		C	C			
397	君津市	○	C	C	C	C		C	C			
398	佐倉市	○	A	B	B	B		A	C			
399	匝瑳市	×	C	C	C	C		C	C			
400	袖ヶ浦市	○	C	C	C	C		C	C			
401	流山市	×	C	C	C	C		C	C			



NO	市町村名	1	2	3	4	5	6	7	8①	8②	8③	その他
402	大網白里町	○	C	C	C	C		C	C			
403	大多喜町	○	C	C	C	C		C	C			
404	神崎町	○	C	C	C	C		B	B		B	「外出介護従事者養成研修課程」を修了した者
405	多古町	○	C	C	C	C		A	C			
406	横芝光町	○	C	C	C	C		B	B		B	
407	印旛村	○	C	C	C	C		B	C			
東京都												
408	荒川区	×	A	C	C	C		A	C			
409	板橋区	○	A	C	C	C		A	A		B	区内事業者へ取り次ぎを行っている
410	江戸川区	○	A	C	C	C			C			
411	大田区	○	C	C	C	C		A	C			
412	葛飾区	×	A	C	C	C		C	C			
413	北区	○	C	C	C	C		A	C			
414	江東区	×	C	C	C	C		A	C			
415	渋谷区	×	C	C	C	C		A	C			
416	新宿区	×	C	C	C	C		A	C			
417	世田谷区	○	B	B	C	C		A	C			
418	台東区	○	A	C	C	C		B	C			
419	中央区	○	A	C	C	C		A	C			
420	千代田区	○	C	B	B	C		C	A		B	
421	杉並区	×	A	C	C	C			C			
422	豊島区	×	C	C	B	B		C	C			
423	中野区	×	C	C	C	C		C	C			
424	文京区	○	C	C	C	C		A	C			
425	港区	×	C	C	C	C		A	C			
426	目黒区	○	C	C	C	C		A	A	8	A	
427	あきる野市	○	C	C	C	C		A	C			
428	清瀬市	○	C	C	C	C		C	C			
429	小金井市	○	B	C	A	C		C	C			
430	国分寺市	○	C	C	C	C		A	A	19	A	
431	国立市	○	C	C	C	C		D	C			
432	立川市	○	C	C	C	C			A		B	
433	調布市	○	A	C	C	C		C	C			
434	西東京市	○	C	C	C	C		A	C			
435	羽村市	○	C	C	C	C		A	C			
436	八王子市	○	C	C	C	C		C	C			
437	東久留米市	○	A	C	C	C		A	C			
438	東村山市	○	A	C	A	C	「東村山音声PCサークル」の活動に公民館が場所の提供、機材の提供、市報での周知等で協力	A	C		B	
439	府中市	×	C	C	C	A	テープ広報 点字見だし広報	A	C			
440	福生市	○	C	C	C	C		B	C			
441	三宅市		C	C	C	C		D	C			
442	町田市	○	C	C	C	C		A	C			
443	三鷹市	○	C	C	B	C		A	C			
444	武蔵野市	×	C	C	A	C		A	C			
445	武蔵村山市	○	C	C	C	C			C			
446	八丈町	×	C	C	C	C		C	C			
447	日ノ出町	×	C	C	C	C		A	C			
448	膏ヶ島村											
449	神津島村	×	C	C	C	C		D	C			
450	檜原村	×	C	C	C	C		B	C			
451	利島村		C	C	C	C			C			
神奈川県												
452	横浜市	○	C	C	C	C		D	A		B	
453	厚木市	○	A	A	C	C		B	C			
454	綾瀬市	○	C	C	C	C		A	C			
455	伊勢原市	○	A	C	C	C		A	C			
456	海老名市	○	C	C	C	C		A	C			
457	小田原市	○	C	C	C	C		C	C			
458	鎌倉市	×	C	C	C	C		C	C			
459	川崎市	○	B	B	B	A		B	A	150	B	



NO	市町村名	1	2	3	4	5	6	7	8①	8②	8③	その他
460	相模原市	○	C	C	C	C		A	C			
461	座間市	×	A	C	C	C		A	C			
462	逗子市	○	C	C	C	C		A	C			
463	茅ヶ崎市	○	C	C	C	C		A	C			
464	秦野市	○	C	C	C	C		B	C			
465	平塚市	○	A	C	A	C		A	C			
466	藤沢市	○	C	C	A	C	市広報の点字版テープ版の発行 障害者福祉計画にSPコードを付けている 障害者施策検討委員会では視覚障害者の委員にテキスト文字データファイルを送付した	A	B		B	
467	三浦市	○	C	C	C	C		C	C			
468	南足柄市	×	C	C	C	C		A	C			
469	大和市	○	C	C	A	C		C	C			
470	愛川町	○	C	C	C	C		D	C			
471	大井町	○	C	C	C	C		B	C			
472	中井町	○	C	C	C	C		C	C			
473	葉山町	○	C	C	C	C		B	C			
474	寒川町	○	C	C	C	C		C	C			
475	箱根町	×	C	C	C	C		C	C			
新潟県												
476	阿賀野市	×	C	C	C	C		A	C			
477	糸魚川市	○	C	C	C	C		A	C			
478	小千谷市	○	C	C	C	C			C			
479	柏崎市	○	C	C	C	C		B	A	25	B	
480	加茂市	○	C	C	C	C		A	C			
481	三条市	○	C	C	C	C		A	C			
482	胎内市	○	C	C	C	C			C			
483	十日町市	○	C	C	C	C		B	A	不明	B	
484	長岡市	×	C	C	C	C		A	B		B	
485	新潟市	○	A	C	C	C		A	C			
486	南魚沼市	○	B	B	B	B	声の広報	B	B		B	
487	出雲崎町		C	C	C	C		A	C			
488	川口町	○	C	C	C	C		C	C			
489	新発田町	○	C	C	C	C	声の広報発行事業：新発田市広報や生活情報誌等をテープに録音し、文字による情報取得困難者に情報提供するもの	A	C			
490	聖籠町	○	C	C	C	C		A	C			
491	出上町	○	C	C	C	C		B	C			
492	湯沢町	×	C	C	C	C		D	C			
493	刈羽村	○	C	C	C	C		A	C			ガイドヘルパー研修会(修了者)
494	関川村	○	C	C	C	C		B	C			
495	粟島浦村	○	C	C	A	C		A	C			
富山県												
496	射水市	○	C	C	C	A		A	C			
497	魚津市	○	C	C	C	C		A	C			
498	小天部市	○	C	C	C	C		C	C			
499	滑川市	○	C	C	C	C		B	C			
500	高岡市	○	C	C	C	C		B	C			
501	砺波市	○	C	C	C	C		A	C			
502	富山市	○	C	C	C	A		A	C			
503	南砺市	○	A	C	C	C		B	C			
504	上市町	×	C	C	C	C		C	A	4	B	
505	立山町	○	C	C	C	C		B	B		B	
506	舟橋村	○	C	C	C	C			C			
石川県												
507	加賀市	○	C	C	C	C		A	B		B	
508	金沢市	○	C	C	C	C		A	C			
509	小松市	○	C	C	C	C	点訳奉仕員養成事業、声の広報等発行事業	A	C			
510	七尾市	×	C	C	C	C		A	C			
511	白山市	○	A	A	A	A		A	B		B	

NO	市町村名	1	2	3	4	5	6	7	8①	8②	8③	その他
512	志賀町	○	○	○	○	○		B	B		B	ガイドヘルパー養成講座修了生
513	津幡町	○	○	○	○	○		A	C			
514	中能登町	○	○	○	○	○		C	C			ガイドヘルパーの資格取得
<b>福井県</b>												
515	池田町	○	○	○	○	○		D	C	0		
516	越前市	○	○	○	○	○	ガイドヘルパー派遣事業	C	C	13		
517	大野市	○	○	○	○	○		B	A		B	
518	勝山市	○	○	○	○	○		B	A		B	
519	坂井市	○	○	○	○	○		B	B		B	
520	駿賀市	○	○	○	○	○		A	C			
521	福井市	○	○	○	○	○		A	C	0		
522	おおい町	○	○	○	○	○		C	B		B	
523	美浜町	○	○	○	A	B		A	A	3	A	
524	若狭町	○	○	○	○	○		A	C			
<b>山梨県</b>												
525	上野原市	○	○	○	○	○		D	C			
526	大月市	○	○	○	○	○		C	C			
527	甲斐市	○	○	○	○	○		A	A		A	
528	甲州市	○	A	C	C	C	移動支援事業の中で盲ろうあ者に対応している	A	C		B	
529	中央市	○	○	○	○	○		C	A	1	B	
530	都留市	○	○	○	○	○		C	C			
531	笛吹市	○	○	○	C	A	声の広報発行	B	C			
532	南アルプス市	×	○	○	○	○		A	C			
533	市川三郷町	○	○	○	○	○		A	C			
534	西桂町	○	○	○	○	○		A	C			
535	早川町	○	○	○	○	○		B	C			
536	富士河口湖町	○	○	○	○	○		A	A		A	
537	身延町	○	○	○	○	○		B	C			
538	小菅村	×	○	○	○	○		D	C			
<b>長野県</b>												
539	飯山市	○	○	○	○	○		B	C			県の講習会を受けた方
540	伊那市	○	○	○	○	○		A	C			
541	上田市	○	A	A	A	C		A	C			
542	岡谷市	○	○	○	○	○	点字広報、声の広報を作成し、回覧配布する	A	C			
543	駒ヶ根市	○	○	○	○	○		B	A		B	
544	佐久市		○	○	○	○		C	A	0	B	
545	塩尻市	○	○	○	○	○		C	C			
546	筑北市	○	○	○	○	○		A	B		B	
547	茅野市	○	○	C	A	C		C	C			
548	長野市	○	○	○	○	○		A	C			
549	中野市	○	○	C	A	C		A	C			
550	東御市	○	○	○	○	○	点字、声の広報発行事を実施している（委託にて）	B	C			
551	阿南町	○	○	○	○	○		D	C			
552	池田町	○	○	B	○	○		A	C			
553	上松町	○	○	○	○	○		B	C			
554	木曾町	○	○	○	○	○		A	C			
555	小海町	○	○	○	○	○		B	C			
556	坂城町	○	○	○	○	○		B	C			
557	辰野町	○	○	○	○	○		C	C			
558	波田町	○	B	○	○	○	家事援助の一環としてヘルパーが郵便物を読み上げる等・朗読ボランティアにより町の広報等をテープに吹き込み周知を行っている	A	C		B	
559	箕輪町	○	○	○	○	○		B	C			
560	山ノ内町		○	○	○	○	広報・議会だより、伝言板などの朗読テープと点字訳の提供サービスを実施	A	C		B	
561	阿智村	×	○	○	○	○		C	C			
562	朝日村	○	○	○	○	○		B				
563	王滝村	○	○	○	○	○		D	C			
564	大桑村	○	○	○	○	○		A	C			

NO	市町村名	1	2	3	4	5	6	7	8①	8②	8③	その他
565	小川村	○	C	C	B	C		A	B		B	
566	木島平村	○	C	C	B	C		D	C			
567	清内路村	×	C	C	C	C		D	C			
568	小谷村	○	C	B	C	C		C	B		B	
569	下條村	○	C	C	C	C		B	C			
570	生坂村	×	C	C	C	C		A	C			
571	喬木村	○	C	C	C	C		B	C			
572	豊丘村	○	C	C	C	C		C	C			
573	白馬村	○	C	C	C	C		C	C			
574	原村	○	C	C	C	C		A	C			
575	平谷村	×	C	C	C	C		B	C			
576	松川村	○		B	A	A		A	C			
577	南相木村		C	C	C	C		D	C			
578	泰阜村		C	C	C	C		B	C			
579	山形村	×	C	C	C	C		D	C			
岐阜県												
580	各務原市	○	C	C	C	C	広報紙等の音訳・点訳版の発行、図書館での音読(対面)、録音・点字図書の貸し出しを実施	A	B		B	
581	海津市	○	B	B	C	C		A	B		B	
582	可児市	○	C	C	C	C		A	C			
583	岐阜市	○	C	C	C	C		A	C			
584	下呂市	○										
585	関市	○	C	C	C	C	点字広報の発行・音訳広報の発行	B	C			
586	多治見市	○	A	C	C	C		A	C			
587	土岐市	○	C	C	C	C		A	A		A	
588	中津川市	○	C	C	C	C		B	C	0		
589	飛騨市	×	C	C	C	C		A	C			
590	美濃加茂市	○	C	C	C	C		A	A	19	A	
591	御嵩町		C	C	C	C		C	C			
592	川辺町	○	C	C	C	C		B	C			
593	北方町	○	C	C	C	C		B	C			
594	白川町	○	C	C	C	C		D	C			
595	七宗町	○	C	C	C	C		B	C			
596	八百津町	○	C	C	C	C		A	C			
597	安八町	○	B	B	C	C		B	C			
598	輪之内町	○	C	B	B	C		B	B		B	
599	養老町	○	C	C	C	C		A	C			
600	白川村	×	C	C	C	C		D	C			
静岡県												
601	伊豆市	○	C	C	C	C		A	C			
602	伊豆の国市	○	C	C	C	C		B	C			
603	伊東市	×	C	C	C	C		B	C			
604	御前崎市	○	A	C	C	C		D	C			
605	掛川市	○	A	C	C	C		C	A	21	B	
606	湖西市	○	C	C	C	C		B	A	1	B	ヘルパー資格者にガイドヘルパー資格取得要望
607	御殿場市	○	C	C	C	A		B	C			
608	静岡市	○	C	C	C	A	ボランティア育成として以下を実施 アイボランティア入門講座(点訳、パソコン点訳、音訳、ガイドヘルプについて2時間×8回で実施) 点字講習会(点字について12時間) 図書館サービス(対面音訳・録音図書) 視覚障害者用福祉のしおり(点字・テープ) 議会だよりと市広報紙(点字・テープ)	C	C			
609	島田市	○	C	C	C	C	初級の点字教室の開催	C	C			
610	下田市		C	C	C	C		C	C			
611	藤枝市	×	C	C	C	C		C	C			
612	富士市	○	A	C	C	C		B	C			

NO	市町村名	1	2	3	4	5	6	7	8①	8②	8③	その他
613	富士宮市	○	C	C	C	A	点字講習会	C	A	32	B	
614	牧之原市	○	C	C	C	C		A	C			
615	南川市	×	C	C	C	C		C	C			
616	焼津市	○	C	C	C	C	点字広報発行事業、声の広報発行事業	C	C			
617	沼津市	○	C	C	C	C	他事業で、点字・声のたより-市の広報紙のカセットテープ版や点字版の発行	C	C			
618	大井川町	○	C	C	C	C			C			
619	岡部町	○	C	C	C	C		A	C			
620	河津町		C	C	C	C		B	C			
621	小山町	○	C	C	C	C		C	C			
622	長泉町	○	C	C	C	C		B	C			
623	煮新居町	○	C	C	C	C		C	C			
624	西伊豆町	○	C	C	C	C		C	C			
625	函南町	○	C	A	A	A		A	C			
626	磐田市	○	C	C	C	C		A	C			
627	東伊豆町	○	C	C	A	C		A	C			
628	松崎町	×	C	C	C	C		C	C			
629	森町	○	C	C	C	C		C	C			
630	吉田町	×	C	C	C	C			C			
631	芝川町	○	C	C	C	C		A	C			
632	南伊豆町	×	C	C	C	C		C	C			
愛知県												
633	名古屋市	○	A	C	C	C	点字ワープロ共同利用事業(視覚障害者の利用の多い施設に無料で利用できるよう点字ワープロを設置)	A				
634	名古屋市港区	×	C	C	C	C		D	C			
635	愛西市	○	C	C	C	C		B	C			
636	一宮市	○	C	C	C	C		A	C			
637	稲沢市	×	C	B	C	C		A	C			
638	犬山市	○	C	C	C	C		A	C			
639	岡崎市	○	C	C	C	C		A	C			
640	尾張旭市	○	C	C	C	C		A	C			
641	春日市	○	C	C	C	C		A	C	0		
642	蒲郡市	○	C	C	C	C		A	C			
643	刈谷市	×	C	C	C	C		A	C			
644	清須市	○	C	C	C	C		A	C			
645	小牧市	○	C	C	C	C		B	C			
646	新城市	○	C	C	C	C		A	C			
647	瀬戸市	×	C	C	C	C		A	C			
648	高浜市	○	C	C	C	C		A	C			
649	知多市	○	C	C	C	C		B	C			
650	津島市	○	C	C	C	C		C	C			
651	東海市	○	C	C	C	C		C	C			
652	常滑市	○	C	C	C							視覚障害者外出介護従業者養成研修(広島県における認定研修)
653	豊明市	○	C	C	C	C		A	C			
654	豊川市	○	C	C	C	C		A	A	34	A	
655	豊田市	○	C	C	C	C		A	C			
656	西尾市	○	C	C	C	C		B	C			
657	日進市	○	C	C	C	A		C	C			
658	半田市	○	B	B	C	C		B	C			資格障害者ガイドヘルパー養成研修終了者のみ
659	碧南市	○	C	C	C	C		B	C			
660	安城市	○	C	C	C	C		C	A	17	B	
661	弥富市	○	C	C	C	C		A	C			
662	七宝町	○	C	C	C	C		C	C			
663	大治町	○	C	C	C	C		B	B		B	
664	御津町	○	C	C	C	C		C	C			
665	春日町	○	C	A	C	C		A	C			
666	吉良町	○	C	C	C	C		B	C			
667	幸田町	○	C	C	C	C		A	C			
668	武豊町	○	C	C	C	C			C			

NO	市町村名	1	2	3	4	5	6	7	8①	8②	8③	その他
669	東郷町	×	C	C	A	A		A	C			
670	長久手町	○	C	C	C	C		C	C			
671	東浦町	○	C	C	C	C		A	C			
672	美浜町	×	C	C	C	C		B	C			
673	三好町	○	C	C	C	C		A	C			
674	幡豆町	○	C	C	C	C		C	C			
675	豊山町	○	B	A	C	C		B	B		B	
676	碓目寺町	○	C	C	C			A	C			
677	美和町	○	C	C	C	C		A	C			
678	一色村	○	C	C	C	C		C	C			
679	豊根村	○	C	C	C	C		B	C			
<b>三重県</b>												
680	尾鷲市	○	C	C	C	C		A	C			
681	亀山市	○	C	C	C	C		A	C			
682	熊野市	×	C	C	C	C			C			
683	桑名市	○	B	C	C	C		B	C			
684	松坂市	○	C	C	C	C		B	A	3	B	
685	朝日町	○	C	C	C	C		B	C			
686	荒野町	×	B	C	C	C		A	C			
687	東員町	○	C	C	C	C		C	C			
688	明和町	○	A	C	C	C		C	C			
<b>滋賀県</b>												
689	近江八幡市	○	A	C	C	C		A	C			
690	大津市	○	C	C	C	C	盲ろう者通訳・介助事業は県 で実施	A	C			
691	湖南市	○	C	C	C	C	視覚障がい者社会参加促進事 業	A	C			
692	高島市	○	C	C	C	C		A	C			
693	長浜市	○	C	C	C	C	別紙「福祉サービス・制度・事業 のご案内」のとおり	A	C			
694	彦根市	○	C	C	C	C		C	C			
695	米原市	○	C	C	C	A		B	B		B	
696	野洲市	○	A	C	C	C			C			
697	栗東市	○	A	C	C	C		C	C			
698	愛荘町	○	C	C	C	C		C	A		B	
699	多賀町	○	C	C	C	C		A	A		A	
700	高月町	○	C	C	C	C		C	C			
701	松本町	○	C	B	C	C		A	B		B	
702	安土町	○	C	C	C	C			C			
<b>京都府</b>												
703	京都市	○	A	C	C	A		A	A	60	A	
704	綾部市	○	A	C	C	C		A	C			
705	宇治市	○		C	C	C			C			
706	亀岡市	○	A	C	C	C	声の広報 及び 生活情報の 提供を地元視覚障害者協会に 委託して行っている	A	A	1	A	
707	京田辺市	○	C	C	C	C		A	C			
708	京丹後市	○	C	C	C	C		A	C			国の基準に同じ
709	南丹市	○	C	C	C	C		B	C			
710	舞鶴市	○	C	C	C	C		A	C			
711	宮津市	○	C	C	C	C	情報支援として朗読ボラン ティアサークルへ録音用テー プ(広報用)生活訓練として料 理教室開催(1/月)	A	C			
712	伊根町	○	C	C	C	C		A	A	1	A	
713	宇治田原町	○	C	C	C	C		A	C			

NO	市町村名	1	2	3	4	5	6	7	8①	8②	8③	その他
714	大山崎町	○	C	B	C	C	平成19年度 視覚障害者情報支援整備事業について予算要求の予定。内容については検討中。		C			
715	加茂町	○	C	C	C	C		B	C			
716	精華町	○	C	C	C	C		B	C			
717	久御山町	○	A	C	C	C		C	C			
718	山城町	○	C	C	C	C		C	C			
719	与謝野町	○	C	C	C	C			C			
大阪府												
720	大阪府	○	C	C	C	C		A	C			
721	大阪市	○	A	C	C	C			C			7.について、移動にかかる一連の行為の中における代読・代筆は認めている。ガイドコミュニケーションについては、平成18年度から大阪市としての事業実施はないが本市を含む形で大阪府が実施
722	池田市	○	C	C	C	C		C	C			
723	泉大津市	○	C	C	C	C			C			
724	泉佐野市	○	A	C	C	C		A	C			
725	大阪狭山市	○	C	C	C	C		A	C			
726	柏原市	○	C	C	C	A	点字広報発行	C	C			
727	交野市	○	A	C	C	C	点訳講習会を実施	A	C			
728	交野市	○	A	C	C	C	点訳講習会		C			
729	門真市	○	A	C	C	C		A	C			
730	堺市	○	A	C	C	C	音訳ボランティア養成講座	A	C		B	
731	吹田市	○	C	C	C	C		C	B		B	
732	摂津市	○	C	C	C	C		A	C			
733	泉南市	○	A	C	C	C	「声の広報」として司法を音声テープ化し、資格障害者に配布	A	C		B	
734	高槻市	○	A	C	C	C		A	C			
735	豊中市	○	C	C	C	C		A	C			
736	寝屋川市	○	C	C	C	C		A	C			
737	羽曳野市	○	C	C	C	C		A	C			
738	枚方市	○	A	C	C	A		A	C			
739	松原市	○	C	C	C	C		A	C			
740	箕面市	○	C	C	C	A		A	C			
741	守口市	○	C	C	C	C		A	B	O	B	
742	八尾市	○	A	C	C	C		A	C			
743	熊取町	○	C	C	C	C		A	C			ガイドヘルパー養成研修修了者
744	島本町	○	C	C	C	C	・声の広報・・・月2本発行の町の広報と年に数回発行している議会だよりをテープに吹き込んで希望する視覚障害者の方に送付 ・朗読ボランティア養成講座・・・朗読のボランティアを養成するための講座（受講後は声の広報の作成などを行っている）	A	C		B	
745	忠岡町	○	C	C	C	C		A	C			
746	豊能町	×	B	C	C	A		B	C			
747	能勢町	○	C	C	C	C		B	C			
748	岬町	○	C	C	C	C		B	C			
749	河南町	○	C	C	C	C		A	C			
兵庫県												
750	神戸市	○	C	C	C	C		A	C			

NO	市町村名	1	2	3	4	5	6	7	8①	8②	8③	その他
751	芦屋市	○	○	○	○	○	視覚障害者点字・声の広報等 発行事業	D	C			
752	尼崎市	○	○	○	○	○		A	C			
753	淡路市	○	○	○	○	○		A	B		B	
754	小野市	○	○	○	○	○		A	C			
755	加古川市	○	○	○	○	○		B	C			
756	川西市	○	○	○	○	○		A	A	不明	A	障害者地域生活支援事業とし て委託で実施
757	三田市	×	○	○	○	○		A	C			
758	篠山市	○	○	○	○	○	点訳奉仕員養成講座(初級)点 訳奉仕員を養成するため社会 福祉協議会に委託し、初級の 講座を行っている	A	C			
759	洲本市	○	○	○	○	○	声の広報発行業務 朗読ボラ ンティア活動の助成	B	C			
760	高砂市	○	○	○	○	○		A	C			
761	宝塚市	○	A	○	○	○	視覚障害者パソコン教室	A	C			
762	たつの市	○	○	○	○	○		A	C			
763	丹波市	○	○	○	A	○	市広報の朗読と点訳を社会福 祉協議会に委託して実施して いる	A	C			
764	豊岡市	×	○	○	○	A		A	C			
765	西宮市	○	○	○	○	○	視覚障害者図書館において対 面朗読や代筆サービス等の事 業を実施	A	A		A	
766	西脇市	○	○	○	○	○		A	C			
767	姫路市	○	A	○	○	○		A	C			
768	三木市	○	○	○	○	○		B	C			
769	南あわじ市	○	B	B	B	B		C	B	5	B	
770	養父市	○	○		○	○		B	C			介護福祉士、居宅介護従事者 養成研修修了生、ガイドヘル パー養成研修修了生
771	市川町	×	○	○	○	○		C	C			
772	猪名川町	○	○	○	○	○		A	C			
773	稲美町	○	○	○	○	○		A	C			
774	上郡町	○	○	○	○	○		A	C			
775	香美町	○	○	○	○	○		C	C			
776	神河町	○	○	○	○	○		B	B		B	
777	佐用町	○	○	○	○	○		C	C			
778	新温泉町	○	○	○	○	○		A	C			
779	太子町	○	○	○	○	○		A	C			
780	多可町	○	○	○	○	○		A	C			
781	播磨町	○	○	○	○	○		A	C			
782	福崎町	×	○	○	○	○		C	C			
<b>奈良県</b>												
783	生駒市	○	○	○	○	A		A	C			
784	香芝市	○	○	○	○	○		C	C			
785	橿原市	○	○	○	○	○	録音奉仕員養成講習会 点訳 奉仕員養成講習会	A	C			
786	葛城市	○	○	○	○	○		A	C			
787	五條市	○	○	○	○	○	「声の広報事業」市が発行して いる広報誌をボランティア団体の協 力等により、カセットテープ などの媒体に記録し、視覚障 害者等に配布している	A	C		B	ガイドヘルパー養成講座の受 講等
788	桜井市	○	○	○	○	A		C	C			
789	奈良市	○	○	○	○	○		A	C			
790	王寺町	×	○	○	○	○		B	C			
791	大淀町	○	○	○	○	○		B	C			
792	上牧町	○	○	○	○	○		B	C			



NO	市町村名	1	2	3	4	5	6	7	8①	8②	8③	その他
793	川西町	○	C	C	C	C		C	C			
794	広陵町	○	C	C	C	C		C	C			
795	下市町	○	C	C	C	C		D	C			
796	高市高取町	○	C	C	C	C		B	A	○	B	
797	田原本町	○	C	C	C	C		B	C			
798	吉野町	×	C	C	C	C		B	C			
799	安堵町	○	C	C	C	C		C	C			
800	黒滝村	×	C	C	C	C		B	C			土浦市社協開催「ガイドボランティア養成講座」修了者
801	曾爾村	×	C	C	C	C		D				
802	天川村	○	C	C	C	C		B	A		B	
803	十津川村	×	C	C	C	C		A	C			
804	野迫川村	○	C	C	C	C			C			
805	平群町	×	C	C	C	A			C			
806	南山城村	○	C	C	C	C		A	C			
807	御杖村	×	C	C	C	C		B	C			
<b>和歌山県</b>												
808	海南市	○	C	C	C	C		A	C			
809	新宮市	×	B	C	C	C		C	C			
810	田辺市	○	C	C	C	C		C	C			
811	橋本市	×	C	C	C	C		A	C			
812	和歌山市		A	C	C	C		A	C			
813	印南町	○	A	A	C	C		B	A		B	
814	かつらぎ町	○	C	C	C	C		C	C			
815	紀美野町	○	C	C	C	C		B	C			
816	九度山町	○	C	C	C	C		B	C			
817	白浜町	○	C	C	C	C		A	C			
818	すさみ町	○	C	C	C	C			C			
819	太地町	○	B	B	B	B		A	B		B	
820	日高町	○	C	C	C	C		B	C			
821	広川町	○	C	C	C	C		B	B		B	
822	みなべ町	×	C	C	C	C	町の広報紙を録音シテープにして視覚障害者に配布(ボランティア)	A	C			
823	美浜町	○	C	C	C	C		B	C			
824	由良町	○	C	C	C	C		B	C			
<b>鳥取県</b>												
825	倉吉市	○	C	C	C	C		D	C			
826	境港市	○	C	C	C	C		A	C			市主催で盲ろう向けガイドヘルパー養成講座を実施しており、その講座の修了を条件としている。
827	米子市	○	C	C	C	C		A	C			
828	岩美町	○	C	C	A	C		A	C			
829	智頭町	○	B	C	C	C		A	C			
830	日南町	○	B	B	C	C		B	B		B	
831	北栄町	○	C	C	C	C		A	B		B	
832	三朝町	○	B	B	B	B		A	B		B	
833	若桜町	○	C	C	C	C		C	C			
834	八頭町	○	C	C	C	C		C	C			
<b>島根県</b>												
835	出雲市	○	C	C	C	C		A	A		A	
836	江津市	○	B	C	C	C		A	C			
837	浜田市	○	C	C	C	C		A	C			
838	松江市	○	C	C	C	C		A	C			
839	安来市	○	A	C	C	C			C			
840	海士町	○	C	C	C	C			C			
841	飯南町	×	C	C	C	C		A	C			
842	津和野町	○	C	C	C	C		A	C			
843	西ノ島町	○	C	C	C	C		D	C			
844	東出雲町	○	C	C	C	C		A	C			
845	斐川町	○	C	C	C	C		A	C			
846	美郷町	○	C	C	C	C		A	B		B	
847	吉賀町	○	C	B	C	C		B	A		B	
<b>岡山県</b>												



NO	市町村名	1	2	3	4	5	6	7	8①	8②	8③	その他
848	井原市	○	C	C	C	C		A	C			
849	岡山市	○	C	C	C	C		A	C			
850	倉敷市	○	A	C	C	C		A	C			
851	瀬戸内市	○	C	C	C	C		B	C			
852	総社市	×	C	C	C	A		A	C			
853	玉野市	○	C	C	C	A	録音テープによる広報紙の発行	A	A	不明	A	
854	津山市	○	C	C	A	A	・声の広報つやま：市広報誌をテープに録音し、視覚障害者協会を通じて会員、その他23名にテープ・CDを配布している ・ケーブルテレビの市政文字放送：市からの最新情報を文字画面でお知らせする。毎日1時間事に3分・1日19回 ・市広報誌の点訳（点訳ボランティアによる） ・点訳奉仕員・朗読奉仕員養成事業	A	C		B	
855	美作市	○	C	C	C	C		A	C			
856	備前市	○	C	C	C	C		A	A	10	A	
857	奈義町	○	C	C	C	C		B	C			
858	吉備中央町	○	C	C	C	C		A	C			
859	西栗倉町	○	C	C		C		A	C			
860	美咲町	○	C	C	C	C		B	C			
861	矢掛町	○	C	A	C	C	朗読ボランティアによる町広報紙の朗読テープの貸し出し実施	C	C			
862	和気町	○	C	C	C	C		A	B		B	
広島県												
863	広島市	○	A	C	C	C		C	A	80	B	
864	安芸区	○	C	C	C	C	区では今後の事業については把握していない	C	A	3	B	
865	安芸高田市	×	C	C	C	C		C	B		B	
866	大竹市	○	B	C	C	B	点訳奉仕員を養成し、市広報（毎月）や議会だより（4月／年）を点訳している。又必要に応じて点訳の依頼に応じている。	B	C			
867	呉市	○	C	C	A	C	点字・声の広報等発行事業・・・文字での情報入手が困難な障害者のために点訳・音訳等の方法で市の広報や生活上必要度の高い情報等を定期的に障害者に提供	A	C			
868	江田島市	○	C	C	C	C		C	C			ガイドヘルパー資格の有無等明記してもらっている
869	庄原市	○	C	C	C	C		B	C			
870	竹原市	×	C	C	C	C	点字・声の広報等発行事業		C			
871	廿日市市	○	A	C	C	A	声の広報発行事業・音訳点訳ボランティア養成事業	B	C			
872	東広島市	○	C	C	C	C	・点訳、音訳ボランティア養成事業 ・点字、声の広報発行事業 ・音声情報提供サービス(SPコードによる生活情報提供)	C	A		B	
873	福山市	○	A	C	C	C			C			
874	府中市	×	C	A	A	A		A	A		A	
875	三次市	○	C	C	C	A		A	C			
876	三原市	○	C	C	C	C		A	C			
877	安芸太田町	○	C	C	C	C		A	C			
878	大崎上島町	×	C	C	C	C		B	C			
879	海田町	○	C	C	C	C		C	C			
880	北広島町	○	C	C	C	C		C	C			
881	熊野町	○	C	C	C	C		C	C			
882	坂町	○	C	C	C	C		B	C			
883	神石高原町	×	C	C	C	C		C	C			

NO	市町村名	1	2	3	4	5	6	7	8①	8②	8③	その他
884	世羅町	×	C	C	C	C		B	C			
885	府中町	○	C	C	C	A		C	C			
<b>山口県</b>												
886	岩国市		C	C	C	C		A	C			
887	宇部市	○	C	C	C	A		C	C			
888	下関市	○	C	C	C	C		C	C			
889	周南市	○	C	B	C	C		C	C			
890	萩市	○	B	C	C	A	会議資料 市通知文にSP コードの挿入を実施	A	C		B	
891	光市	○	A	C	C	C		A	C			
892	防府市	○	C	C	C	C		A	C			
893	山口市	○	C	C	C	C	音訳奉仕員養成事業	A	C		B	
894	秋芳町	○	C	C	C	C		D	C			
895	阿武町	○	B	C	C	C		A	A	3	A	
896	和木町	×	A	A	A	A	上記2～5全て実際の利用や 開催実績はありません	B	C			
897	平生町	○	C	C	C	C		A	C			
<b>徳島県</b>												
898	阿波市	○	C	C	C	C		A	C			
899	小松島市	○	C	C	C	C		A	C			登録通訳者兼移動支援者
900	徳島市	○	C	C	C	C			C			
901	鳴門市	○	C	C	C	C		B	C			
902	美馬市	○	C	C	C	C		C	C			
903	吉野川市	○	C	C	C	C		B	C			
904	藍住町	○	C	C	C	C		A	C			
<b>香川県</b>												
905	さぬき市	○	C	C	C	A	「声の広報」発行事業	C	C			
906	善光寺市	○	C	C	C	C		B	B		B	
907	高松市	○	C	C	C	C		A	C			
908	東かがわ市	○	C	C	C	C		C	C			
909	三豊市	○	C	C	C	C		A	C			
910	宇多津町	○	C	A	C	C		C	C			
911	琴平町	○	B	B	B	B		A	B		B	
912	多度津町	○	C	C	C	C		A	C			
913	土庄町	○	C	B	C	C		B	C			
914	まんのう町	○	C	C	C	C		C	C			
<b>愛媛県</b>												
915	今治市	○	C	C	C	C		A	C			
916	伊予市	○	C	C	C	C		A	C			
917	宇和島市	○	C	C	C	C		C	C			
918	大洲市	×	C	C	C	A	点訳奉仕員養成講座 点字広 報等発行事業	A	C			
919	西条市	○	A	C	C	A		C	C			
920	西予市	○	C	C	C	C		B	C			
921	新居浜市	○	C	C	C	A		A	C			
922	松山市	○	A	C	C	C		D	C			
923	八幡浜市	○	C	C	C	C		B	C			
924	愛南町	○	C	A	C	C		C	C			
925	伊方町	○	C	B	C	C		D	C			
926	上島町	○	C	C	C	C		B	C			
927	内子町	×	C	C	C	C		C	C			県主催の講習会修了者
928	久万高原町	○	C	C	C	C		C	C			
929	砥部町	○	C	C	C	C		B	C			
930	松野町	×	C	C	C	C		B	B	3	B	
<b>高知県</b>												
931	安芸市	○	C	C	C	C		C	C			
932	香南市	○	C	C	C	C			C			
933	香美市	○	C	A	C	C		C	C			
934	高知市	×	C	C	C	C		C	C			
935	土佐市	○	C	C	C	C			C			
936	室戸市	○	C	C	C	C		A	C			
937	大月町	×	C	B	B	C		A	B		B	
938	黒潮町	○	C	C	C	C		A	C			
939	黒潮町	○	C	C	C	C		A	C			
940	四万十町	○	C	C	A	C		A	A		A	
941	大豊町	○	C	C	C	C		D	C			

NO	市町村名	1	2	3	4	5	6	7	8①	8②	8③	その他
942	つるぎ町	○	C	C	C	C		B	C			
943	中土佐町	×	C	C	A	C		C	C			
944	仁淀川町	○	C	C	C	C		C	C			
945	東みよし町	○	C	C	C	C		B	C			
946	美波町	×	C	C	C	C		B	B	0	B	
947	大川村	○	C	C	C	C		D	C			
948	北川村	○	C	C	C	C		C	C			
福岡県												
949	福岡市	○	A	C	C	C		A	A	50	A	ヘルパー2級以上
950	北九州市	○	A	C	C	C		A	A	37	A	
951	朝倉市	○	C	C	C	C		A	C			
952	飯塚市	○	A	C	C	C		A	C			
953	春日市	×	C	C	C	C		C	C			
954	久留米市	×	C	C	C	C	朗読奉仕員養成事業 点訳奉仕員養成事業	C	C			
955	古賀市	○	B	C	C	C		A	C			
956	太宰府市	○	C	C	C	C		A	C			
957	筑後市	○	会	C	届	C		A	C			
958	筑紫野市	○	C	C	C	C		A	C			
959	中間市	○	C	C	C	C		B	C			
960	直方市	○	C	C	C	A		A	C			
961	前原市	○	C	C	C	C		C	C			
962	宮若市	○	C	C	C	C		B	C			視覚障害者移動介護従事者養成研修終了者
963	宗像市	○	C	C	C	C		B	C			
964	柳川市	○	C	C	C	C			A		B	
965	八幡市	○	A	B	B	A		B	B		B	
966	行橋市	○	C	C	C	C		A	C	68		
967	志免町	○	C	C	C	C		C	C			
968	芦屋町	×	C	C	C	C		D	C			
969	宇美町	○	C	C	C	C		B	C			
970	香春町	○	C	C	C	C		B	C	0		
971	粕屋町	×	C	C	C	C		A	C			
972	鞍手町	○	C	C	C	C		A	C			
973	篠栗町	○	C	C	C	C		A	C			
974	筑前町	○	C	C	C	C			C			
975	遠賀町	×	C	C	C	C		A	C			
976	福智町	○	C	C	C	C		A	C			
977	水巻町	×	C	C	C	C		A	C			
978	矢部村	○	B	B	B	B		B	B		B	
979	与那原町		C	C	C	C		A	C			
980	築上町	×	C	C	C	C		C	C			
981	星野村	○	C	C	C	C		D	C	0		
佐賀県												
982	嬉野市	○	C	C	C	C		B	C			
983	唐津市	○	C	C	C	C		C	C			
984	神崎市	×	C	C	C	C		D	C			
985	久保田市	○	C	C	C	C		A	C			
986	小城市	○	C	C	C	C		C	C			
987	佐賀市	○	C	C	C	C		A	C			
988	多久市	○	C	C	C	C		C	C			
989	武雄市	○	C	C	C	C		A	C			
990	大町町	○	C	B	A	C		A	A		A	
991	川副町	○	C	C	C	C		B	C			
992	白石町	○	C	C	C	C		B	C			
993	東与賀町	○	C	C	C	C		B	C			
994	太良町	○	C	C	C	C		D	C			
長崎県												
995	諫早市	○	C	C	C	C		A	C			
996	壱岐市	×	C	C	C	C		C	C			
997	雲仙市	○	C	C	C	C		A	A		B	
998	大村市	×	C	C	C	A	声の広報等発行事業	A	C		B	

NO	市町村名	1	2	3	4	5	6	7	8①	8②	8③	その他
999	佐世保市	○	○	○	○	○	点字・漢字講習会委託事業...点字・漢字を習得する為の講習会 点字・録音広報委託事業...市の福祉施策や会議だより等を点字や録音により配布するもの	○	○			
1000	島原市	×	○	○	○	○		○	○	26	○	
1001	長崎市	○	○	○	○	○		○	○			
1002	平戸市		○	○	○	○		○	○			
1003	松浦市	○	○	○	○	○		○	○			
1004	南島原市	○	○	○	○	○		○	○			
1005	川棚町	○	○	○	○	○		○	○			
1006	鹿町町	○	○	○	○	○		○	○			
1007	長子町	○	○	○	○	○	・声の広報活動 広報、会議だより、福祉情報をカセットテープを使用し視覚障害者の方に情報提供している		○		○	
1008	時津町	○	○	○	○	○		○	○			
1009	江迎町	○	○	○	○	○		○	○			
1010	東彼杵町	○	○	○	○	○		○	○			
1011	波佐見町	○	○	○	○	○		○	○			
熊本県												
1012	阿蘇市	○	○	○	○	○		○	○			
1013	天草市	○	○	○	○	○		○	○			
1014	荒尾市	○	○	○	○	○		○	○			
1015	宇城市	○	○	○	○	○		○	○			
1016	宇土市	○	○	○	○	○		○	○		○	
1017	菊池市	○	○	○	○	○		○	○			
1018	熊本市	○	○	○	○	○	視覚障害者生活訓練事業 内容（日常生活及び社会生活に必要な知識・技能の研修や社会参加を図る為の訓練を行うことにより、視覚障害者の生活全般の質的向上を図り、障害者の福祉の増進に資するもの）	○	○			
1019	合志市	○	○	○	○	○		○	○			
1020	玉名市	○	○	○	○	○		○	○			
1021	八代市	○	○	○	○	○	点字市報・・・市報を点訳したものを希望者に配布する 声の市報・・・市報を録音したテープを希望者に貸し出す	○	○			
1022	山鹿市	○	○	○	○	○		○	○		○	
1023	芦北町	○	○	○	○	○		○	○			
1024	大津町	○	○	○	○	○		○	○			
1025	御船町	○	○	○	○	○		○	○		○	
1026	菊陽町	○	○	○	○	○		○	○			
1027	城南町	○	○	○	○	○		○	○			
1028	相良町	○	○	○	○	○		○	○			
1029	多良木町	○	○	○	○	○		○	○			
1030	長洲町	○	○	○	○	○		○	○			
1031	富含町	○	○	○	○	○		○	○			
1032	氷川町	○	○	○	○	○		○	○			
1033	山都町	○	○	○	○	○		○	○			
1034	苓北町	○	○	○	○	○		○	○		○	
1035	和水町	○	○	○	○	○		○	○			
1036	五木村	○	○	○	○	○		○	○			
大分県												
1037	宇佐市	○	○	○	○	○		○	○			
1038	佐伯市	×	○	○	○	○		○	○		○	
1039	中津市	○	○	○	○	○	点字講習会を開催している	○	○			
1040	日田市	○	○	○	○	○		○	○			
1041	豊後大野市	○	○	○	○	○		○	○			
1042	豊後高田市	○	○	○	○	○		○	○			
1043	別府市	○	○	○	○	○		○	○	5	○	
1044	由布市	○	○	○	○	○		○	○			

NO	市町村名	1	2	3	4	5	6	7	8①	8②	8③	その他
1045	玖珠町	○	C	C	C	C		A	B		B	
1046	日出町	○	C	C	C	C	日出町点字図書給付事業...身障手帳の交付を受けた視覚障害者（児）に対して、点字出版施設が発行する点字図書（月刊、週刊等雑誌を除く）の給付（限度有り）	B	C			
<b>宮崎県</b>												
1047	小林市	○	A	C	C	C		A	C			
1048	西都市	○	C	C	C	C		A	C			
1049	延岡市	×	C	C	C	C	点訳奉仕員養成事業、朗読奉仕員養成事業	A	C		B	
1050	都城市	○	C	C	C	C		A	C			
1051	宮崎市	○	C	C	C	C		A	A	161	A	
1052	綾町	○	C	C	C	C		B	B		B	
1053	木城町	○	C	C	C	C		A	C			
1054	北川町	○	C	C	C	C		B	B		B	
1055	清武町	○	C	C	C	C		A	C			
1056	新富町	○	C	C	C	C		D	C			
1057	都農町	○	C	C	C	C		B	C			
1058	野尻町	○	C	C	C	C		C	C			
1059	日之影町	○	C	C	C	C		B	B		B	
1060	門川町	○	C	C	C	C		B	C			
1061	諸塚村	×	C	C	C	C		C	C			
<b>鹿児島県</b>												
1062	奄美市	○	C	C	B	B		A	A	20	A	
1063	いちき串木野	○	C	C	C	C		C	C			
1064	指宿市	○	A	A	C	C		A	C			
1065	西之表市	×	C	C	C	C		D	C			
1066	大口市	○	C	C	C	C		B	B		B	
1067	鹿児島市	○	A	C	C	C		A	C			
1068	鹿屋市	×	A	A	A	A		B	C			—
1069	霧島市	○	C	C	C	C		C	C			
1070	薩摩川内市	○	C	C	C	A		C	C			
1071	垂水市	○	C	C	C	C		D	C			
1072	日置市	○	C	C	C	C		A	C			
1073	伊仙町	×	C	C	C	C		B	A	13	B	
1074	上屋久町	×	C	C	C	C		D	C			
1075	加治本町	○	C	C	C	C		C	C			厚生労働省の認める「視覚障害者移動介護従事者養成研修」過程を終了した者
1076	川辺町	○	C	C	C	C		A	C			
1077	肝付町	○	C	C	C	C		B	C			
1078	さつま町	○	C	C	C	C		C	C			
1079	知覧町	○	C	C	C	C		B	A	2	B	
1080	知名町	×	C	C	C	C		D	C			
1081	天城町	○	C	C	C	C		B	C			
1082	長島町	×	C	C	C	C		B	C			
1083	中種子町	○	C	C	C	C		B	C			
1084	錦江町	○	B	B	B	B		B	B		B	
1085	東串良町	○	C	C	C	C		C	C			
1086	龍郷町	○	C	C	C	C		B	C			
1087	徳之島町	○	C	C	C	B		B	B		B	身体障害者ガイドヘルパー養成研修重度視覚障害者研修課程修了者
1088	宇検村		C	C	C	C		D	C			
1089	大和村		C	C	C	C		D	C			
<b>沖縄県</b>												
1090	浦添市	○	C	C	C	C	点訳奉仕員養成事業 点字の撃ち方、点訳方法等のレベルアップを学び、点訳ボランティアを養成する。絵本の点訳や社会福祉協議会だよりの点訳を行う	A	A		A	
NO	市町村名	1	2	3	4	5	6	7	8①	8②	8③	その他

1091	うるま市	○	○	○	○	○		B	C			ガイドヘルパー養成研修を修了していること（試験はなく）
1092	沖縄市	○	○	○	○	○		C	C			
1093	宜野湾市	○	○	○	○	○			C			
1094	名護市	○	○	○	○	○		A	C			
1095	宮古島市	○	○	○	○	○	声の広報の配布（希望者のみ）	A	C		B	支援費制度における移動会議お要件を継続して運用している。県知事が指定したガイドヘルパー養成研修課程修了者
1096	大崎町	○	○	○	○	○		A	C			
1097	南風原町	×	○	○	○	○	点字声の広報等の発行事業、町広報や町社協広報の音訳	B	C			
1098	与那国町											
1099	粟国村	×	○	○	○	○		D	C			
1100	伊江村		○	○	○	○		C	C			
1101	伊是名村	×	○	○	○	○		D	C			
1102	伊是名村	×	○	○	○	○		D	C			
1103	北中城村	○	○	○	○	○		B	C			
1104	国頭村	×	○	○	○	○		D	C			
1105	座間味	×	○	○	○	○		D	C			
1106	渡嘉敷村	×	○	○	○	○		D	C			
1107	中城村	×	○	○	○	○		A	C			
1108	中城村	×										
1109	東村	×	○	○	○	○		D	C			
1110	読谷村	○	○	○	○	○	未検討	B	C			
1111	渡名喜村	×	○	○	○	○		D	C			
不明分												
1112	不明1	○	○	○	○	○		C	C			
1113	不明2	○	○	○	○	○		C	A	1	B	ガイドヘルパーの資格要件に係る証明書
1114	不明3	○	○	○	○	○		C				
1115	不明4	○	○	○	○	○		C				
1116	不明5	○	○	○	○	○			C			
1117	不明6	×	○	○	○	○		D	C			
1118	不明7	○	○	○	○	○		A	C			
1119	不明8	○	○	○	○	○		A	A	8	A	
1120	不明9	○							C			

【聴覚障害者と健聴者のためのコミュニケーション支援事業について】 集計結果一覧

NO	市町村名	1	2	回答窓口	3	4	5	手話通訳	要約筆記	パソコン	その他	6
北海道												
1	札幌市	A	A	札幌市視聴覚障害者情報センター	A	C	A	○	○			
2	赤平市	A	C		C	C	C				手話奉仕員養成講座	
3	旭川市	A	A	市役所	A	C	A	○	○			
4	網走市	A	C		C	C	A	○				
5	石狩市	A	A	石狩市総合保健福祉センター（市保健福祉部福祉生活課）	A	B	A	○				
6	岩見沢市	A	A	岩見沢市健康福祉部福祉課(岩見沢市福祉事務所)	C	C	A	○				
7	歌志内市	A	C		C	C	C					
8	小樽市	A	A	市役所	A	B	A	○	○			
9	帯広市	A	A		A	A	A	○	○			
10	北広島市	A	A		A	B	A	○	○			
11	北見市	A	A	市本庁舎内(社会福祉課)	C	C	A	○				
12	釧路市	A	A		B	B	A					
13	小平市	A	C		C	C	C					
14	伊達市	A	A	市役所	C	C	C					
15	千歳市	A	A	千歳市社会福祉協議会	B	C	A	○				
16	苫小牧市	A	A	市役所	B	B	A	○	○			
17	中標津市	A	C		C	C	C					
18	名寄市	A	C		A	C	A					
19	登別市	A	A	北海道ろうあ連盟に委託	B	B	B					
20	美唄市	A	A	市役所	C	C	C	○				
21	深川市	A	C		C	C	C					
22	富良野市	A	C		A	C	B					
23	三笠市	A	C	病院	C	C	C	○				
24	室蘭市	A	A	室蘭市障害者福祉総合センター	C	C	C					
25	留萌市	A	C		C	C	B				平成19年4月より事業開始予定	
26	稚内市	A	C		B	C	A	○				
27	厚岸町	A	C		C	C	C					
28	遠別町	C	C		C	C	C					
29	愛別町	A	C		C	C	C					
30	厚沢部町	A	C		C	C	C					
31	厚真町	B	C		C	C	C					
32	雨竜町	A	C		C	C	C					
33	池田町	A	C		C	C	C					
34	今金町	A	B		C	C	C					
35	美深町	A	C		C	C	C					
36	浦幌町	B	C		C	C	C					
37	枝幸町	A	C		C	C	C					
38	えりも町	A	A		C	C	C					
39	雄武町	A	C		C	C	C					
40	乙部町	A	C		A	C	C					
41	音更町	A	C		C	C	A	○				
42	和寒町	B	C		B	C	C				町社会福祉協議会が手話講習会を実施	

NO	市町村名	1	2	回答窓口	3	4	5	手話要約パソ			その他	6
								手話	要約	パソ		
43	木古内町	A	C		C	C	C					
44	北竜町	A	C		C	C	C					
45	京極町	A	C		C	C	B					
46	共和町	A	C		C	C	B					
47	比布町	A	C		C	C	C					
48	黒松内町	B	C		C	C	C					
49	訓子府町	A	C		C	C	C					
50	剣淵町	A	C		C	C	C					
51	小清水町	A	A	役場庁舎内	A	C						
52	様似町	A	C		C	C	C					
53	更別村	A	C		C	C	C					
54	佐呂間町	A	C		C	C	C					
55	鹿追町	A	C		A	C	C					
56	鹿部町	A	C		C	C	C					
57	下川町	A	C		C	C	C					
58	白老町	A	C		C	C	C	○				
59	せたな町	A	C		C	C	C					
60	当麻町	A	C		C	C	C			手話奉仕員養成講座		
61	滝上町	C	C		C	C	C					
62	秩父別町	A	C		C	C	C					
63	月形町	A	C		C	C	C					
64	津別町	A	C		A	C	C					
65	当別町	B	B		B	B	C					
66	鶴居村	A	C		C	C	C					
67	苫前町	C	C		C	C	C					
68	奈井江町	B	C		C	C	C					
69	中川町	A	C		C	C	C					
70	中頓別町	B	C		C	C	C					
71	中富良野町	A	B		A	B	C					
72	新冠町	A	C		C	C	C					
73	新得町	A	C				C					
74	仁木町	B	C		C	C	C					
75	東神楽町	A	C		C	C	C					
76	日高町	A	C		C	C	C					
77	福島町	A	C		C	C	C					
78	別海町	A	C		C	C	C					耳マークカードを発行し、そのカードを提示する事により執筆等で相手の必要とするものが伝わる
79	幌延町	A	C		A	C	C					
80	本別町	B	B		B	B	C					手話通訳協力員派遣事業 ろうあ者生活指導員配置 手話奉仕員養成事業 聴覚障害者等FAX購入助成 聴覚障害者等FAX利用支援事業
81	幕別町	A	C		B	B	C					
82	松前町	A	C		C	C	C					
83	むかわ町	C	C		C	C	C					
84	芽室町	A	C		A	C	B					
85	森町	A	C		C	C	C					
86	八雲町	A	C		A	C	C					
87	安平町	B	C		C	C	C					
88	豊富町	B	C		C	C	C					
89	豊頃町	B	C		C	C	C					
90	由仁町	A	C		B	C	C					
91	蘭越町	B	C		C	C	C					
92	利尻町	A	C		C	C	C					
93	陸別町	B	C		B	C	C					
94	礼文町	B	C		C	C	B					



NO	市町村名	1	2	回答窓口	3	4	5	手話	要約	パソ	その他	6
95	羽幌町	A	C		C	C	C					
96	浦臼町	A	C		C	C	C					
97	七飯町	A	C		A	C	C					
98	斜里町	A	C		A	C	C					
99	上湧別町	A	C		C	C	C					
100	長万部町	B	C		C	C	C					
101	美瑛町	A	C		C	C	C					
102	美幌町	A	C		C	C	C					
103	幌加内町	A	A	町内	A	C	C	○	○			
104	湧別町	A	A	常設はなし	C	C	C				手話奉仕員養成講習会	
105	赤井川村	B	C		C	C	A					
106	占冠村	A			A	C		○				
107	新篠津村	B	C		B	C	C				手話奉仕員養成	
108	音威子府村	B	B		B	B	C					
109	真狩村	A	C		C	C	C					
110	滝川村	A	C		C	C	C					
111	西興部村	C	C		C	C	C					
112	泊村	A	C		C	C	C					
113	初山別村	B	C		C	C	C					
114	留寿都村	A	C		C	C	B					
115	猿払村	C	C		C	C	C					
116	島牧村	A	B		B	C	B					
<b>青森県</b>												
117	青森市	A	A	市しあわせ相談室	A	C	C					現在のところなし
118	黒石市	A	A	市福祉事務所	A	C	B					
119	弘前市	A	A	市役所	A	C	A	○				
120	つがる市	A	A	市役所	A	C	C					
121	五所川原市	A	A	市役所	A	C	C					
122	むつ市	A	A	市役所	A	C	C					
123	十和田市	A	A		C	C	C					
124	三沢市	B	A		C	C						
125	八戸市	A	A	市役所	A	C	C					
126	三戸市	A	C		A	C	C					
127	鱒ヶ沢町	A	C		A	C	C					
128	平内町	A	C		A	C	C					
129	大鰐町	A	C		A	C						
130	鶴田町	A	C		A	C	C					
131	中泊町	A	C		A	C	C					
132	野辺地町	A	C		C	C	C					
133	風間浦村	B	C		B	C	C					
134	東海村	C	B		C	C	C					
135	東北町	A	C		A	C	C					
136	おいらせ町	A	C		A	C	C					
137	岡子町	A	C		A	C	C					
138	西目屋村	A	C		A	C	C					
139	新郷村	A	C		A	C	C					
<b>岩手県</b>												
140	奥州市	A	A	水沢総合支所福祉課 江刺総合支所福祉課	C	C	A	○	○		朗読奉仕員養成事業	
141	大船渡市	B	A	市役所	B	C	C					
142	釜石市	A	C		C	C	C					
143	北上市	A	A	市役所	C	C	A				手話奉仕員養成講座	
144	久慈市	A	C		C	C	C					
145	遠野市	B	C		C	C	C					
146	二戸市	B	C		C	C	C					
147	花巻市	A	A	市役所	B	C	A	○				
148	盛岡市	B	A	市役所	B	B	C					
149	八幡平市	A	C		B	B	C					
150	陸前高田市	A	A	福祉事務所内	C	C	B					
151	岩手町	B	C		B	C	C					
152	金ヶ崎町	B	C		C	C	C					
153	雫石町	B	B		A	A	A					

NO	市町村名	1	2	回答窓口	3	4	5	手話	要約	パソ	その他	6
154	西和賀町	B	C		C	C	C					
156	矢巾町	A	A	町社会福祉協議会 (町保健福祉交流センター)	A	C	B					
157	洋野町	B	C		C	C	C					
158	滝沢村	B	C		C	C	C					
159	田野畑村	B	B		B	C	C					
160	野田村	C	C		C	C	C					
宮城県												
161	仙台市	A	A		A	A	A	○	○	○		
162	宮城野区	A	A	区役所								
163	石巻市	A	A	社会福祉事務所	A	A	B					
164	岩沼市	A	C		A	C	C					
165	角田市	A	C		A	C	C					
166	気仙沼市	A	C		A	C	C					耳マークの設置
167	白石市	A	C		A	C	C					
168	多賀城市	A	A	市役所保健福祉部社会福祉課	A	A	A	○				
169	登米市	A	A	福祉事務所	A	C	A	○			市職員対象手話研修 市民対象手話講座	
170	東松島市	A	C		A	C	C					
171	山元町	A	C		A	C	C					
172	大河原町	A	C		A	C	C					
173	女川町	A	C		B	C	B					
174	九森町	A	C		A	C	C					
175	柴田町	A	C		A	C	C					
176	七ヶ浜町	A			A	A	C					
177	松島町	B	C		B	C	C					
178	南三陸町	A	C		A	C	C					
179	宮城県	A	C		A	C	C					
180	村田町	A	C		A	C	C					
181	本吉町	A	C		A	C	C					
182	利府町	A	C		C	C	C					
183	亘理町	A	B		A	A	A	○	○			
184	大衡村	A	C		A	C	C					
秋田県												
185	秋田市	A	A	市役所障害福祉課・ 市社会福祉協議会	A	A	A		○	○	手話通訳者養成研修 事業は実施していな いが手話奉仕員養成 研修事業は地域生活 支援事業の「その他 の事業」として実施 している	
186	いかほ市	A	B		A	B	B					
187	大館市	A	C		C	C	C					
188	男鹿市	A	B		A	C	C					
189	仙北市	A	C		A	A	C					
190	能代市	A	A	能代市	A	C	C					
191	湯沢市	A	C		A	C	A	○				
192	由利本荘市	A	A	市福祉事務所	A	A	A	○	○			
193	横手市	A	A	市庁舎内	B	B	A				手話奉仕員養成	
194	潟上市	A	B		A	A	B					
195	井川町	A	B		A	C	C					
196	小坂町	C	C		C	C	C					
197	鹿角町	A	C		C	C	A	○				
198	美郷町	A	C		C	C	C					
山形県												
199	尾花沢市	A	C		A	C	C					
200	河北市	B	A	河北町社会福祉協議会	C	C	A	○				

NO	市町村名	1	2	回答窓口	3	4	5	手話	要約	パソ	その他	6
201	寒河江市	A	A	寒河江福祉事務所	A	C	A	○				
202	新庄市	A	C		C	C	A	○				
203	鶴岡市	A	A	公設民営の相談機関 市社協	A	C	C					
204	天童市	A	A		C	C	A	○				
205	東根市	A	A	福祉事務所	C	C	A	○				
206	舟形市	A	C		C	C	C					
207	村山市	A	C		A	C	C					
208	米沢市	A	A		C	C	A				手話奉仕員派遣事業	
209	朝日町	B	C		B	C	C					
210	遊佐町	A	C		C	C	C					
211	飯豊町	B	C		C	C	C					
212	酒田町	A	C		C	C	A	○				
213	白鷹町	B	C		B	C	C					
214	高畠町	B	C		C	C	C					
215	小国町	C	C		C	C	C					
216	中山町	A	C		C	C	C					
217	西川町	B	B		B	B	B					
218	真室川町	A	C		C	C	C					
219	三川町	C	C		C	C	C					
220	最上町	A	C		C	C	C					
221	山辺町	B	C		B	C	C					
222	大蔵村	A	C		C	C	C					
223	鮭川村	A	C		C	C	C				特になし	
<b>福島県</b>												
224	会津若松市	A	A		B	C	A	○				
225	いわき市	A	A	市役所(障がい福祉課)	A	C	A	○	○			
226	喜多方市	B	C		C	C	A				手話通訳者養成事業	
227	北塩原市	C	C		C	C	C					
228	郡山市	A	A	市役所障害福祉課	A	C	A	○	○			
229	白河市	A	C		C	C	C					
230	須賀川市	A	A	市役所	C	C		○	○			
231	相馬市	A	C		A	C	B					
232	二本松市	A	A	二本松市社会福祉協会	C	C	B					
233	福島市	A	A	市役所	A	A	A	○	○	○	要約筆記とパソコン要約は同時開催(カリキュラムが途中から違う)	
234	本宮市	B	C		C	C	C					
235	南相馬市	A	C		B	B	A	○	○			
236	飯野町	B	C		C	C	C					
237	石川町	C	C		C	C	C					
238	猪苗代町	A	C		C	C	C					
239	金山町	C	C		C	C	C					
240	塙町	C	C		C	C	C					
241	新地町	A	C		A	C	C					
242	棚倉町	C	C		C	C	C					
243	富岡町	A	C		C	C	C					
244	磐梯町	A	C		C	C	C					
245	双葉町	C	C		C	C	C					
246	三原町	A	C		C	C	C					
247	西郷村	B	C		B	B	C					
248	昭和村	B	B		B	B	B					
249	葛尾村	C	C		C	C	C					
250	檜枝岐村	C	C		C	C	C					
<b>茨城県</b>												
251	石岡市	A	B		A	C	C					
252	牛久市	A	A	市役所	A	C	A	○				
253	笠間市	B	C		B	B	A	○	○			
254	鹿嶋市	B	C		B	C	C					
255	かすみがうら市	A	C		A	C	A	○				

NO	市町村名	1	2	回答窓口	3	4	5	手話	要約	パソ	その他	6
256	桜川市	A	C		A	C	B					
258	常総市	B	C		B	C	C					
259	つくば市	A	A	つくば市役所保健福祉部障害福祉課	B	C	A	○	○			
260	筑西市	B	C		C	C	A	○				
261	土浦市	B	A	市役所	B	B	A	○	○		手話通訳レベルアップ支援事業	
262	常陸太田市	B	C		B	C	C					
263	常陸大宮市	B	C		B	C	C					
264	那珂市	A	B		A	C	C					
265	日立市	A	C		A	C	A	○				
266	ひたちなか市	A	C		B	C	A					
267	古河市	A	C		A	C	C					
268	水戸市	A	A	市役所障害福祉課(養成により各課窓口へ同行する)	A	C	A	○	○			
269	八千代市	A	B		A	B	C					
270	結城市	A	C		A	C	A	○	○			
271	龍ヶ崎市	B	C		B	C	C					
272	神栖市	B	B		B	C	C					
273	五霞町	C	C		C	C	C					
274	阿見町	A	B		A	C	C					
275	大洗町	B	C		B	C	C					
276	大子町	A	C		A	C	C					
277	境町	B	C		B	C	C					
278	茨城町	B	B		B	C	C					
279	城里町	B	C		B	B	C					
280	東海村	A	C		B	B	B					
281	美浦村	B	C		B	C	C					
栃木県												
282	足利市	A	A	足利市総合福祉センター	C	C	A	○	○			
283	宇都宮市	A	A	市役所	A	A	A	○	○	○		
284	太田原市	A	C		A	C	B					
285	小山市	A	C		C	C	C				要約筆記者派遣事業養成講習会については、地域生活支援事業の中では行っていないが、社会福祉協議会でのボランティア活動等で類似事業は行っている	
286	さくら市	A	C		C	C	C					
287	鹿沼市	A	A	市役所	B	B	A	○	○	○		
288	下野市	A	C		A	A	C					
289	天板市	A	C		A	A	C					
290	日光市	A	C		A	C	A	○	○			
291	真岡市	A	C		A	A	C					
292	岩舟町	A	C		A	C	C					
293	市貝町	A	C		B	C	C					
294	大平町	A	C		A	B	B					
295	那須町	A	C		A	A	C					
296	二宮町	A	C		A	C	B					
297	藤岡町	A	C		A	C	B					
298	芳賀町	A	C		A	C	C					
299	益子町	A	C		A	C	C					
300	塩谷町	A	C		A	C	C					
301	河内町	A	C		C	C	C					
302	上三川町	A	B		A	A	C					
303	那珂川町	A	C		C	C	C					

NO	市町村名	1	2	回答窓口	3	4	5	手話 要約 パソ			その他	6
群馬県												
304	伊勢崎市	A	A	市役所障害福祉課 社会福祉協議会	B	B	A	○				
305	太田市	B	A		C	C	A	○				
306	草津市	C	C		C	C	C					
307	高崎市	A	A	社会福祉協議会	A	A	A	○				
308	藤岡市	C	C		C	C	A	○				
309	前橋市	A	A	市社会福祉協議会	B	C	A	○				
310	安中市	A	A	市役所福祉課内	C	C	C					
311	甘楽町	A	C		C	C	C					
312	邑楽町	A	C		C	C	C					
313	大泉町	A	C		A	C	C					
314	中条町	B	B		B	C	B					
315	長野原町	B	C		B	B	B					
316	東吾妻町	C	C		C	C	C					
317	みなかみ町	B	C		B	C	C					
318	片品村	B	C		B	C	B					
319	川場村	C	C		C	C	C					
320	六合村	B	C		B	C	C					
埼玉県												
321	加須市	B	C		B	C	A	○				
322	桶川市	A	A	市役所福祉課内	B	B	A	○				
323	春日部市	A	C		B	C	A	○				
324	上尾市	A	A	市役所障害福祉課	B	B	A	○				
325	川口市	A	A		B	C	A					
326	川越市	A	A	市役所 障害福祉課	B	C	A	○		ボランティア養成的な講習会を実施		
327	川越市	A	A		B	C	A	○				
328	北本市	A	A	社会福祉協議会	A	C	C			手話奉仕員養成講習会		
329	熊谷市	A	C		A	C	A	○				
330	越谷市	A	A	市役所	A	A	A	○	○	要約筆記については来年度実施予定	ハートフル通訳事業 (FAXメールによる問い合わせ対応) web119等(メールやFAXによる緊急通報・情報提供)	
331	さいたま市	A	A	各区役所支援課	A	C	A	○	○		手話通訳養成講習会 要約筆記奉仕員養成講習会 ただし手話通訳者養成講習会は今年度までの実施	
332	幸手市	B	C		B	C	C					
333	志木市	A	A	市役所	B	C	A	○				
334	鶴ヶ島市	A	B		B	A	C	○				
335	鶴ヶ島市	A	B		B	C	A	○				
336	秩父市	A	C		A	C	C					
337	所沢市	A	A	社会福祉協議会	B	C	A	○	○			
338	戸田市	A	B	社会福祉協議会	C	C	A	○				
339	新座市	B	B		B	C	A	○				
340	羽生市	A	C		A	C	A	○				
341	深谷市	A	A	社会福祉協議会事業所	A	A	A	○				
342	飯能市	A	B		A	B	B					
343	日高市	A	C		A	C	A	○				
344	本庄市	A	A	社会福祉協議会	A	B	A	○				
345	三郷市	A	A	市役所障害福祉課	A	C	B					
346	吉川市	A	C		A	C	A	○				
347	伊奈町	A	C		A	C	C					
348	上里町	A	C		C	C	C					
349	大利根町	B	C		B	C	A	○				
350	川島町	A	C		A	C	C					

NO	市町村名	1	2	回答窓口	3	4	5	手話	要約	パソ	その他	6
351	栗橋町	A	A		C	C	B					
352	白岡町	A	C		A	A	A					
353	杉戸町	A	C		A	C	B					
354	ときがわ町	A	C		A	C	C					
355	常川町	A	C		A	C	C					
356	長瀬町	B	C		B	C	C					
357	鳩山町	A	C		C	C	C					
358	松伏町	A	C		A	C	C					
359	皆野町	B	C		B	C	C					
360	皆野町	B	C		B	C	C					
361	宮代町	A	C		A	C	B					
362	三芳町	A	C		A	C	B					
363	寄居町	A	A		A	C	B					
364	横瀬町	B	C		B	C	C					平成19年度より手話通訳者派遣事業や要約筆記者派遣事業等のコミュニケーション支援事業を実施する予定(利用者負担は無料)
365	鷲宮町	A	C		A	C	B					
366	秩父村	A	C		A	C	C					
千葉県												
367	千葉市若葉区	A	A	市役所、区役所	A	C	A	○	○			
368	八潮市	A	B		A	C	B					
369	旭市	A	C		C	C	C					
370	市川市	A	A	市役所	C	C	A	○	○			
371	市原市	A	A	市役所、障害福祉課内	A	C	C					
372	我孫子市	A	A	孫子市役所 生活支援課	C	C	A					
373	浦安市	A	A	浦安市役所障害福祉課	A	C	A	○	○			
374	一宮町	A	C		C	C	C					
375	柏市	A	A	市役所 障害福祉課	A	C	A	○	○			
376	勝浦市	A	C		A	C	C					
377	香取市	A	A		C	C	C					
378	鎌ヶ谷市	A	A	市役所	B	C	A	○	○			
379	鴨川市	A	C		C	C	A	○				
380	木更津市	A	C		C	C	C				一般市民を対象に手話養成講座を開催	
381	佐倉市	A	A	市役所	A	C	A				手話通訳奉仕員養成事業、要約筆記奉仕員養成事業	
382	茂原市	A	C		C	C	C					
383	白子市	A	C		C	C	C					
384	館山市	A	C		C	C	C					
385	田街道市	A	A	市役所	C	C	C					
386	銚子市	A	C		C	C	C					手話講習会を銚子市社会福祉協議会と共催で開催(年1回一般市民初心者向・啓発趣旨)
387	富津市	A	A	福祉事務所 障害福祉課	C	C	A					
388	富里市	A	B		C	C	C					
389	習志野市	A	A	市役所	B	C	C					
390	成田市	A	A	市役所 障がい者福祉課	A	C	A				手話奉仕員養成講座	
391	野田市	A	B		A	C	A	○	○			
392	八街市	A	A	市役所	B	B	B					
393	東金市	A	A	市役所	B	B	C					
394	船橋市	A	A	事業委託をしている「(財)福祉サービス公社」に2名設置	A	C	A	○	○			

NO	市町村名	1	2	回答窓口	3	4	5	手話	要約	パソ	その他	6
395	松戸市	A	A	市役所障害福祉課	B	C	A	○				
396	山武市	A	C		B	C	C					
397	君津市	A	A		B	C	C					
398	佐倉市	A	A		A	C	A				手話奉仕員（要約筆記）養成	
399	匝瑳市	A	C		C	C	C					
400	袖ヶ浦市	A	A	袖ヶ浦市厚生課内	B	C	A				社会福祉協議会に講習事業を委託	
401	流山市	A	C		A	C	A	○	○			
402	大網白里町	A	B		C	C	C					
403	大多喜町	A	C		C	C	C					
404	神崎町	A	C		C	C	C					
405	多古町	A	C		C	C	C					
406	横芝光町	A	C		B	C	C					
407	印旛村	A	C		A	C	B					
東京都												
408	荒川区	A	A	区役所	B	B	A	○				
409	板橋区	A	A	板橋区の3つの福祉事務所	B	B	A	○				
410	江戸川区	A	C		B	B	B					
411	大田区	A	C		B	B	A	○				
412	葛飾区	A	A	区役所／障害者福祉センター	B	B	A	○				
413	北区	A	A	区役所本庁舎1階（障害福祉課内）赤羽福祉保健センター（赤羽障害相談係内）	C	C	C					
414	江東区	A	A	区役所	B	B	A	○				
415	渋谷区	A	A		B	B	A	○				
416	新宿区	A	A	区役所（毎週金曜の午後）	B	B	A	○				
417	世田谷区	A	A	区役所	B	B	A	○	○			
418	台東区	A	C		B	B	A	○				
419	中央区	A	C	中央区社会福祉協議会	A	C	A	○				
420	千代田区	A	B		B	B	C					
421	杉並区	A	A	区役所	B	C	A	○	○			
422	豊島区	A	A		B	B	A	○				
423	中野区	A	A	障害者福祉会館	B	B	A	○				
424	文京区	A	C		B	B	C					
425	港区	A	C		A	A	A	○				
426	目黒区	A	C		B	B	A	○				
427	あきる野市	A	C		C	C	C					
428	清瀬市	A	C		B	C	C					
429	小金井市	A	C		C	C	A	○				
430	国分寺市	A	C		B	C	A	○				
431	国立市	A	B		B	B	B					
432	立川市	A	B		B	C	A	○				
433	調布市	A	A	市役所（障害福祉課）週2日	B	C	A	○				
434	西東京市	A	C		B	B	A	○				
435	羽村市	A	A	役所	C	C	C				社協で手話（初級）（中級）を実施	
436	八王子市	A	C		A	C	C					
437	東久留米市	A	C		C	C	A	○				
438	東村山市	A	A	東村山市社会福祉協議会	B	C	A	○			要約筆記と点字の教習会を社協事業で隔年実施	
439	府中市	A	A	市役所障害福祉課	B	B	A	○				
440	福生市	A	C		B	C	A	○				
441	三宅市	C	C		C	C	C					

NO	市町村名	1	2	回答窓口	3	4	5	手話	要約	パソ	その他	6
442	町田市	A	C		A	C	C				手話・要約は社協で実施	
443	三鷹市	A	C		B	B	A	○				
444	武蔵野市	A	A	市庁舎障害者福祉課窓口	B	B	A	○				
445	武蔵村山市	A	A	市民総合センター（保険福祉総合センター）	C	C	A	○				
446	八丈町	C	C		C	C	C					
447	日ノ出町	A	C		C	C	C					
448	青ヶ島村											障害者はいません
449	神津島村	C	C		C	C	C					
450	檜原村	C	C		C	C	C					
451	利島村	C	C		C	C	C					
神奈川県												
452	横浜市	A	C		A	C	A	○	○	○		
453	厚木市	A	A	市役所障害福祉課	A	A	A	○	○			
454	綾瀬市	A	A	市役所障害福祉課	A	C	A	○				
455	伊勢原市	A	A	市役所	B	C	A	○				
456	海老名市	A	A	市役所 障害福祉課	A	C	A	○				
457	小田原市	A	A	市役所障害福祉課	A	C	A		○			
458	鎌倉市	A	A	障害者福祉課窓口	A	A	A	○				
459	川崎市	A	A	区役所 川崎市聴覚障害者情報文化センター	A	B	A	○	○	○		
460	相模原市	A	A	福祉事務所	A	B	A	○	○	○		
461	座間市	A	C		A	A	A	○				
462	逗子市	A	A	市役所福祉課内	C	C	C					
463	茅ヶ崎市	A	A	市役所内、障害福祉課、月・木・金（9-12）、火・水（13-16）	A	C	A	○	○			
464	秦野市	A	A	市役所	C	C	A	○				
465	平塚市	A	A	障害福祉課	B	C	A				通訳者の養成は都道府県の責務となった為、手話講習会を開催	
466	藤沢市	A	A	市役所	A	C	A	○	○			
467	三浦市	A	A		C	C	A	○				
468	南足柄市	A	C		C	C	C					
469	大和市	A	A	障害福祉課	A	C	A	○				
470	愛川町	A	C		A	C	C					
471	大井町	A	C		C	C	C					
472	中井町	A	C		A	C	C					
473	葉山町	A	A	福祉課窓口	C	C	A	○				
474	寒川町	A	A	役場	A	C	A	○	○			
475	箱根町	A	C		C	C	C					
新潟県												
476	阿賀野市	B	C		C	C	C					
477	系魚川市	A	C		A	C	A			○	初級手話講習会	
478	小千谷市	A	C		A	C	B					
479	柏崎市	A	A		A	B	A	○	○		「点字・声の広報等発行事業」を実施（内容）「広報かしわざき」及び「市議会だより」について、それぞれ点訳・音訳テープをボランティア団体へ委託により発行	
480	加茂市	A	C		A	C	A	○				
481	三条市	A	A	市役所社会福祉課	C	C	A	○				
482	胎内市	A	C		A	C	A		○			



NO	市町村名	1	2	回答窓口	3	4	5	手話	要約	パソ	その他	6
483	十日町市	A	A	市役所（試験的に設置している）	C	C	C					
484	長岡市	A	A	市役所本庁舎	A	A	A	○				
485	新潟市	A	A	市役所	A	A	A	○	○	○		
486	南魚沼市	B	C		B	C	C					
487	出雲崎町	C	C		C	C	C					
488	川口町	B	C		B	B	C					
489	新発田町	A	C		A	A	A	○	○	○		
490	聖籠町	B	C		B	C	C					
491	出上町	A	C		A	C	C					
492	湯沢町	B	B		B	C	C					
493	刈羽村	C	C		C	C	C					
494	関川村	A	C		A	C	C					
495	粟島浦村	A	C		A	C	C					
<b>富山県</b>												
496	射水市	A	C		C	C	C					
497	魚津市	A	C		C	C	C					
498	小天部市	A	C		C	C	A	○				
499	滑川市	A	C		B	C	C					
500	高岡市	A	C		A	C	A				手話奉仕員養成事業	
501	砺波市	A	C		C	C	A				手話奉仕員派遣事業	
502	富山市	A	A	富山市障害福祉プラザ	A	C	A	○	○		音訳講座開催事業 点訳講座開催事業	
503	南砺市	A	C		C	C	A	○				
504	上市町	C	C		C	C	C					
505	立山町	A	C		C	C	C					
506	舟橋村	B	C		B	C	C					
<b>石川県</b>												
507	加賀市	A	A	社会福祉協議会	A	B	A	○	○			
508	金沢市	A	A	金沢市役所障害福祉課、金沢市聴覚障害福祉協会	A	A	A	○	○	○	手話奉仕員養成は毎年実施 要約筆記の手書、パソコンは2年交代で養成実施	
509	小松市	A	A	市役所	A	B	A	○	○	○		
510	七尾市	A	A	市役所、福祉窓口	B	C	A	○	○			
511	白山市	A	A	市役所	A	A	A	○	○	○		
512	志賀町	A	B		B	B	B					
513	津幡町	A	C		A	A	B					
514	中能登町	A	C		A	C	C					
<b>福井県</b>												
515	池田町	A	C		A	A	C					
516	越前市	A	B		A	C	A				手話奉仕員養成講座	
517	大野市	A	A	社会福祉課(福祉事務所内)	A	C	A	○				
518	勝山市	A	A		A	C	A	○	○			
519	坂井市	A	B		A	C	B					
520	駿賀市	A	A	市役所福祉保険課	A	C	A	○				
521	福井市	A	A	福井市社会福祉課	A	C	A	○				
522	おおい町	A	C		A	C	C					
523	美浜町	A	C		A	C	B					
524	若狭町	A	C		A	C	C					
<b>山梨県</b>												
525	上野原市	A	C		A	C	C					
526	大月市	A	C		A	A	C					
527	甲斐市	A	C		A	A	C					
528	甲州市	A	C		A	C	C					
529	中央市	A	C		A	C	C					
530	都留市	A	C		A	C	C					
531	笛吹市	A	B		C	C	C				手話奉仕員養成事業	
532	南アルプス市	A	B		A	A	A	○				
533	市川三郷町	A	C		A	C	C					
534	西桂町	A	B		A	B	C					

NO	市町村名	1	2	回答窓口	3	4	5	手話	要約	パソ	その他	6
535	早川町	A	C		A	A	C					
536	富士河口湖町	A	C		A	A	C					
537	身延町	A	C		A	C	C					
538	小菅村	B	C		C	C	C					
長野県												
539	飯山市	A	C		A	A	C					
540	伊那市	A	A	市役所 社会福祉課	A	C	A	○	○			
541	上田市	A	A	市福祉課 障害者総合支援センター	A	C	A	○	○			
542	岡谷市	A	A	社会福祉協議会	A	B	A	○	○	○		市民手話講習会…市民に向けた手話の講習会を実施し交流を促進
543	駒ヶ根市	A	C		A	C	C					
544	佐久市	A	B		A							
545	塩尻市	A	A	市役所内	A	A	A	○	○			
546	筑北市	A	C		A	C	C					
547	茅野市	A	C		A	A	C					
548	長野市	A	A		A	A	A	○	○	○		
549	中野市	A	C		C	C	C					
550	東御市	A	A	東御市総合福祉センター（福祉課内）	A	C	A	○				
551	阿南町	A	C		C	C	C					
552	池田町	A	C		A	C	C					
553	上松町	A	C		A	C	C					
554	木曾町	B	C		B	C	C					
555	小海町	A	C		A	A	C					
556	坂城町	A	C		A	C	C					
557	辰野町	A	C		A	C	C					
558	波田町	A	C		A	A	C					
559	箕輪町	A	C		A	C	C					
560	山ノ内町	C	C		C	C	C					
561	阿智村	C	C		C	C	C					
562	朝日村	A	C		C	C	C					
563	王滝村	C	C		C	B	C					
564	大桑村	C	C		A	C	A					
565	小川村	A	C		C	C	C					
566	木島平村	A	C		B	B	C					
567	清内路村	C	C		C	C	C					小規模村(750人)で視覚障害者は現在1名のみで生活などは家族の支えで自立している、各事業は今後検討していきたい
568	小谷村	B	C		B	B	C					
569	下條村	A	C		C	C	C					
570	生坂村	C	C		C	C	C					
571	喬木村	B	B		B	B	C					
572	豊丘村	A	C		C	C	C					
573	白馬村	A	C		A	C	A	○				
574	原村	A	C		A	C	C					
575	平谷村	C	C		C	C	C					
576	松川村	A	C		A	C	B					
577	南相木村	C	C		C	C	C					
578	黍草村	C	C		C	C	C					
579	山形村	A	C		C	C	C					
岐阜県												
580	各務原市	A	A		B	C	A					
581	海津市	A	C		A	C	B					
582	可児市	A	A	市役所 福祉課	A	C	A	○				
583	岐阜市	A	A		A	C	A	○	○			
584	下呂市	A	B		C	C	A	○				

NO	市町村名	1	2	回答窓口	3	4	5	手話	要約	パソ	その他	6
585	関市	A	A	関市役所福祉政策課	A	C	A				手話奉仕員養成講座 要約筆記奉仕員養成講座	
586	多治見市	A	A	市役所 福祉課	A	C	A	○			要約筆記奉仕員の養成については検討中	
587	土岐市	A	A	市役所	B	C	C					
588	中津川市	A	A	市役所	B	C	A	○				
589	飛騨市	A	A	飛騨市福祉事務所 健康福祉総合福祉課	C	C	A	○	○			
590	美濃加茂市	A	A	市役所	A	B	A		○			
591	御嵩町	A	C		A	C						
592	川辺町	B	C		B	C	C					
593	北方町	A	C		B	C	B					
594	白川町	A	C		A	C	C					
595	七宗町	A	C		A	A	C					
596	八百津町	A	C		C	C	C					
597	安八町	B	B		B	B	C					
598	輪之内町	A	A		A	B	C					
599	養老町	A	C		A	C	C					
600	白川村	C	C		C	C	C					
<b>静岡県</b>												
601	伊豆市	A	B		C	C	A	○				
602	伊豆の国市	A	C		C	C	A				手話奉仕員養成講座	
603	伊東市	A	A	市役所	B	B	A	○				
604	御前崎市	A	B		C	C	C					
605	掛川市	A	A	市福祉事務所	A	A	A	○	○			
606	湖西市	A	A	市役所	A	A	A	○	○			
607	御殿場市	A	A	市役所	A	A	A	○	○	○		
608	静岡市	A	A	葵区役所、駿河区役所(委託)。清水区役所(市非常勤職員) 市立清水病院(謝金)	A	A	A	○	○	○	コーディネーター設置(手話通訳者派遣のコーディネーター) コミュニケーション支援事業としてではないが地域生活支援事業のその他の事業として聴覚障害者手話講習会(聴覚障害者のための手話講習会)などを実施	
609	島田市	A	C		B	C	A	○				
610	下田市	A	C		C	C					手話奉仕員養成講座の実施	
611	藤枝市	A	B		A	A	A	○				
612	富士市	A	A	市役所	A	B	A	○	○			
613	富士宮市	A	A	市役所	A	C	A	○	○			
614	牧之原市	A	C		C	C	A					
615	南川市	A	C		C	C	C					
616	焼津市	A	A		B	B	A					
617	沼津市	A	A		C	C	A	○				
618	大井川町	A	C		B	C	C					
619	岡部町	A	C		C	C	C	○				
620	河津町	A	C		C	C					県では養成講習会を実施している	
621	小山町	A	C		C	C	C					
622	長泉町	A	C		C	C	A	○				
623	煮新居町	A	C		A	C	C					
624	西伊豆町	A	C		C	C	C					
625	函南町	A	C		C	C	C					
626	磐田市	A	A	役所	A	C	A		○			
627	東伊豆町	A	C		C	C	A	○				
628	松崎町	A	C		C	C	C					
629	森町	A	C		C	C	C					
630	吉田町	A	C		C	C	C					

NO	市町村名	1	2	回答窓口	3	4	5	手話	要約	パソ	その他	6
631	芝川町	A	C		B	C	C					
632	南伊豆町	A	C		C	C	C					
愛知県												
633	名古屋市	A	A	市役所障害企画課 身体障害者更生相談 所	A	A	A	○	○	○	手話奉仕員	
634	名古屋市港区	C	C		C	C	C					
635	愛西市	A	A	市役所	A	C	A	○	○			
636	一宮市	A	A	市役所(一宮庁舎 尾西庁舎)	A	C	C					
637	稲沢市	A	C		A	C	A	○	○			
638	犬山市	A	A	市役所 市民相談室	A	C	A	○	○			
639	岡崎市	A	A	市役所 福祉保健部 社会福祉課	A	C	A	○	○			
640	尾張旭市	A	B		A	C	A	○	○			日常生活用具の給付
641	春日市	A	A	市役所 福祉課	A	C	A	○	○			
642	蒲郡市	A	B		A	C	C					
643	刈谷市	A	A	市役所社会福祉課	B	C	B	○	○			
644	清須市	A	B		A	C	A		○			
645	小牧市	A	A	市役所福祉課窓口	A	A	C					
646	新城市	A	C		C	C	C					
647	瀬戸市	A	A	市役所	C	C	A	○	○			
648	高浜市	A	A		C	C	C					
649	知多市	A	A	市役所	A	C	A	○	○			
650	津島市	A	C		A	C	C					
651	東海市	A	A	市役所	A	C	C					
652	常滑市	A	C		A	C	A					
653	豊明市	A	C		A	C	A	○				
654	豊川市	A	C		A	C	A	○				
655	豊田市	A	A	市役所	A	A	A	○	○			
656	西尾市	A	A	市役所福祉課	A	C	B					
657	日進市	A	A	市役所福祉推進課	A	B	A	○	○	○		
658	半田市	A	A	市役所福祉課内	B	C	C					
659	碧南市	A	A	市役所	A	C	A		○			
660	安城市	A	A	市役所	A	C	A	○	○			
661	弥富市	A	C		A	C	C					
662	七宝町	A	C		C	C	B					
663	大治町	A	C		A	C	C					
664	御津町	A	C		C	C	A	○				
665	春日町	A	C		A	C	C					
666	吉良町	A	C		A	C	C					
667	幸田町	A	C		A	C	A				手話奉仕員養成講座	
668	武豊町	A	C		A	C	C				手話通訳基礎講座(H 19.4月よりコミュニ ケーション支援事業 として実施) ・要約筆 記入門講座(H19.4月 よりコミュニケー ション支援事業とし て実施) ・役場の各窓 口に「耳マーク」を設 置予定	
669	東郷町	A	C		A	C	A	○	○			
670	長久手町	A	C		A	C	A	○				
671	東浦町	A	C		A	C	C					
672	美浜町	A	C		A	C	A	○	○			
673	三好町	A	A	役場福祉課	B	C	A	○				
674	幡豆町	A	C		A	C	C					
675	豊山町	A	B		A	C	A	○				
676	甚目寺町	A	C		A	C	C					
677	美和町	A	C		A	C	C					
678	一色村	A	C		A	C	B					

NO	市町村名	1	2	回答窓口	3	4	5	手話	要約	パソ	その他	6
679	豊根村	A	C		C	C	C					
三重県												
680	尾鷲市	A	C		A	C	A					
681	亀山市	B	C		B	C	C					
682	熊野市	B	C		C	C	C					
683	桑名市	A	A	市役所障害福祉課	A	B	A		○		手話奉仕員育成事業	
684	松坂市	A	A		A	B	C					
685	朝日町	B	C		B	B	C					
686	荒野町	B	C		B	C	A	○	○			
687	東員町	A	C		A	C	A	○	○			
688	明和町	A	C		B	C	C					
滋賀県												
689	近江八幡市	A	A	福祉事務所(健康福祉部高齢・がい生活支援センター)	A	A	C					
690	大津市	A	A	障害福祉課	A	A	A				手話奉仕員養成講座	(補助対象外)FAX・ケータイメールによる中継サービス事業
691	湖南市	A	A	市役所	A	A	A				手話奉仕員養成講座	
692	高島市	A	C		A	C	A	○				
693	長浜市	A	A	市役所福祉課	A	A	C					①別紙「福祉サービス・制度・事業のご案内」のとおり ②筆談対応をする表示「耳のシンボルマーク」の窓口設置
694	彦根市	A	A	福祉事務所	A	A	B					
695	米原市	A	A	市役所	A	A	A	○	○			
696	野洲市	A	A	市役所本庁舎	A	A	B					
697	栗東市	A	A	市福祉事務所	A	C	C					
698	愛荘町	A	C		A	C	C					
699	多賀町	A	C		A	A	C					
700	高月町	A	C		C	C	C					
701	松本町	A	C		A	A	B					
702	安土町	A	A	ひまわり館(3町の共同設置)	A	C	C					
京都府												
703	京都市	A	A	市役所、福祉事務所、市立病院、身体障害者更生相談所	A	A	A	○	○	○	ただし平成19年度からは、手話通訳養成は京都府で実施	
704	綾部市	A	A	市保健福祉センター	A	A	A		○		手話奉仕員養成事業	
705	宇治市	A	A	市役所 障害福祉課	A	C	C					
706	亀岡市	A	A	市障害福祉課 及び市障害者福祉センター	A	A	A	○	○	○		
707	京田辺市	A	A	市役所	A	C						手話奉仕員養成事業
708	京丹後市	A	A	市内の聴覚言語障害センター	A	C	A		○	○	・手話奉仕員養成事業・コミュニケーション支援ボランティア養成	
709	南丹市	A	A	市園部公民館内	A	C	A	○	○			
710	舞鶴市	A	A	舞鶴市障害者総合支援センター	A	A	A	○	○	○	手話奉仕員養成事業	
711	宮津市	A	A		A	C	A		○		手話奉仕員養成事業(手話通訳養成事業は京都府の実施)	
712	伊根町	A	A	与謝郡聴覚言語障害センター(与謝野町)	A	C	A	○				
713	宇治田原町	A	A		B	C	A				手話通訳者養成講習会	
714	大山崎町	A	C		A	C	A	○				

NO	市町村名	1	2	回答窓口	3	4	5	手話	要約	パソ	その他	6
715	加茂町	A	A	相楽郡聴覚言語障害センターに相楽郡内共同設置	A	C	A	○	○			
716	精華町	A	A	相楽郡聴覚言語障害センター	A	C	A	○			要約筆記ボランティア養成	
717	久御山町	A	A	役所	A	C	A				手話通訳者養成研修	
718	山城町	A	A	相楽聴言センター	A	C	C					手話奉仕員養成事業
719	与謝野町	A	A	聴覚言語障害者センター	A	C	A	○	○			
<b>大阪府</b>												
720	大阪府	A	A	市役所	C	C	A	○				
721	大阪市	A	A	手話通訳者派遣事業受託先に聴言障害者生活相談員2名配置	A	A	A	○	○	○		
722	池田市	A	A	(財)池田さわやか公社	A	C	C					
723	泉大津市	A	A	役所	B	C	C					
724	泉佐野市	A	A		B	C		○			点訳奉仕員養成	
725	大阪狭山市	A	A	役所	A	C	A	○				
726	柏原市	A	A	市役所障害福祉係	B	C	A	○				
727	交野市	A	A	福祉事務所	A	C	A	○	○			
728	交野市	A	A	福祉事務所	A	C	A	○	○			
729	門真市	A	A	市役所 障害福祉課	A	C	A	○	○			
730	堺市	A	A	各区役所地域福祉課(7ヶ所)	A	A	A	○	○	○		
731	吹田市	A	A	市役所障害福祉課市立総合福祉会館	B	B	A	○				
732	摂津市	A	A		C	C	C					
733	泉南市	A	A		C	C	A	○				
734	高槻市	A	A	市役所 障害福祉課	C	C	A	○				
735	豊中市	A	A		A	B	A	○	○			
736	寝屋川市	A	A	福祉事務所	A	C	A	○	○			
737	羽曳野市	A	A	市役所	A	B	A	○	○	○		
738	枚方市	A	A	市役所障害福祉課	A	A	A	○	○	○		点訳講習会を実施
739	松原市	A	A	障害福祉課	A	A	A	○	○	○	点字教室	
740	箕面市	A	A	市福祉サービス受付窓口	A	C	A	○	○			
741	守口市	A	A	大阪聴力障害者協会に委託、障害福祉課	B	C	A	○				
742	八尾市	A	A	市役所 障害福祉課	B	C	A	○				
743	熊取町	A	C		C	C	A				手話奉仕員養成講座・点訳奉仕員養成講座	
744	島本町	A	A	役所	B	C	A				手話や要約筆記のボランティアの養成講座	
745	忠岡町	A	C		C	C	C					
746	豊能町	B	A	古川支所	B	C	A	○	○			
747	能勢町	A	C		C	C	C					
748	岬町	A	C		C	C	A	○				
749	河南町	A	C		C	C	A	○				
<b>兵庫県</b>												
750	神戸市	A	A	福祉事業所・支所・出張所(全11ヶ所)	A	C	A		○			
751	芦屋市	A	A	芦屋市障害福祉課	A	C	C					
752	尼崎市	A	A	市役所 障害福祉課	B	C	A	○			平成19年より要約筆記者派遣事業の実施を検討中	
753	淡路市	A	A	淡路聴力障害者センター	A	C	A	○	○			

NO	市町村名	1	2	回答窓口	3	4	5	手話	要約	パソ	その他	6
754	小野市	A	B		A	C	A	○				
755	加古川市	A	A	市役所障害福祉課	B	B	A	○				
756	川西市	A	A	市役所	A	A	B					
757	三田市	A	A		A	B		○	○			
758	篠山市	A	A	市役所	A	C	A	○			手話奉仕員養成事業 (入門課程)	
759	洲本市	A	A	市役所	A	B	A	○	○			
760	高砂市	A	A	保健福祉センター	A	C	A	○	○	○		
761	宝塚市	A	A	障害福祉課	A	C	A	○	○			
762	たつの市	A	C		B	C	A	○			手話奉仕員の研修	
763	丹波市	A	B		A	C	B					
764	豊岡市	A	A	豊岡市福祉事務所 社会福祉課	B	C	A	○	○			
765	西宮市	C	A	西宮市障害福祉課窓 口に手話通訳士2名	A	C	A		○		手話ボランティアの 初級養成講座をボラ ンティアセンターで 手話初級講座を中央 公民館で実施	
766	西脇市	A	B		C	C	B					
767	姫路市	A	A	市役所	A	C	A	○				
768	三木市	A	A	市役所	B	B	B					
769	南あわじ市	A	A	淡路聴覚障害セン ター	A	A	B					
770	養父市	A	C		B	C	C					
771	市川町	A	C		C	C	C					
772	猪名川町	A	C		A	C	C					
773	稲美町	A	A	町役場健康福祉課	C	C	B					
774	上郡町	A	C		C	C	A	○				
775	香美町	A	C		A	C	C					
776	神河町	A	C		C	C	B					
777	佐用町	A	B		C	C	C					
778	新温泉町	A	C		A	C	B					
779	太子町	A	C		B	C	A	○				
780	多可町	A	C		B	C	B					
781	播磨町	A	C		A	C	A	○				
782	福崎町	A	C		C	C	C					
<b>奈良県</b>												
783	生駒市	A	B		A	C	A	○	○			
784	香芝市	A	A		B	C	B					
785	橿原市	A	A	市役所 市保険福祉 センター	A	C	A				手話奉仕員養成講習 会 要約筆記奉仕員 養成講習会	
786	葛城市	A	C		C	C	C				手話奉仕員養成講座	
787	五條市	C	C		C	C	A				手話奉仕員養成講座 を実施	手話通訳者の人数が極 端に少ないので闘志に おいては奉仕員派遣事 業を実施
788	桜井市	A	A	市役所社会福祉課	A	C	C					
789	奈良市	A	A	市役所	A	C	A	○	○			
790	王寺町	A	C		A	A	A	○			手話奉仕員養成講座	
791	大淀町	A	C		C	C	C					
792	上牧町	A	C		A	C	B					
793	川西町	A	C		C	C	A	○			要約筆記者養成講座 を検討中	
794	広陵町	A	C		C	C	C				手話奉仕員養成講座	
795	下市町	A	C		C	C	C					
796	高市高取町	A	C		C	C	C					
797	田原本町	A	C		C	C	A	○			手話奉仕員養成事業	
798	吉野町	A	C		C	C	C					
799	安堵町	A	C		C	C	A				手話奉仕員養成講座	
800	黒滝村	C	C		C	C	C					
801	曽爾村	B	C		C	C	C					
802	天川村	A	A		A	B	C					



NO	市町村名	1	2	回答窓口	3	4	5	手話	要約	パソ	その他	6
803	十津川村	C	C		C	C	C					
804	野迫川村	C	C		C	C	C					
805	平群町	A	C		A	C	A	○	○			
806	南山城村	A	A	相楽群木津町木津 相楽会館内	A	C	A	○	○			
807	御杖村	B	C		C	C	C					
和歌山県												
808	海南市	A	A		A	C	C					市民の方々を対象に手話の講習会を行っています。この中から手話奉仕員として登録する方を増やしていきたい
809	新宮市	A	A	市役所	A	A	A	○		○		
810	田辺市	A	A	市役所	A	C	C					
811	橋本市	A	A	市役所 福祉課	A	A	A	○				
812	和歌山市	A	A	市役所障害福祉課	C	C						
813	印南町	A	C		C	C	A					
814	かつらぎ町	A	C		A	C	C					
815	紀美野町	A	C		A	C	C					
816	九度山町	A	C		C	C	C					
817	白浜町	A	C		C	C	C					
818	すさみ町	A	C		A	C	C					
819	太地町	A	B		B	B	B					
820	日高町	A	C		A	C	C					
821	広川町	A	C		B	C	C					
822	みなべ町		C		A	C	A	○	○			
823	美浜町	A	C		B	C	C					
824	由良町	A	C		A	C	C					
鳥取県												
825	倉吉市	A	A	市社会福祉協議会	A	C	A	○				
826	境港市	A	C		A	A	C					
827	米子市	A	A	市役所、委託先事業所	A	A	C					
828	岩美町	A	C		A	A	C					
829	智頭町	A	A	役所(H19.4.1~) 現在は県社協委託	A	B	C					
830	日南町	A	A	鳥取県西部9市町村 で共同実施	A	C	B					
831	北栄町	A	A	鳥取県中部総合事務 所(地域で設置して いる為)	A	C	C					
832	三朝町	A	B		B	B	B					
833	若桜町	A	C		A	C	C					
834	八頭町	A	A	県社会福祉協議会	A	C	C					
島根県												
835	出雲市	A	A	市役所	A	A	A	○	○			
836	江津市	A	A	市役所	A	C	A					
837	浜田市	A	A		A	C	A	○	○			
838	松江市	A	A	市役所	A	A	A				手話奉仕員(要約筆記)養成	
839	安来市	A	A	市役所福祉課	A	C	C					
840	海士町	A	C		C	C	C					
841	飯南町	A	C		A	C	A	○	○			
842	津和野町	A	A	役場及び事業所内	B	C	C					
843	西ノ島町	A	C		C	C	C					
844	東出雲町	A	C		A	C	C					
845	斐川町	A	C		A	C	A					
846	美郷町	A	C		C	C	C					
847	吉賀町	A	C		C	C	B					
岡山県												
848	井原市	A	A	市役所	A	C		○	○	○		



NO	市町村名	1	2	回答窓口	3	4	5	手話	要約	パソ	その他	6
849	岡山市	A	A	市役所	A	A	A		○		手話サークルへの補助	
850	倉敷市	A	A	市役所障害福祉課 社会福祉事務所	A	C	A	○	○		点訳・音訳奉仕員養成	
851	瀬戸内市	A	B		A	C	B					
852	総社市	A	A	福祉事務所	C	C	A	○	○			
853	玉野市	A	A	社会福祉事務所	A	C	A	○	○			
854	津山市	A	A	市社会福祉事務所	A	C	A	○	○		手話・要約の奉仕員の養成	
855	美作市	A	C		A	C	C					
856	備前市	A	B		A	A	A		○	○	手話奉仕員派遣事業	
857	奈義町	A	B		A	B	B					
858	吉備中央町	A	C		A	C	C					
859	西粟倉町	A	C		A	C	C					
860	美咲町	A	C		A	C	C					
861	矢掛町	A	C		A	C	C					
862	和気町	A	C		A	C	B					
<b>広島県</b>												
863	広島市	A	A	区役所	A	A	A	○	○	○		
864	安芸区	A	A	区役所	A	C	A	○	○	○	盲ろう者通訳介助者 声の広報/手話奉仕 員養成講座	
865	安芸高田市	A	C		A	C	A	○	○			
866	大竹市	A	C		A	A	A	○	○	○	手話奉仕員養成事業	
867	呉市	A	A		A	A	A	○	○	○	点訳奉仕員 朗読奉 仕員の養成事業	
868	江田島市	A	C		C	C	C					
869	庄原市	A	C		A	A	A	○	○	○		
870	竹原市	A	C		A	C	A	○	○			
871	廿日市市	A	A	市役所	A	C	A	○	○	○		
872	東広島市	A	A	市本庁社会福祉課	A	C	A	○	○			
873	福山市	A	A	福祉課	A	C	A	○	○			
874	府中市	A	C		A	C	A	○	○			
875	三次市	A	C		A	A	A	○	○			
876	三原市	A	A	社会福祉協議会	A	A	A	○	○	○		
877	安芸太田町	A	C		C	C	C	○				
878	大崎上島町	B	C		C	C	C					
879	海田町	A	C		C	C	A	○				
880	北広島町	A	C		C	C	C					
881	熊野町	A	C		B	C	B					
882	坂町	A	C		B	C	C					
883	神石高原町	B	C		C	C	C					
884	世羅町	B	C		C	C	C					
885	府中町	A	A	府中町民生部福祉課 (府中町役場内に設 置)	C	C	A				手話奉仕員養成講座 要約筆記奉仕員養成 講座	
<b>山口県</b>												
886	岩国市	A	A	障害者サービスセン ター	A	A	A	○	○	○		
887	宇部市	A	A	社会福祉協議会	A	A	A	○	○	○		
888	下関市	A	A	市役所	A	A	A				手話奉仕員養成講 座、要約筆記奉仕員 養成講座	
889	周南市	A	A	市役所、社会福祉協 議会	A	A	A	○	○	○		
890	萩市	A	A	萩市障害生活支援セ ンター	A	A	C					未就学ろう者へのピア カウンセラー通訳支援
891	光市	A	C		A	C	C					
892	防府市	C	A	市役所2名 社協1 名 市事業団1名	A	C	A				手話奉仕員養成事業	
893	山口市	A	A	社会福祉センター 「しらさぎ会館」	A	A	A	○	○	○	手話奉仕員派遣事業	
894	秋芳町	A	C		A	A	C					
895	阿武町	A	C		A	A	C					

NO	市町村名	1	2	回答窓口	3	4	5	手話	要約	パソ	その他	6
896	和木町	A	C		A	C	A	○	○			
897	平生町	A	C		A	C	C					
<b>徳島県</b>												
898	阿波市	A	C		C	C	A	○				
899	小松島市	A	A	市役所	A	A	A				手話奉仕員養成事業	
900	徳島市	A	A		A	A	A	○	○			
901	鳴門市	A	A	市役所庁舎内	B	C	A				手話奉仕員養成講座	
902	美馬市	A	C		C	C	C					
903	吉野川市	A	C		A	C	C					
904	藍住町	A	A	広域実施 生活支援 センター	A	C	A		○			
<b>香川県</b>												
905	さぬき市	A	A	さぬき市福祉事務所	A	C	C					
906	善光寺市	A	A	市役所社会福祉課	A	C	C					
907	高松市	A	A	市役所	A	C	A	○				
908	東かがわ市	A	A	市役所福祉課	A	C	C					
909	三豊市	A	C		A	C	B					
910	宇多津町	A	C		A	A	C					
911	琴平町	A	C		A	C	B					
912	多度津町	A	C		A	C	C					
913	土庄町	A	C		A	C	C					
914	まんのう町	A	C		A	C	C					
<b>愛媛県</b>												
915	今治市	A	A	市役所	A	A	A					
916	伊予市	A	C		A	C	C					
917	宇和島市	A	A	市役所障害福祉課	A	C	A	○	○			
918	大洲市	A	A	大洲市役所	C	C	A	○	○			
919	西条市	A	A	市役所	A	A	A	○	○	○	点訳・朗読	
920	西予市	A	B		C	C	A	○				
921	新居浜市	A	A	市役所	A	C	A	○	○			
922	松山市	A	A	市役所、障害福祉課	A	A	A	○	○	○		
923	八幡浜市	A	A	市役所	C	C	A	○				
924	愛南町	A	C		C	C	A					
925	伊方町	A	C		C	C	C					
926	上島町	A	C		B	B	C					
927	内子町	A	C		C	C	C					
928	久万高原町	A	C		A	C	C					
929	砥部町	A	C		A	C	A		○			
930	松野町	A	C		C	C	C					
<b>高知県</b>												
931	安芸市	A	C		A	C	C					
932	香南市	A	C		A	C	B					
933	香美市	A	A		A	C	C					
934	高知市	A	A	市役所	A	A	A	○				
935	土佐市	A	C		A	C	B					
936	室戸市	A	C		A	C	A	○				
937	大月町	B	C		C	C	C					
938	黒潮町	A	C		A	C	C					
939	黒潮町	A	C		A	C	C					
940	四万十町	A	C		A	C	C					
941	大豊町	B	C		B	C	C					
942	つるぎ町	A	C		C	C	C					
943	中土佐町	C	C		C	C	C					
944	仁淀川町	B	C		B	C	C					
945	東みよし町	B	B		C	C	C					
946	美波町	A	C		A	C	A	○	○		点字・声の広報等発行 事業	
947	大川村	A	C		A	C	C					
948	北川村	A	C		A	C	C					
<b>福岡県</b>												
949	福岡市	A	C		A	A	A	○	○	○		
950	北九州市	A	C		A	A	A	○	○	○		
951	朝倉市	A	A		A	C	A				手話奉仕員派遣	

NO	市町村名	1	2	回答窓口	3	4	5	手話	要約	パソ	その他	6
952	飯塚市	B	A	市役所 障害者施設	C	C	C					
953	春日市	A	A	市役所本庁	C	C	A	○	○			
954	久留米市	A	A		A	C	A	○		○		
955	古賀市	B	B		C	C	C					
956	太宰府市	A	A	市役所	B	C	C					
957	筑後市	B	A	福祉事務所	B	B	A				手話講座	
958	筑紫野市	A	A	福祉事務所	C	C	C					
959	中間市	A	A	市役所（障害者福祉係）ハピネス中間	B	C	C					
960	直方市	A	A	市役所案内窓口	C	C	A	○				
961	前原市	A	A	市役所	C	C	C					
962	宮若市	C	A	各市町の社会福祉協議会（1市2町での事業のため日により配置市町の変更）	B	C	C					
963	宗像市	A	C		B	C	C					
964	柳川市	B	C		B	C	B					
965	八幡市	A	A	市役所	A	B	A	○	○			
966	行橋市	A	A	市役所	B	C	B					要約筆記奉仕員養成事業および手話奉仕員養成事業研修による援助者の育成
967	志免町	B	A	役所	C	C	C					
968	芦屋町	B	C		C	C	C					
969	宇美町	B	A	役場 窓口	C	C	C					
970	香春町	B	B		B	C	C					
971	粕屋町	B	C		C	C	C					
972	鞍手町	C	A		B	C	C					
973	篠栗町	B	A	健康課窓口	B	C	C					
974	筑前町	A	C		A	A	C					
975	遠賀町	A	C		C	C	C					
976	福智町	A	C		A	C	C					
977	水巻町	A	C		C	C	C					
978	矢部村	B	B		B	B	B					
979	与那原町	C	C		C	C	C					
980	築上町	A	C		C	C	C					
981	星野村	B	B		B	C	C					
佐賀県												
982	嬉野市	A	C		A	C	C					
983	唐津市	A	A	市障害者福祉課	A	C	A	○	○			
984	神崎市	C	C		C	C	C					
985	久保田市	A	C		A	C	C					
986	小城市	A	C		A	C	C					
987	佐賀市	A	A	市役所総合受付	A	C	A	○	○		要約筆記奉仕員養成事業	
988	多久市	A	C		A	C	C					
989	武雄市	A	A	市役所	A	C	C					
990	大町町	A	C		A	B	C					
991	川副町	A	C		A	C	C					
992	白石町	A	C		A	C	C					
993	東与賀町	A	A	役場	A	C	C					
994	太良町	A	C		A	C	C					
長崎県												
995	諫早市	A	A	市役所 障害福祉課	A	C	A	○			要約筆記者の養成講習会はH19年度から実施予定	
996	壱岐市	B	C		C	C	C					
997	雲仙市	A	C		C	C	C					
998	大村市	A	A	市役所	B	C	A	○	○			
999	佐世保市	A	A	市役所 障害福祉課	A	C	A	○				
1000	島原市	C	C		C	C	C					手話奉仕員派遣

NO	市町村名	1	2	回答窓口	3	4	5	手話	要約	パソ	その他	6
1001	長崎市	A	A	障害福祉課 障害福祉センター	A	A	A	○	○	○		
1002	平戸市	C	C		C	C	C				手話奉仕員派遣事業を19年度から実施予定	
1003	松浦市	B	C		B	C	C					
1004	南島原市	B	A		C	C	C					
1005	川棚町	A	B		B	C	C					
1006	鹿町町	B	C		B	C	C					
1007	長子町	A	A	役所福祉課	A	C	A	○	○			
1008	時津町	C	A	役場福祉課	C	C	A	○				
1009	江迎町	A	C		A	C	C					
1010	東彼杵町	B	B		B	C	C					
1011	波佐見町	A	B		B	C	C					
<b>熊本県</b>												
1012	阿蘇市	A	C		A	C	C					
1013	天草市	A	C		A	C	C					
1014	荒尾市	A	A	市庁舎総合案内	A	C	C					
1015	宇城市	A	C		A	C	C					
1016	宇土市	A	B		B	B	C					
1017	菊池市	A	C		C	C	C					
1018	熊本市	A	A	市役所	A	A	A	○	○	○		
1019	合志市	A	C		A	C	C					
1020	玉名市	A	C		A	C	C					
1021	八代市	A	A	市本庁総合案内所	B	B	A	○				
1022	山鹿市	A	C		A	C	C					
1023	芦北町	A	C		A	C	B					
1024	大津町	A	B		A	C	A		○			
1025	御船町	A	C		C	C	C					
1026	菊陽町	A	C		C	C	C					
1027	城南町	A	C		A	C	C					
1028	相良町	B	B		B	C	C					
1029	多良木町	A	C		A	A	C					
1030	長洲町	A	C		A	A	C					
1031	富合町	A	C		A	C	C					
1032	氷川町	A	C		A	C	C					
1033	山都町	A	C		A	A	C					
1034	苓北町	B	C		B	C	C					
1035	和水町	A	C		A	C	C					
1036	五木村	B	C		B	B	C					
<b>大分県</b>												
1037	宇佐市	A	C		C	C	A	○				
1038	佐伯市	A	A		B	C	A	○	○			
1039	中津市	A	A	中津市役所社会福祉課 障害福祉係	B	C	A	○				
1040	日田市	A	A	福祉課	C	C	A	○				
1041	豊後大野市	A	A	市役所(週3回)訪問支援	B	C	A	○				
1042	豊後高田市	A	C		A	C	C					
1043	別府市	A	A		A	A	A	○	○	○		
1044	由布市	A	C		A	C	B					
1045	玖珠町	A	B		A	C	C					
1046	日出町	A	C		A	C	C					
<b>宮崎県</b>												
1047	小林市	A	C		C	C	A	○				
1048	西都市	A	C		A	C	A	○				
1049	延岡市	A	C		A	C	A	○	○			
1050	都城市	A	A	市役所	A	C	A	○	○			

NO	市町村名	1	2	回答窓口	3	4	5	手話要約パソ			その他	6
								手話	要約	パソ		
1051	宮崎市	A	A	市役所障害福祉課相談室 宮崎市聴覚障害者協会	A	C	A				手話通訳奉仕員養成事業※但しH18年度で廃止 H19年度からは県で実施	・手話ビデオ作成事業 宮崎市広報を手話でビデオ化したものを貸し出す ・聴覚コミュニケーション支援事業 日常利用する事業所(病院・デパート等)に手話講師を派遣し、手話の指導を行うことでその事業所に手話通訳員を養成配置する(H18年で廃止)
1052	綾町	A	C		A	C	C					
1053	木城町	A	C		A	C	C					
1054	北川町	A	C		A	C	C					
1055	清武町	A	A	役場	A	C	C					
1056	新富町	A	A		A	C	C					
1057	都農町	A	C		A	C	C					
1058	野尻町	A	C		C	C	C					
1059	日之影町	B	B		B	B	C					
1060	門川町	A	B		C	C	A	○				
1061	諸塚村	A	C		C	C	C					
<b>鹿児島県</b>												
1062	奄美市	A	A	市役所	C	C	A	○				
1063	いちき串木野市	A	A	市役所(福祉課)	C	C	A	○				
1064	指宿市	A	A	市指宿庁舎・山川庁舎・開聞庁舎各障害福祉係	A	C	A	○	○			
1065	西之表市	C	C		C	C	C					
1066	大口市	A	C		B	C	C					
1067	鹿児島市	A	A	市役所、各支所、福祉課	A	C	A	○				
1068	鹿屋市	A	C		A	C	A	○	○			
1069	霧島市	A	A	市役所(本庁・支所)	C	C	A	○				
1070	薩摩川内市	A	A		C	C	A					手話奉仕員・朗読奉仕員
1071	垂水市	A	C		A	C	C					
1072	日置市	A	A	市福祉事務所	C	C	A	○			手話(通訳者)奉仕員養成事業	
1073	伊仙町	C	C		C	C	C					
1074	上屋久町	C	C		C	C	C					
1075	加治本町	A	C		C	C	C					
1076	川辺町	A	C		A	C	C					
1077	肝付町	A	C		A	C	B					
1078	さつま町	A	C		C	C	C					
1079	知覧町	A	C		C	C	C					
1080	知名町	B	C		C	C	C					
1081	天城町	C	B		C	C	C					
1082	長島町	B	C		C	C	C					
1083	中種子町	A	C		B	C	C					
1084	錦江町	A	A	町社会福祉協議会	A	C	C					
1085	東串良町	A	C		A	C	C					
1086	龍郷町	C	B		B	B	C				「手話通訳者派遣事業」実施要項は制定したが、派遣登録等については、これから登録し実施する	
1087	徳之島町	A	B		B	C	B					
1088	宇検村	C	C		C	C	C					
1089	大和村	C	C		C	C	C					

NO	市町村名	1	2	回答窓口	3	4	5	手話要約			その他	6
								手	要	パ		
<b>沖縄県</b>												
1090	浦添市	A	A	役所	A	C	A	○	○			朗読奉仕員養成事業(音訳ボランティア養成。発声練習や音訳表現技術、テープ作成までの基礎知識を養う)
1091	うるま市	A	A	市役所 障害福祉課	A	C	B					
1092	沖縄市	A	A		B	B	A					
1093	宜野湾市	B	A	役所	C	C	A	○				
1094	名護市	A	A	福祉事務所	A	C	C					
1095	宮古島市	A	A	福祉保健部、平良庁舎市民生活班	C	C	A	○				
1096	大崎町	A	C		A	C	C					
1097	南風原町	A	A	役所	A	B	A	○				
1098	与那国町	C	C		C	C	C					
1099	粟国村	C	C		C	C	C					
1100	伊江村	C	C		C	C	C					
1101	伊是名村	C	C		C	C	C					
1102	伊是名村	C	C		C	C	C					
1103	北中城村	B	C		C	C	B					
1104	国頭村	C	C		C	C	C					
1105	座間味	C	C		C	C	C					
1106	渡嘉敷村	C	C		C	C	C					
1107	中城村	C	C		C	C	C					H19年度よりコミュニケーション支援事業実施予定 上記1~3の事業
1108	中城村	C	C		C	C	C					
1109	東村	C	C		C	C	C					
1110	読谷村	A	A		A	C	A	○	○			
1111	渡名喜村	C	C		C	C	C					
<b>不明分</b>												
1112	不明1	A	C		A	C	C					
1113	不明2	A	B		A	C	B					
1114	不明3	B	C		B	C	C					
1115	不明4	A	C		A	C	B					
1116	不明5	A	C		A	C	C					
1117	不明6	C	C		C	C	C					
1118	不明7	A	A	市役所	A	C	A	○				
1119	不明8	A	C		B	B	A	○				
1120	不明9	A	A		B	C	A	○				